

令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する 調査検討業務 報告書

令和6年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成 26(2014)年 1 月、汚水処理を所管する 3 省(国土交通省、農林水産省、環境省)で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、汚水処理施設の中期(10 年程度)での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和 3(2021)年度末時点で約 930 万人が汚水処理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。そうした汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっているが、未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題になっている。

単独転換や浄化槽の維持管理向上のため、令和元(2019)年に公布された浄化槽法の一部を改正する法律により特定既存単独処理浄化槽に対する措置や公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳、法定協議会等が定められた。これらの制度の活用促進のため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針(令和 2(2020)年 3 月 2 日環循適発第 2003027 号環境大臣決定)」や「公共浄化槽整備運営マニュアル(令和 5(2023)年 3 月)」を定めたところであるが、改正浄化槽法が施行され約 3 年が経過したものの特定既存単独処理浄化槽への対応や協議会等の制度が十分に活用されていない状況にある。

また、平成 30(2018)年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」(以下、「廃棄物処理施設整備計画」という。)の目標では、令和 4(2022)年度を目標年度として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量が掲げられた。この浄化槽整備に関する進捗評価・分析に基づく短期的・中長期的な整備促進策の検討・実施は喫緊の課題である。

未普及解消のためには改正浄化槽法に基づく制度の普及展開が必要であり、また浄化槽整備に関する進捗状況評価に基づく施策検討のためには、浄化槽に係る情報を的確に把握する調査や事例収集及び課題把握を実施することが重要である。

そこで本業務では、全国自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効果的・効率的な整備及び運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成するとともに、地方公共団体が実施する浄化槽に関する整備状況の進捗評価を行い、改正浄化槽法に基づく汚水処理サービスの一層の充実にに向けた方策の検討を行った。

目次

1	浄化槽整備促進に向けた現状調査.....	8
1.1	調査実施計画の作成.....	8
1.2	浄化槽等の普及状況等に関する調査.....	16
1.3	浄化槽の指導普及に関する調査.....	22
1.4	調査の進捗管理.....	24
1.5	過年度調査結果との比較分析.....	24
1.6	次年度調査に向けた検討.....	34
2.	改正浄化槽法に基づく制度活用の現状・課題.....	39
2.1	指導普及調査集計結果による現状分析.....	39
2.2	ヒアリング調査の実施.....	51
2.3	ヒアリング結果の整理.....	54
3.	重点目標指標に係る把握・分析.....	78
3.1	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率.....	78
3.2	浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合.....	79
3.3	省エネ型浄化槽の導入によるCO ₂ 排出削減量.....	81
3.4	重点目標指標の達成率と未達要因の検討.....	90
4.	浄化槽法施行状況点検検討会の実施.....	93
4.1	設置要綱.....	93
4.2	開催日程.....	94
4.3	委員.....	94
4.4	各回の実施概要.....	95
5.	参考資料.....	97
5.1	都道府県のヒアリングにおける回答内容.....	97
5.2	浄化槽法施行状況点検検討会の議事録・議論の概要.....	129
5.3	自治体の取組促進に向けた周知資料.....	147

目次

図 1-1 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Data_Copy 関数)	11
図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート)	12
図 1-3 指導普及調査フロー	22
図 2-1 2022 年度の各都道府県の特定既存単独の判定基数と指導・助言件数	40
図 2-2 浄化槽処理促進区域の指定割合	47
図 2-3 浄化槽処理促進区域指定済み自治体数(指定理由別)	48
図 2-4 公共浄化槽等推進事業の実施自治体数	50
図 2-5 鹿児島県の策定した特定既存単独に関する判定フロー	52
図 2-6 特定既存単独の判定プロセス	56
図 2-7 鹿児島県の特定既存単独判定後の改善状況	58
図 3-1 CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移(目標策定時の方法に基づく評価)	88
図 3-2 CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移(実績ベースの方法に基づく評価)	90
図 3-3 浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合の平成 27(2015)年度以降における推移	92

表 目次

表 1-1	調査票修正内容.....	9
表 1-2	全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末).....	17
表 1-3	指導普及調査の調査項目一覧(令和5(2023)年度).....	23
表 1-4	過年度比較チェック基準.....	25
表 1-5	4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準)).....	28
表 1-6	4(1)の基準値1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	28
表 1-7	4(1)の基準値2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	28
表 1-8	4(1)の基準値3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	28
表 1-9	6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係).....	29
表 1-10	6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係).....	29
表 1-11	6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第53条又は条例関係).....	29
表 1-12	6(2)の基準値1(行政処分を行った根拠).....	30
表 1-13	6(2)の基準値2(行政処分を行った根拠).....	30
表 1-14	7の基準値1(浄化槽関係業者数).....	30
表 1-15	7の基準値2(浄化槽関係業者数).....	31
表 1-16	16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績).....	31
表 1-17	20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況).....	31
表 1-18	整合性チェック基準(視認).....	32
表 1-19	これまでに調査したことのある設問と過去6年間の調査対象設問.....	34
表 1-20	令和6年度以降の調査項目案.....	37
表 2-1	特定既存単独の基数.....	39
表 2-2	特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数.....	40
表 2-3	2021年度末時点の都道府県における台帳項目別の情報管理状況.....	41
表 2-4	2021年度末時点の浄化槽台帳の精査方法と保守点検・清掃情報の収集形態.....	42
表 2-5	2022年度末時点の保守点検・清掃の都道府県別実施状況.....	44
表 2-6	2022年度末時点で法定・非法定協議会が組成されている自治体.....	46
表 2-7	指定済み自治体数が都道府県内自治体数に占める割合.....	48
表 2-8	2020年7月末から2021年3月末の期間の自治体数増減.....	49
表 2-9	2021年3月末から2022年3月末の期間の自治体数増減.....	49
表 2-10	2022年3月末から2023年3月末の期間の自治体数増減.....	50
表 2-11	導入済み自治体数の割合が大きい都道府県.....	51
表 2-12	各制度のヒアリング調査の対象と目的.....	51
表 2-13	「特定既存単独に対する措置」に関するヒアリング事項.....	52
表 2-14	「浄化槽台帳整備」に関する質問事項.....	53
表 2-15	協議会に関するヒアリング項目.....	53
表 2-16	ヒアリング調査実施日と調査対象の制度.....	54

表 2-17	ヒアリング項目別の調査結果の概要	55
表 2-18	特定既存単独の判定における工夫点	57
表 2-19	特定既存単独の判定における課題	59
表 2-20	特定既存単独に関連して環境省に寄せられた要望	60
表 2-21	特定既存単独に関する措置の課題と対応策	60
表 2-22	ヒアリング項目別の調査結果の概要	62
表 2-23	浄化槽台帳整備における工夫点（維持管理情報の収集）	63
表 2-24	浄化槽台帳整備における工夫点（浄化槽台帳情報の精査）	65
表 2-25	浄化槽台帳の活用用途	66
表 2-26	浄化槽台帳によって自治体の実感している効果	66
表 2-27	浄化槽台帳の整備における課題	67
表 2-28	浄化槽台帳の精査における課題	69
表 2-29	浄化槽台帳の整備に関連して環境省に寄せられた要望	69
表 2-30	浄化槽台帳整備に関する措置の課題と対応策	69
表 2-31	ヒアリング項目別の調査結果の概要	71
表 2-32	協議会の組成における工夫点	73
表 2-33	市町村が実感している法定化したメリット	75
表 2-34	協議会における議論内容	75
表 2-35	協議会の活用によって自治体の実感している法定化したメリット・効果の発現	76
表 2-36	協議会における課題点	76
表 2-37	議論の場が醸成されているために協議会を組成しない事例	77
表 3-1	浄化槽普及人口及び浄化槽普及率	79
表 3-2	合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合	80
表 3-3	先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数	81
表 3-4	先進的省エネ型浄化槽の比率（適合率、ラインナップベース）	82
表 3-5	家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況	83
表 3-6	2022年度の家庭用浄化槽基数の出荷比率	85
表 3-7	家庭用浄化槽の補正後新設基数	85
表 3-8	中型・大型浄化槽の新設基数	86
表 3-9	中型・大型浄化槽の補正後新設基数（目標策定時点）	86
表 3-10	中型・大型浄化槽の補正後新設基数（実績ベース）	86
表 3-11	先進的省エネ型浄化槽によるCO ₂ 削減量（目標策定時の方法に基づく評価）	87
表 3-12	先進的省エネ型浄化槽によるCO ₂ 削減量（実績ベースの方法に基づく評価）	89
表 4-1	検討会の実施概要	94
表 4-2	浄化槽法施行状況点検検討会（第1回）開催概要	95
表 4-3	浄化槽法施行状況点検検討会（第2回）開催概要	96

基本情報

■ 業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者: エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
業務責任者: サステナビリティ事業部 小林和樹
統括責任者: サステナビリティ事業部 三堀純

■ 本報告書の表記方法について

- 年度は、西暦での記載を基本とするが、和暦の記載がある場合は西暦を併記した。

■ スケジュール

- 本業務は令和5(2023)年4月～令和6(2024)年3月の間、次頁に示す実施計画を立て、業務を行った。

1 浄化槽整備促進に向けた現状調査

1.1 調査実施計画の作成

本業務では、浄化槽等の普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について契約後 2 週間以内に実施計画を作成し確定した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

浄化槽等の普及状況等調査では、集計結果のエラーチェック、結果の分析及び公表資料の作成を行った。調査票の送付、回収、取りまとめ等については調査実施主体である農林水産省・環境省・国土交通省において実施した。

(1) 調査票記入・受領・集約工程

調査票の誤記入、記入すべき箇所の無記載などを記入者が確認できるセルフチェックプログラム(以下、「セルフチェックマクロ」という。)を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、受領は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

(2) 集計工程

本調査では、都道府県において市町村別個票データを集約する工程があり、集約・集計工程が複数回ある。可能な限り集計工程において手作業ではなく自動化することが転記・集計のミス削減につながることから、以下の方法にて効果的・効率的に遂行することとした。

- 市町村別個票の転記・集約・集計工程について、Microsoft Excel(以下、「Excel」という。)のマクロを用いて自動化ツールを作成した。
- 資料作成後のエラーチェック工程の数値整合性の確認に活用するため、転記・集約工程の完了した中間データを別途整理した。

(3) エラーチェック

環境省より集計結果を受領し、前年度データと突合しての数値の比較チェック及び都道府県、市町村内の数値の報告値と集計値が一致するかの論理チェックを実施した。データ突合は、各データ(汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数)を比較して確認した。

(4) 公表資料の作成

集計結果確定後に、汚水処理人口普及率などを公表するに際しての付属資料について、追加集計を行い作成した。

1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 調査設計

調査票の内容に関し、以下の点について修正又は追加を行った。

表 1-1 調査票修正内容

シート	設問	新規追加	構成修正	備考
17	17. 浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況			条項追加し記述式に変更
21	21. 協議会等の整備状況			R4 集計表を基に修正フラグの追加
23	23. 浄化槽の保守点検・清掃の実施状況			

(2) 調査票記入・受領・集約工程

調査票に誤った記入があること、記入すべき箇所に記載がないこと等を記入者が確認できるセルフチェックプログラム(以下、「セルフチェックマクロ」という。)を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、回収は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

(3) 集計工程

都道府県集計前に、各都道府県調査票において市町村集計の実施有無を確認し、状況を一覧表にまとめた。その後、市町村集計が未着手の都道府県において、Excel マクロの自動化ツールを用いて集計を実施した。

(4) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは、調査票内の整合性チェック(以下、「整合性チェック」という。)及び過年度データとの突合による比較チェック(以下、「過年度比較チェック」という。)の2段階で実施した。

整合性チェック及び過年度比較チェックは、Excel マクロによる自動化ツールと視認で実施した。

1) 過年度比較チェックの基準値設定

設問別に過年度比較チェックを行うに当たり、年度間差分について基準値を設定した。基準値は2023年度分の前年度差分平均の5%を上回る年度間差分とした。

2) 自動化ツールのフローチャート

次頁以降に整合性チェック及び過年度比較チェックに係る自動化ツールのフローチャートを示す。



図 1-1 エラーチェック自動化ツールのフローチャート (No_12_Data_Copy 関数)

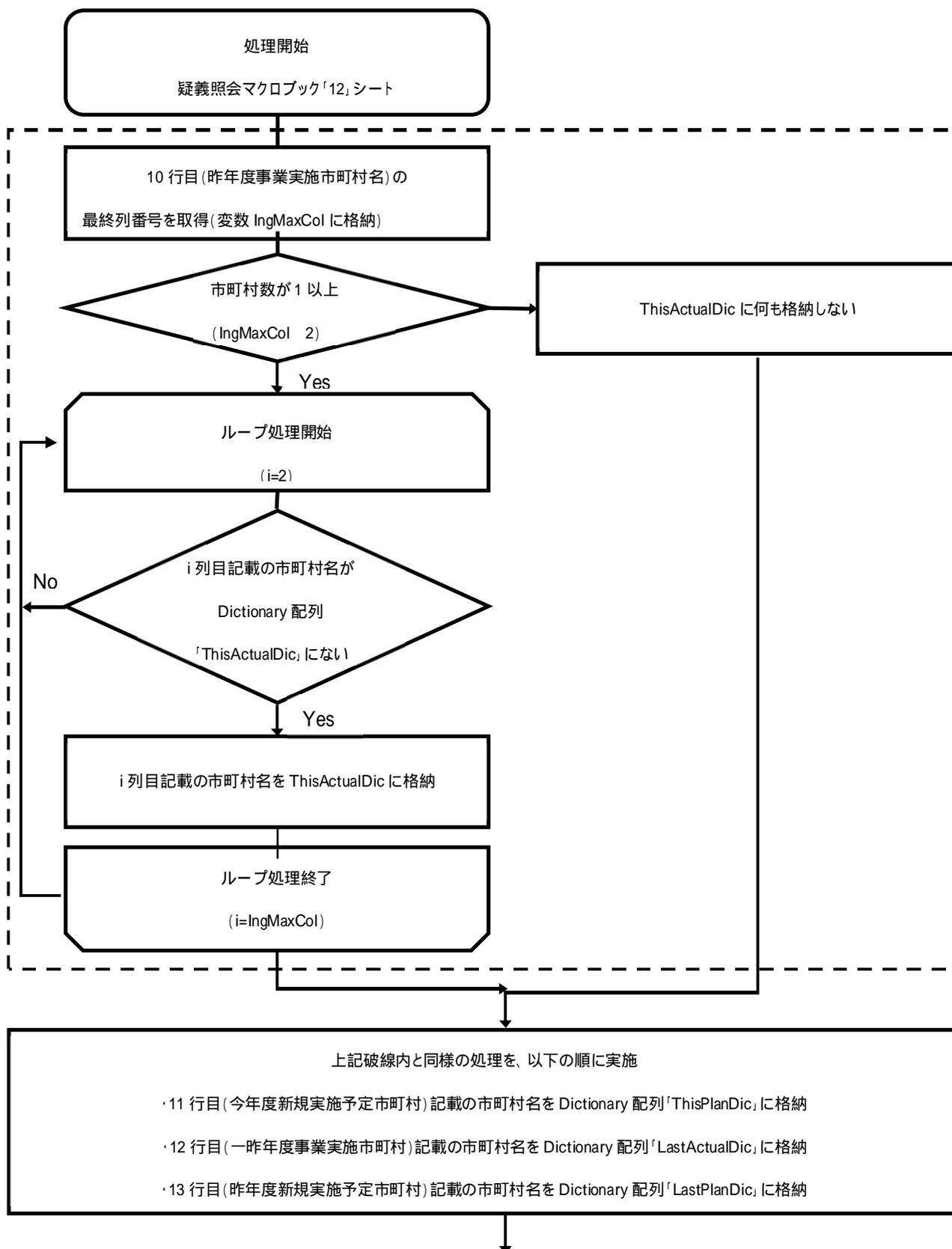


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート (No_12_Check のフローチャート)

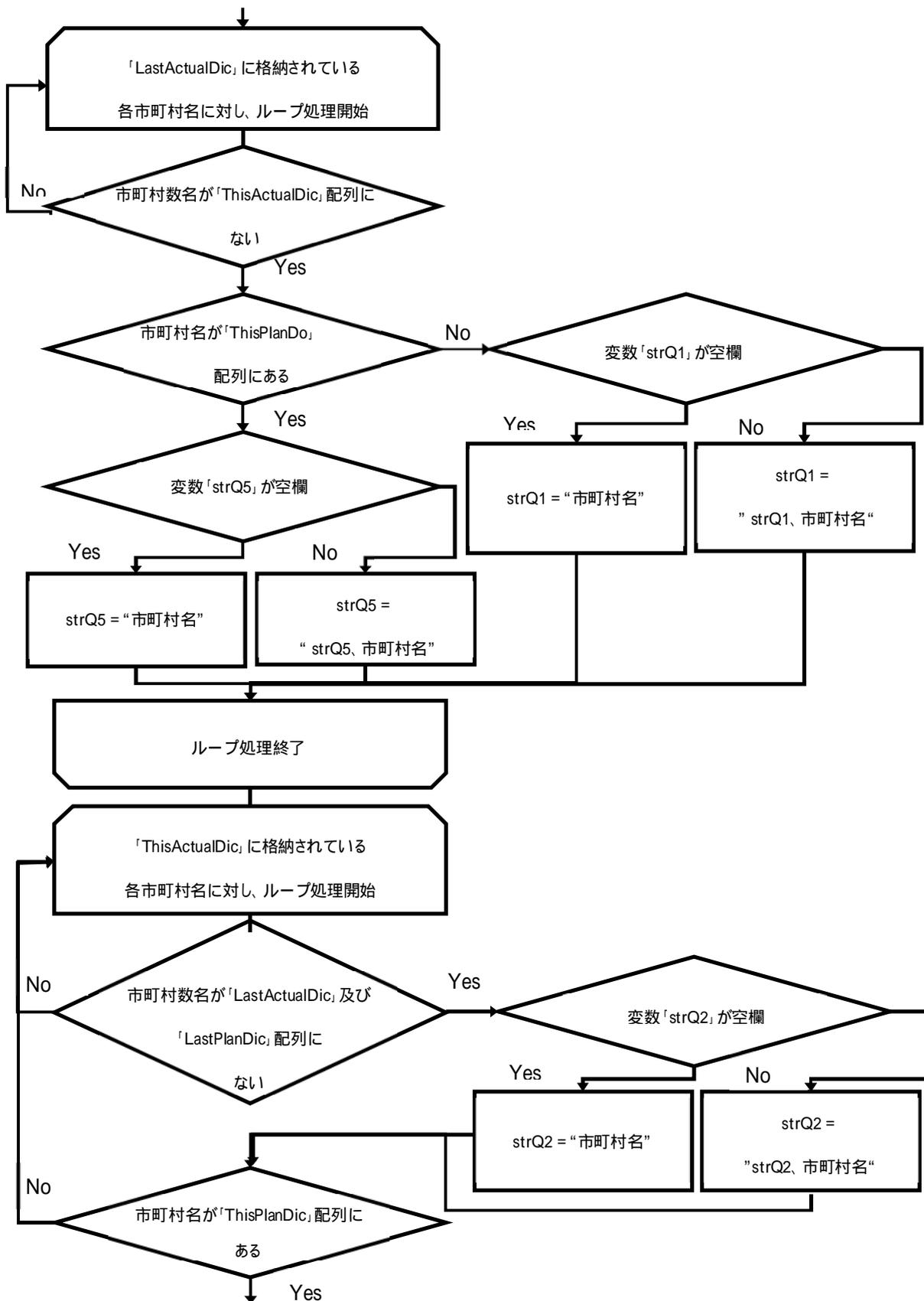


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

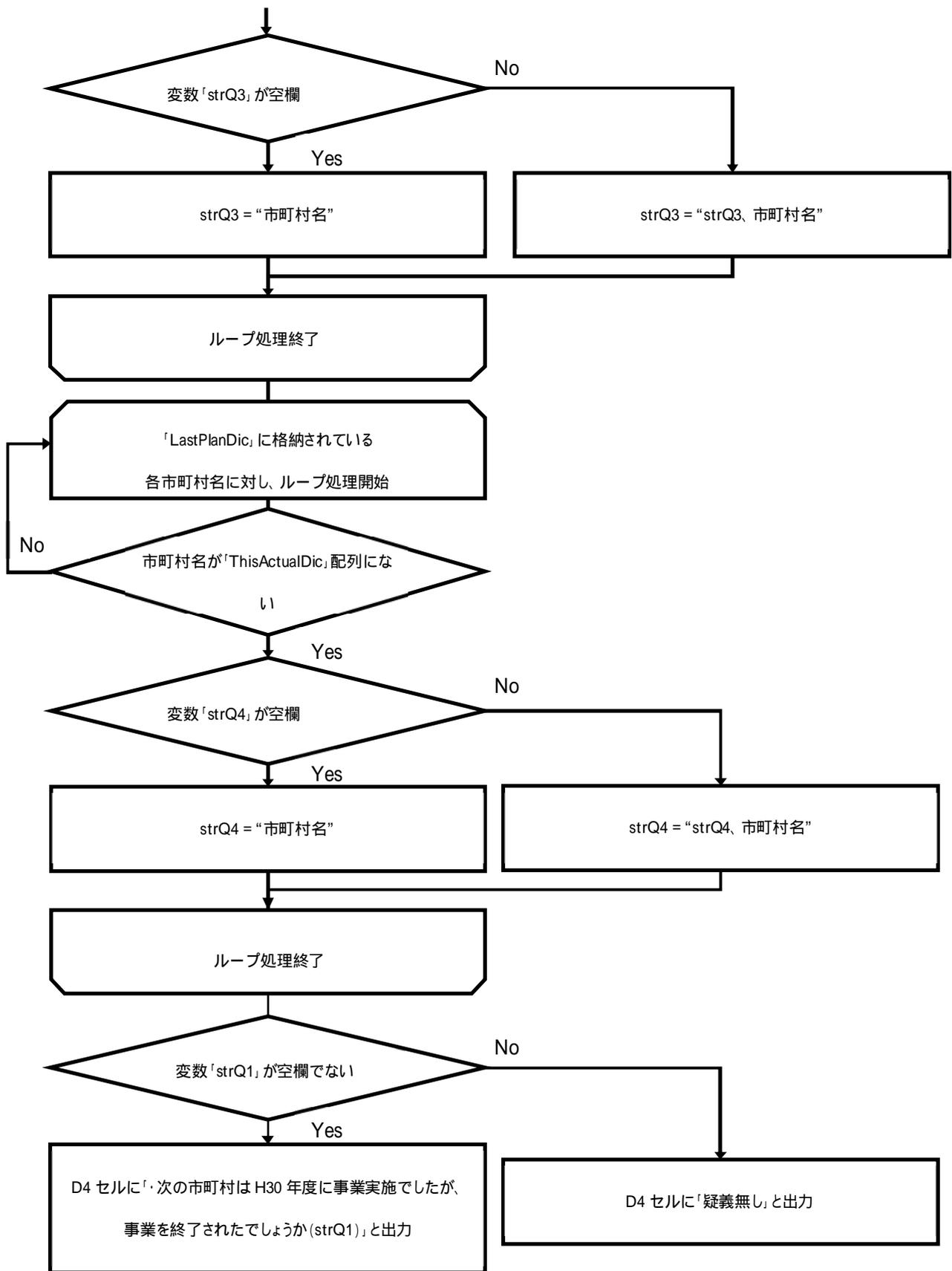


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

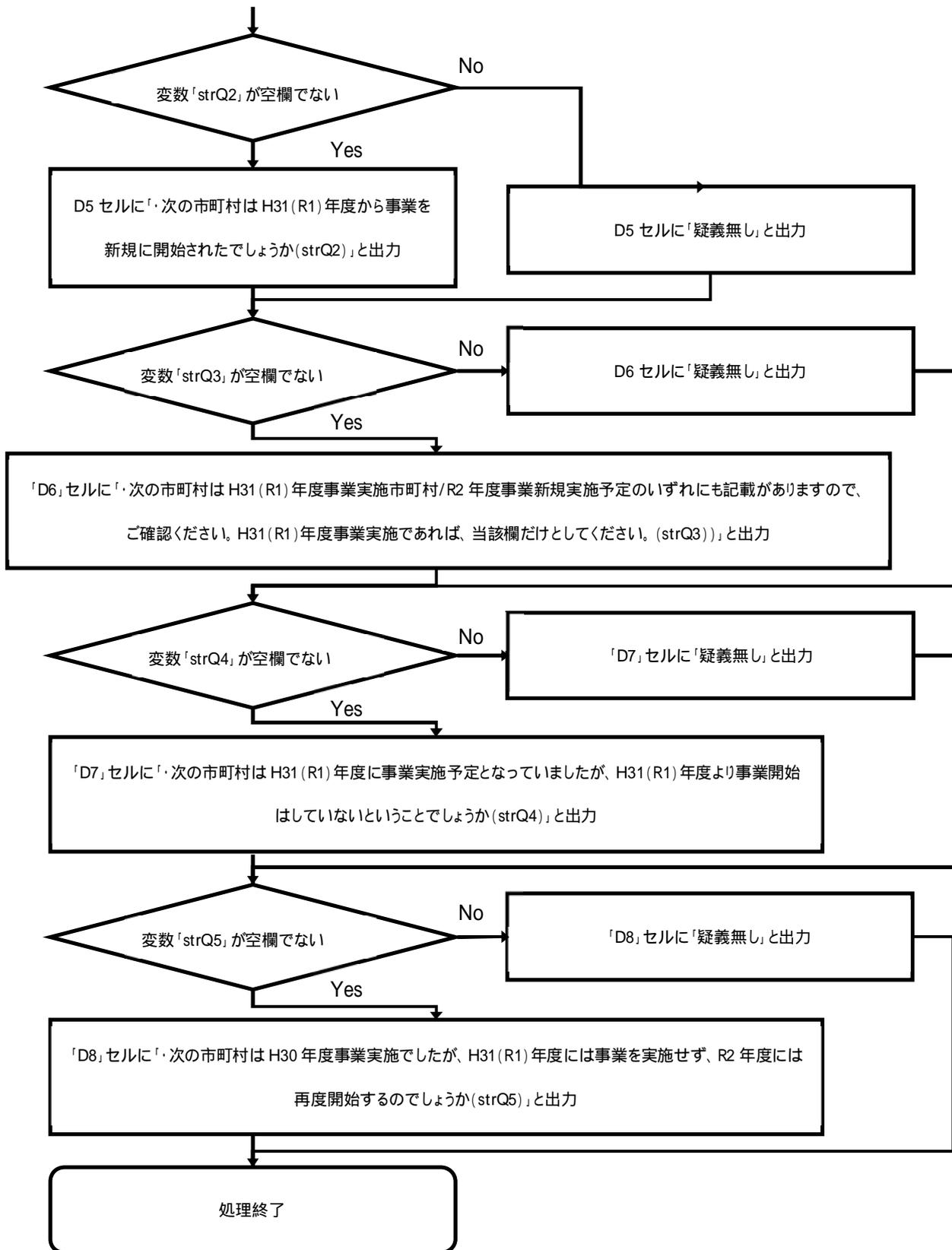


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行った。

1.2.1 市町村データの集約

市町村データを都道府県集約表に集約し、その都道府県集約表のデータを一つの全国集約表に集約した。集約作業においては、Excel マクロにて自動化ツールを作成し、そのツールを用いて集約を行った。

1.2.2 エラーチェック

都道府県調査票を集約した「全国集計表」について、以下の2つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものをを用い、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

(1) 整合性チェック

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値(市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計)が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

(2) 対前年度比差分率チェック

前年度データと今年度データの差分をとり、対前年度比差分率を算出し、その比率が指定した値以上になっていないかを確認した。指定した値以上であった場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

1.2.3 結果の分析と公表資料の作成

確定した集計値を基に、各市町村における浄化槽普及率について分析を行い、公表資料を作成した。

(1) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)

調査結果(令和4(2022)年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和5(2023)年8月22日に公表された。

表 1-2 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)
(令和5年8月22日公表資料 資料1-4)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)

北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県	
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
札幌市	0.1%	下川町	13.6%	西白根村	0.0%	女川町	12.4%	秋田市	1.7%	山形市	0.2%	福島市	21.4%
函館市	2.3%	美深町	11.7%	藤岡町	1.3%	南三陸町	67.1%	能代市	22.9%	米沢市	22.6%	会津若松市	13.6%
小樽市	0.1%	音威子府村	8.2%	大崎町	20.9%	宮城県	7.0%	横手市	21.5%	鶴岡市	2.6%	郡山市	14.5%
旭川市	1.3%	中川町	12.3%	田舎館村	0.9%			大館市	10.8%	酒田市	3.4%	いわき市	34.4%
室蘭市	0.2%	幌加内町	31.5%	板柳町	2.7%			男鹿市	4.3%	新庄市	17.4%	白河市	17.4%
釧路市	0.3%	増毛町	8.2%	鶴田町	1.6%			湯沢市	24.0%	寒河江市	11.5%	須賀川市	16.1%
帯広市	1.8%	小平町	5.9%	中泊町	7.8%			鹿角市	14.4%	上山市	8.6%	須賀川市	16.1%
北見市	2.4%	苫前町	3.8%	野辺地町	68.6%			由利本荘市	16.6%	村山市	5.0%	喜多方市	22.2%
夕張市	26.8%	羽幌町	1.9%	七戸町	41.1%			湯上市	1.1%	長井市	19.1%	相馬市	17.9%
岩見沢市	4.5%	初山別村	17.1%	六戸町	20.9%			大仙市	17.3%	天童市	0.7%	二本松市	49.0%
網走市	5.4%	遠別町	11.7%	横浜町	36.0%			北秋田市	12.9%	東根市	4.2%	田村市	37.7%
留萌市	2.4%	天塩町	8.4%	東北町	31.5%			にかほ市	2.7%	尾花沢市	41.2%	南相馬市	25.5%
苫小牧市	0.3%	糠根村	17.7%	六ヶ所村	3.1%			仙北市	23.0%	南郷市	19.9%	伊達市	27.4%
稚内市	3.8%	浜頓別町	6.7%	おいらせ町	21.3%			小坂町	14.4%	山辺町	1.3%	本宮市	32.6%
美瑛市	3.7%	中頓別町	10.9%	大間町	9.0%			上小阿仁村	11.6%	中山町	0.1%	桑折町	29.3%
芦別市	2.4%	枝幸町	8.2%	東通村	12.0%			藤里町	13.5%	河北町	3.6%	国見町	21.5%
江別市	1.5%	豊富町	6.5%	鳳間浦村	33.4%			三種町	9.4%	西川町	27.5%	川俣町	66.3%
赤平市	1.8%	札文町	13.0%	佐井村	5.5%			八峰町	1.6%	朝日町	70.8%	大玉村	39.8%
紋別市	2.4%	利尻町	4.0%	三戸町	17.1%			五城目町	9.0%	大江町	27.7%	鏡石町	6.8%
士別市	9.6%	利尻富士町	1.1%	五戸町	11.0%			八郎湯町	0.3%	大石田町	4.0%	天栄村	27.0%
名寄市	10.4%	幌延町	18.3%	田子町	63.2%			井川町	2.9%	金山町	29.5%	下郷町	37.0%
三笠市	1.4%	美幌町	6.7%	南部町	20.6%			大湯村	29.6%	最上町	35.2%	檜枝岐村	0.0%
根室市	5.3%	津別町	15.0%	階上町	27.2%			美郷町	48.0%	舟形町	3.8%	只見町	18.0%
千歳市	1.3%	斜里町	12.1%	階上町	27.2%			羽後町	17.0%	真室川町	42.3%	南会津町	18.8%
滝川市	3.4%	清里町	22.6%	新郷村	7.2%			東成瀬村	86.8%	大蔵村	27.7%		
砂川市	3.0%	小清水町	27.1%							鮭川村	29.6%		
歌志内市	0.6%	訓子府町	23.1%							戸沢村	22.6%		
深川市	10.8%	蘆戸町	16.0%							高倉町	12.6%		
富良野市	11.1%	佐呂間町	24.6%							川西町	33.6%		
登別市	1.3%	遠軽町	4.1%							小国町	15.1%		
恵庭市	1.4%	湧別町	20.7%							白鷹町	18.1%		
伊達市	4.6%	滝上町	9.6%							飯豊町	14.7%		
北広島市	0.8%	興部町	5.2%							三川町	0.6%		
石狩市	1.2%	西興部村	6.1%							庄内町	1.6%		
北斗市	1.6%	雄武町	9.6%							遊佐町	3.9%		
当別町	4.2%	大空町	24.6%										
新篠津村	44.9%	豊富町	14.7%										
松前町	27.2%	豊浦町	14.7%										
福島町	25.1%	壮瞥町	20.5%										
知内町	12.8%	白老町	2.5%										
木古内町	3.1%	厚真町	46.5%										
七飯町	1.7%	洞爺湖町	10.3%										
鹿部町	24.4%	安平町	10.1%										
森町	4.7%	むかわ町	18.9%										
八雲町	2.6%	日高町	14.3%										
長刀部町	9.8%	平取町	40.5%										
江差町	14.2%	新冠町	26.0%										
上ノ国町	2.1%	浦河町	11.1%										
厚沢部町	29.0%	様似町	9.5%										
乙部町	5.1%	えりも町	15.9%										
奥尻町	13.8%	新ひだか町	9.2%										
今金町	18.3%	音更町	6.7%										
せたな町	5.3%	土機町	22.4%										
島牧村	56.0%	上土幌町	15.4%										
寿都町	29.0%	鹿追町	32.2%										
黒松内町	12.2%	新得町	12.6%										
蘭越町	39.2%	清水町	17.4%										
二セコ町	31.7%	芽室町	17.7%										
真狩村	18.7%	中札内村	25.1%										
留寿都村	15.5%	更別村	31.8%										
喜茂別町	10.2%	大樹町	14.3%										
京福町	14.0%	広尾町	7.2%										
俱知安町	9.4%	幕別町	8.4%										
共和町	7.8%	池田町	15.4%										
岩内町	2.7%	豊頃町	24.4%										
泊村	1.2%	本別町	18.9%										
神恵内村	55.7%	足寄町	7.8%										
積丹町	24.3%	陸奥町	9.0%										
古平町	2.9%	浦幌町	19.4%										
仁木町	49.2%	釧路町	3.1%										
余市町	2.4%	厚岸町	4.5%										
赤井川村	19.9%	浜中町	20.6%										
南幌町	10.5%	標茶町	10.6%										
奈井江町	7.8%	弟子屈町	9.7%										
上砂川町	4.7%	鶴居村	39.0%										
由仁町	18.8%	白糠町	4.4%										
長沼町	19.8%	別海町	25.8%										
栗山町	11.0%	中標津町	8.3%										
月形町	41.3%	標津町	12.8%										
浦臼町	19.7%	羅臼町	59.7%										
新十津川町	17.4%												
妹背牛町	23.7%												
杓父別町	19.8%												
雨竜町	22.1%												
北竜町	33.6%												
沼田町	18.1%												
鷹栖町	20.7%												
東神楽町	14.0%												
当麻町	28.5%												
比布町	27.8%												
鷺別町	26.1%												
上川町	2.4%												
東川町	28.7%												
美瑛町	22.0%												
上富良野町	11.4%												
中富良野町	31.3%												
南富良野町	17.9%												
占冠村	36.3%												
和寒町	24.3%												
釧路町	25.1%												
青森市	3.5%												
弘前市	0.8%												
鷹巣町	12.5%												
東神楽町	14.0%												
当麻町	28.5%												
比布町	27.8%												
鷺別町	26.1%												
上川町	2.4%												
東川町	28.7%												
美瑛町	22.0%												
上富良野町	11.4%												
中富良野町	31.3%												
南富良野町	17.9%												
占冠村	36.3%												
和寒町	24.3%												
釧路町	25.1%												

表 1-2 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)
(令和5年8月22日公表資料 資料1-4)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)

市町村名	浄化槽
新潟県	
新潟県	5.9%
富山県	
市町村名	浄化槽
富山市	1.6%
高岡市	1.4%
魚津市	2.6%
氷見市	10.2%
滑川市	4.1%
黒部市	6.4%
砺波市	9.1%
小矢部市	11.7%
南砺市	0.4%
射水市	0.4%
舟橋村	0.0%
上市町	0.5%
立山町	1.2%
入善町	0.0%
朝日町	4.6%
富山県	2.7%
石川県	
市町村名	浄化槽
金沢市	0.9%
七尾市	17.0%
小松市	11.1%
輪島市	16.9%
珠洲市	21.4%
加賀市	13.1%
羽咋市	7.8%
かほく市	0.4%
白山市	0.4%
能美市	2.8%
野々市市	0.0%
川北町	29.7%
津幡町	2.8%
内灘町	0.0%
志賀町	12.0%
宝達志水町	3.1%
中能登町	2.1%
穴水町	29.7%
能登町	16.0%
石川県	4.8%
福井県	
市町村名	浄化槽
福井市	3.6%
敦賀市	3.8%
小浜市	2.0%
大野市	10.6%
勝山市	0.6%
鯖江市	4.3%
あわら市	0.6%
越前市	9.3%
坂井市	0.3%
永平寺町	3.4%
池田町	3.6%
南越前町	4.4%
越前町	0.4%
美浜町	2.7%
高浜町	0.0%
おおい町	5.2%
若狭町	0.4%
福井県	3.8%
山梨県	
市町村名	浄化槽
甲府市	1.9%
富士吉田市	31.7%
都留市	24.8%
山梨市	14.4%
大月市	29.4%
韮崎市	21.1%
南アルプス市	21.0%
北杜市	10.4%
甲斐市	10.5%
笛吹市	24.5%
上野原市	17.8%
甲州市	14.9%
中央市	10.9%
市川三郷町	8.8%
早川町	56.6%
身延町	33.9%
南部町	99.3%
富士川町	4.7%
昭和町	4.1%
道志村	83.4%
西桂町	16.8%
忍野村	8.7%
山中湖村	16.6%
鳴沢村	63.4%
富士河口湖町	17.6%
小菅村	0.0%
丹波山村	2.5%
山梨県	15.2%

市町村名	浄化槽
長野県	
長野市	1.7%
松本市	2.4%
上田市	1.6%
岡谷市	0.3%
飯田市	8.2%
諏訪市	0.5%
須坂市	0.2%
小諸市	14.7%
伊那市	5.6%
駒ヶ根市	4.0%
中野市	1.3%
大町市	19.7%
飯山市	0.9%
茅野市	2.4%
塩尻市	0.7%
佐久市	14.1%
千曲市	0.2%
東御市	6.7%
安曇野市	5.1%
小海町	22.5%
川上村	2.4%
南牧村	65.8%
南相木村	94.3%
北相木村	93.6%
佐久穂町	4.9%
軽井沢町	41.5%
御代田町	5.4%
立科町	5.2%
青木村	6.2%
長和町	7.5%
下諏訪町	0.1%
富士見町	7.0%
原村	20.8%
辰野町	2.4%
箕輪町	1.4%
飯島町	21.4%
南箕輪村	1.6%
中川村	15.1%
宮田村	0.8%
松川町	13.8%
高森町	9.7%
阿南町	35.3%
阿智村	30.0%
平谷村	8.8%
根羽村	22.4%
下條村	96.8%
壳木村	32.4%
天龍村	20.2%
泰阜村	76.3%
齋木村	15.0%
豊丘村	15.3%
大鹿村	58.2%
上松町	15.8%
南木曾町	61.5%
木祖村	19.5%
王滝村	12.0%
大桑村	18.3%
木曾町	14.9%
麻績村	13.5%
生坂村	39.0%
山形村	0.0%
朝日村	0.0%
筑北村	37.2%
油田町	3.9%
松川村	0.5%
白馬村	21.0%
小谷村	52.4%
坂城町	1.5%
小布施町	0.0%
高山村	1.4%
山ノ内町	5.0%
木島平村	1.5%
野沢温泉村	0.0%
信濃町	20.8%
小川村	16.2%
飯綱町	4.8%
栄村	78.6%
長野県	5.6%
岐阜県	
市町村名	浄化槽
岐阜市	3.3%
大垣市	4.8%
高山市	3.1%
多治見市	2.1%
関市	0.7%
中津川市	19.2%
美濃市	7.2%
瑞浪市	12.1%
羽島市	31.4%
恵那市	23.4%
美濃加茂市	4.0%
土岐市	9.1%
各務原市	12.8%
可児市	2.3%
山県市	10.8%
瑞穂市	49.9%
飛騨市	4.5%
本巣市	22.9%

市町村名	浄化槽
静岡県	
静岡市	5.1%
浜松市	9.2%
沼津市	26.9%
熱海市	7.3%
三島市	9.2%
富士宮市	18.3%
伊東市	21.7%
島田市	57.1%
富士市	11.8%
磐田市	4.3%
焼津市	51.3%
掛川市	37.3%
藤枝市	33.7%
御殿場市	24.9%
袋井市	36.2%
下田市	10.3%
裾野市	35.8%
湖西市	30.2%
伊豆市	11.2%
御前崎市	18.7%
菊川市	44.4%
伊豆の国市	14.4%
牧之原市	55.0%
東伊豆町	32.5%
河津町	41.2%
南伊豆町	34.1%
松崎町	40.5%
西伊豆町	37.4%
函南町	5.6%
清水町	6.3%
長泉町	9.7%
小山町	48.8%
吉田町	44.8%
川根本町	56.3%
森町	23.5%
静岡県	18.3%
愛知県	
市町村名	浄化槽
名古屋市中区	10.5%
名古屋市東区	9.3%
名古屋市南区	7.6%
名古屋市北区	3.2%
豊田市	15.8%
みよし市	0.5%
あま市	30.5%
長久手市	1.8%
東郷町	6.0%
豊山町	16.8%
大口町	1.5%
扶桑町	22.3%
大治町	60.3%
蟹江町	21.2%
飛島村	12.7%
阿久比町	8.4%
東浦町	6.6%
南知多町	33.7%
美浜町	59.9%
武豊町	7.7%
幸田町	3.0%
設楽町	36.3%
東栄町	17.5%
豊根村	75.1%
愛知県	9.9%
三重県	
市町村名	浄化槽
津市	34.8%
四日市市	8.4%
伊勢市	26.4%
松阪市	30.1%
桑名市	10.8%
鈴鹿市	22.6%
名張市	28.9%
尾鷲市	47.0%
亀山市	11.1%
鳥羽市	36.0%
熊野市	43.9%
いなべ市	1.1%
志摩市	41.0%
伊賀市	46.2%
木曾峠町	0.0%
東員町	0.3%
菟野町	12.9%
朝日町	0.5%
川越町	0.1%
多気町	32.7%
明和町	39.6%
大台町	53.2%
玉城町	3.4%
度会町	73.5%
大紀町	53.0%
南伊勢町	12.8%
紀北町	44.6%
御浜町	35.9%
紀宝町	62.5%
三重県	23.6%
滋賀県	
市町村名	浄化槽
大津市	0.5%
彦根市	6.4%
長浜市	0.2%
近江八幡市	15.2%
栗津市	0.2%
守山市	0.1%
栗東市	0.1%
甲賀市	7.9%
野洲市	0.4%
湖南市	0.7%
高島市	4.5%
東近江市	0.8%
米原市	0.3%
日野町	1.0%
竜王町	8.5%
蒙野町	0.6%
豊郷町	0.0%
甲良町	0.0%
多賀町	2.5%
滋賀県	2.4%
京都府	
市町村名	浄化槽
京都市	0.3%
福知山市	3.2%
舞鶴市	3.0%
綾部市	21.2%
宇治市	0.4%
宮津市	9.8%
亀岡市	2.1%
城陽市	0.2%
向日市	0.0%
長岡京市	0.0%
八幡市	0.0%
京田辺市	0.1%
京丹後市	13.6%
南丹市	7.5%

表 1-2 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)
(令和5(2023)年8月22日公表資料 資料1-4)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
木津川市	5.4%	神戸市	10.4%	琴浦町	1.0%	山口市	20.9%
大山崎町	0.0%	太子町	0.0%	北栄町	1.5%	萩市	22.4%
久御山町	0.1%	上郡町	3.0%	白吉津村	0.9%	防府市	20.1%
井手町	0.1%	佐用町	28.6%	大山町	3.8%	下松市	3.5%
宇治田原町	6.0%	香美町	1.4%	南部町	17.6%	岩国市	40.6%
笠置町	42.1%	新温泉町	5.1%	伯耆町	6.9%	光市	7.3%
和束町	20.8%			日南町	44.8%	長門市	6.2%
精華町	0.1%	兵庫県	1.7%	日野町	19.0%	柳井市	29.3%
南山城村	68.0%			江府町	5.2%	美祿市	37.0%
京丹波町	34.2%	奈良県				周南市	3.8%
伊根町	16.4%	市町村名	浄化槽			山陽小野田市	24.8%
与謝野町	1.2%	奈良市	4.3%	鳥取県	5.1%	周防大島町	25.0%
		大和高田市	16.3%	鳥根県		和木町	0.0%
京都府	1.7%	大和郡山市	2.4%	市町村名	浄化槽	上関町	20.3%
大阪府		天理市	0.3%	松江市	1.7%	上布施町	30.3%
市町村名	浄化槽	橿原市	8.5%	浜田市	24.2%	平生町	13.1%
大阪市	0.0%	桜井市	11.7%	出雲市	21.5%	阿武町	12.2%
堺市	0.4%	五條市	21.0%	益田市	32.9%		
岸和田市	1.2%	御所市	10.3%	大田町	22.3%	山口県	16.2%
豊中市	0.0%	生駒市	12.5%	安来市	15.5%	徳島県	
池田市	0.0%	香芝市	6.1%	津津市	19.4%	市町村名	浄化槽
吹田市	0.0%	葛城市	0.7%	雲南市	26.0%	徳島市	53.7%
泉大津市	0.3%	宇陀市	13.8%	奥出雲町	30.2%	鳴門市	39.1%
高槻市	0.1%	山添村	69.6%	飯南町	38.8%	小松島市	41.9%
貝塚市	20.8%	平群町	11.4%	川本町	52.2%	阿南市	33.3%
守口市	0.0%	三郷町	1.0%	美郷町	40.4%	吉野川市	17.4%
枚方市	1.8%	斑鳩町	8.5%	島南町	26.1%	阿波市	56.1%
茨木市	0.3%	安堵町	1.8%	津和野町	24.6%	美馬市	35.0%
八尾市	1.1%	川西町	0.3%	吉賀町	20.4%	三好市	63.1%
泉佐野市	39.9%	三宅町	0.0%	海士町	16.3%	勝浦町	47.9%
富田林市	2.9%	田原本町	0.2%	西ノ島町	7.1%	上勝町	50.7%
環瀬川市	0.0%	曾爾村	62.4%	知夫村	0.8%	佐那河内村	13.4%
河内長野市	2.9%	御杖村	79.3%	磯岐の島町	8.8%	石井町	60.9%
松原市	0.4%	高取町	41.3%			神山町	50.8%
大東市	0.3%	明日香村	0.8%	鳥根県	16.7%	那賀町	34.1%
和泉市	2.9%	上牧町	1.7%	四山県		牟岐町	65.9%
箕面市	0.0%	王寺町	1.5%	市町村名	浄化槽	美波町	27.3%
柏原市	7.9%	広陵町	0.6%	岡山市	15.8%	海陽町	24.0%
羽曳野市	1.3%	河合町	0.0%	倉敷市	11.3%	松茂町	30.7%
門真市	0.8%	吉野町	23.8%	津山市	38.6%	北島町	37.9%
摂津市	0.0%	大淀町	7.5%	玉野市	1.4%	藍住町	52.1%
高石市	0.9%	下市町	29.0%	笠岡市	21.4%	板野町	23.8%
藤井寺市	12.9%	鹿濱村	88.2%	井原市	21.1%	上坂町	55.2%
東大阪市	0.0%	天川村	44.4%	総社市	24.8%	つるぎ町	22.6%
泉南市	24.2%	野迫川村	17.9%	高梁市	37.7%	東みよし町	27.0%
四條畷市	0.1%	土津川村	55.1%	高梁市	37.7%		
交野市	1.9%	下北山村	73.2%	新見市	21.5%	徳島県	44.7%
大阪狭山市	0.0%	上北山村	88.9%	備前市	11.1%	香川県	
阪南市	16.8%	川上村	54.5%	瀬戸内市	33.8%	市町村名	浄化槽
島本町	1.5%	東吉野村	60.4%	赤磐市	10.7%	高松市	24.9%
豊能町	0.8%	奈良県	7.4%	真庭市	35.0%	丸亀市	27.5%
能勢町	49.2%	和歌山県		美作市	3.6%	坂出市	39.5%
忠岡町	0.1%	市町村名	浄化槽	浅口市	12.6%	善通寺市	29.1%
熊取町	8.1%	和歌山市	28.9%	和気町	0.8%	観音寺市	44.5%
田尻町	2.0%	海南市	46.5%	早島町	1.4%	さぬき市	39.0%
岬町	7.5%	橋本市	29.2%	里庄町	15.2%	東かがわ市	43.4%
太子町	1.9%	有田市	36.9%	矢掛町	5.3%	三豊市	62.0%
河南町	2.5%	御坊市	32.4%	新庄村	17.3%	土庄町	44.8%
千早赤阪村	8.2%	田辺市	52.8%	鏡野町	11.9%	小豆島町	52.8%
		新宮市	55.0%	勝央町	1.9%	三木町	39.3%
大阪府	1.6%	紀の川市	59.2%	奈良倉村	0.2%	直島町	5.2%
兵庫県		紀美野町	55.8%	久米南町	21.4%	宇多津町	11.5%
市町村名	浄化槽	かつらぎ町	19.3%	美咲町	31.8%	綾川町	46.0%
神戸市	0.3%	九度山町	11.7%	吉備中央町	43.0%	琴平町	36.5%
姫路市	1.0%	高野町	8.5%			多度津町	18.7%
尼崎市	0.0%	湯浅町	22.7%	岡山県	16.6%	まんのう町	68.5%
明石市	0.2%	広川町	45.6%	広島県		香川県	33.0%
西宮市	0.0%	有田川町	22.7%	市町村名	浄化槽	愛媛県	
洲本市	40.7%	美浜町	6.9%	広島市	1.1%	市町村名	浄化槽
芦屋市	0.0%	日高町	31.0%	呉市	1.5%	松山市	24.6%
伊丹市	0.0%	由良町	1.7%	竹原市	30.1%	今治市	13.3%
相生市	0.8%	印南町	35.3%	三原市	29.2%	宇和島市	38.2%
豊岡市	1.0%	みなべ町	10.4%	尾道市	42.3%	八幡浜市	11.9%
加古川市	3.2%	日高川町	58.0%	福山市	10.0%	新居浜市	19.3%
赤穂市	0.3%	白浜町	61.5%	府中市	31.9%	西条市	18.1%
西脇市	0.8%	上富田町	25.8%	三次市	28.2%	大洲市	38.2%
宝塚市	0.8%	すさみ町	54.9%	庄原市	19.1%	伊予市	22.5%
三木市	6.7%	那智勝浦町	42.2%	大竹市	1.6%	四国中央市	21.1%
高砂市	1.8%	太地町	35.3%	東広島市	40.8%	西予市	10.3%
川西市	0.0%	古座川町	65.3%	江田島市	10.2%	東温市	12.4%
小野市	4.7%	北山村	70.1%	府中町	0.4%	上島町	5.4%
加西市	0.4%	串本町	48.4%	海田町	0.1%	久万高原町	13.9%
丹波篠山市	5.5%			熊野町	5.5%	松前町	30.4%
養父市	5.0%	和歌山県	35.4%	坂町	0.5%	砥部町	43.7%
丹波市	14.7%	鳥取県		安芸太田町	25.7%	内子町	38.0%
南あわじ市	5.2%	市町村名	浄化槽	北広島町	29.5%	伊方町	11.7%
朝来市	4.6%	鳥取市	1.6%	大崎上島町	22.0%	松野町	54.7%
淡路市	18.5%	米子市	9.6%	世羅町	56.0%	鬼北町	42.1%
六栗市	2.7%	倉吉市	1.8%	神石高原町	41.5%	愛南町	38.7%
加東市	3.1%	境港市	5.2%				
たつの市	2.4%	岩美町	11.9%	広島県	11.2%	愛媛県	23.0%
猪名川町	0.7%	智頭町	6.2%	山口県		高知県	
多可町	12.8%	八頭町	0.5%	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
福美町	2.3%	三朝町	10.4%	下関市	5.7%	高知市	13.4%
播磨町	0.2%	湯梨浜町	0.6%	宇部市	13.4%	室戸市	38.1%
市川町	35.9%						
福崎町	0.4%						

表 1-2 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)
(令和5(2023)年8月22日公表資料 資料1-4)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和4年度末)

市町村名		浄化槽	
安芸市	37.1%		
南州市	41.9%		
土佐市	78.6%		
須崎市	42.1%		
宿毛市	46.0%		
土佐清水市	70.9%		
四万十市	60.8%		
香南市	52.3%		
香美市	18.5%		
東洋町	15.0%		
奈半利町	52.3%		
田野町	68.8%		
安田町	29.1%		
北川村	61.0%		
馬路村	74.7%		
芸西村	4.7%		
本山町	52.6%		
大豊町	42.6%		
土佐町	15.8%		
大川村	74.2%		
いの町	66.8%		
仁淀川町	48.4%		
中土佐町	44.4%		
佐川町	63.3%		
越知町	12.0%		
柳原町	34.5%		
日高村	59.0%		
津野町	93.8%		
四万十町	60.4%		
大月町	65.2%		
三原村	27.9%		
黒潮町	49.1%		
高知県	33.0%		
福岡県	9.1%		

市町村名		浄化槽	
佐賀市	7.5%		
唐津市	8.1%		
鳥栖市	0.2%		
多久市	24.2%		
伊万里市	16.1%		
武雄市	45.4%		
鹿島市	23.5%		
小城市	27.0%		
嬉野市	17.4%		
神埼市	38.5%		
吉野ヶ里町	2.3%		
基山町	17.0%		
上峰町	0.8%		
みやき町	34.1%		
玄海町	14.1%		
有田町	31.0%		
大町町	59.4%		
江北町	4.6%		
白石町	30.7%		
太良町	46.2%		
佐賀県	16.0%		
長崎県	15.3%		
熊本県	15.1%		

市町村名		浄化槽	
大分市	18.2%		
別府市	15.8%		
中津市	31.1%		
日田市	12.3%		
佐伯市	31.7%		
臼杵市	19.0%		
津久見市	15.6%		
竹田市	45.1%		
豊後高田市	22.0%		
杵築市	20.7%		
宇佐市	31.7%		
豊後大野市	58.3%		
由布市	76.6%		
国東市	18.1%		
姫島村	0.0%		
日出町	17.6%		
九重町	65.2%		
玖珠町	60.5%		
大分県	24.4%		
宮崎県	23.3%		
鹿児島県	38.5%		
沖縄県	10.7%		

市町村名		浄化槽	
始良市	79.8%		
三島村	100.0%		
十島村	96.2%		
さつま町	66.8%		
長島町	82.8%		
湧水町	59.0%		
大崎町	54.9%		
東串良町	77.8%		
錦江町	62.3%		
南大隅町	48.4%		
肝付町	68.9%		
中種子町	54.1%		
南種子町	67.5%		
屋久島町	84.5%		
大和村	5.9%		
宇検村	10.5%		
瀬戸内町	36.7%		
龍郷町	82.4%		
喜界町	8.8%		
徳之島町	44.0%		
天城町	56.0%		
伊仙町	50.7%		
和泊町	7.6%		
知名町	10.2%		
与論町	40.5%		
鹿児島県	38.5%		
沖縄県	10.7%		

注)
 ・市町村名表記は、令和5年3月31日現在のものとする。
 ・空欄は、東日本大震災の影響により、調査不能な市町村を示す。
 ・福岡県については、上記市町村以外にも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況等の現状調査を目的として、都道府県等を通じ、各市区町村を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行い、会議用資料として報告書形式のものを5部作成した。

なお、都道府県から各都道府県内の市町村調査票の集計依頼があった場合は、受注者にて集計を行った。

1.3.1 調査方法

(1) 調査票・記入要領等

調査票・記入要領等は、以下の種類の資料を作成した。昨年度より、調査票に過年度の回答を含めていることから、都道府県別に各調査票を作成した。各調査票の Excel ファイルを報告書別添として調査時に納品した。

- 記入要領案(都道府県用).docx
- 記入要領案(市町村(権限委譲市町村を含む)用).docx
- 記入要領案(保健所設置市・特別区用).docx
- 【都道府県用】調査票.xlsm
- 【市町村(権限委譲市町村を含む)用】調査票.xlsm
- 【保健所設置市用】調査票.xlsm
- 【特別区用】調査票.xlsm

(2) 調査フロー

浄化槽の指導普及に関する調査は下図に示す手順にて実施した。

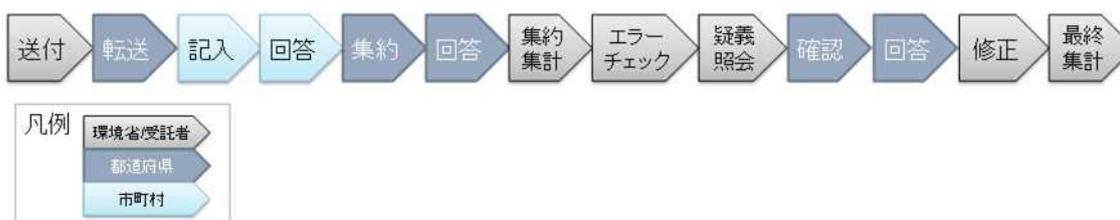


図 1-3 指導普及調査フロー

(3) 実施時期

本調査は、令和5(2023)年6月から同年8月末までを調査票回答・回収期間、その後4か月を精査期間、令和6(2024)年2月第3週に公表とする計画期間とした。実施時期の実績は以下の通りであり、公表は令和4年3月となった。

発出 : 令和5(2023)年6月27日(火)

回答期日 : 令和5(2023)年8月24日(木)

全件回収 : 令和5(2023)年10月5日(木)

調査結果納品 : 令和6(2024)年3月14日(水)

(4) 調査対象

全都道府県及び市区町村を対象として実施した。

(5) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-3 指導普及調査の調査項目一覧(令和5(2023)年度)

No.	設問
1	浄化槽行政組織
2	浄化槽行政担当職員数
3	浄化槽新設基数
4	浄化槽設置基数
	(1) 設置基数(構造別)
	(2) 設置基数(建築用途別)
5	浄化槽廃止基数
6	行政処分等の件数及び根拠 + 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する対応状況
7	浄化槽関係業者数
8	浄化槽法第7条検査関係
	(1) 浄化槽法第7条検査結果
	(1) 検査対象基数算出
	(2) 不適正基数
9	浄化槽法第11条検査関係
	(1) 浄化槽法第11条検査結果
	(1) 検査対象基数算出
	(2) 不適正基数
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果
11	指定検査機関関係
12	浄化槽設置整備事業の実施状況
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況
16	国庫助成による浄化槽整備実績
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)
18	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況
	(1) 都道府県
	(2) 市町村
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法

19	浄化槽台帳の整備状況	
	(1)	台帳の管理媒体に係る整備状況
	(2)	台帳データに係る整備状況
	(3)	台帳の活用状況
20	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	
	(1)	合併/単独別
	(2)	単独人槽別
21	協議会等の整備状況	
22	浄化槽処理促進区域の指定状況	
23	保守点検及び清掃の実施状況	
24	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	
25	本調査票について	

1.3.2 集計結果

公表用 Excel ファイルのほか、PDF 形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

1.4 調査の進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られない等、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行い、疑義解消の進め方について相談しながら都道府県担当者とのやり取りを進めた。令和 6(2024)年 2 月 15 日(木)時点で、疑義照会を終了した。

1.5 過年度調査結果との比較分析

本業務では、過年度調査結果との比較分析並びに集計表内における内訳と合計値の整合及び表間での値の整合といった整合性チェックを行った。

1.5.1 過年度比較チェックの基準

過年度比較チェックも、自動化ツールと視認の 2 手段で実施した。設問ごとのチェック基準(基準値)及び確認方法を、以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-4 過年度比較チェック基準

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
1.	浄化槽行政組織	自動	・前年度との内容相違 ・保健所数等の増減(1以上)
2.	浄化槽行政担当職員数	自動 視認	・職員数の増減(5人以上)
3.	浄化槽新設基数	自動	・100基以上(かつ10%以上)の増減
4.	浄化槽設置基数		
	(1)設置基数(旧構造)	自動	・基数の増加(1基以上) ・基準値以上の減少(表1-6記載)
	(1)設置基数(新構造)	自動	・基数の増加(1基以上) ・基準値以上の減少(表1-7、表1-8、表1-9記載)
	(2)設置基数(建築用途別)	自動	
	(3)設置基数(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの))	自動	
5.	浄化槽廃止基数	自動	・100基以上(かつ10%以上)の増減
6.	行政処分等の件数及び根拠	自動	・基準値以上の増減(表1-10、表1-11、表1-12、表1-13、表1-14記載)
7.	浄化槽関係業者数	自動	・基準値以上の増減(表1-15、表1-16記載) ・過年度0以上の数値が記入されていたが、今年度0が記入されている場合。
8.	浄化槽法第7条検査関係		
	(1)浄化槽法第7条検査結果	自動	・検査対象件数:10%以上減少 ・実施数:10%以上減少 ・受検率:前年度との比率差が5.0pt以上減少 ・検査結果: ・「適正」「やや適正」の増加:10pt以上 ・「適正」「やや適正」の減少:5pt以上 ・「不適正」:5pt以上の増減
	(2)不適正の内容と件数(7条検査)	自動	・500以上の増減
9.	浄化槽法第11条検査関係		

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
	(1)浄化槽法第11条検査結果	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象件数:10%以上減少 ・実施数:10%以上減少 ・受検率:前年度との比率差が5.0pt以上減少 ・検査結果: <ul style="list-style-type: none"> ・「適正」「やや適正」の増加:10pt以上 ・「適正」「やや適正」の減少:5pt以上 ・「不適正」:5pt以上の増減
	(2)不適正の内容と件数(11条検査)	自動	・500以上の増減
10.	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・BOD30や60の検査結果が500以上増加 ・BOD20の検査結果が500以上減少
11.	指定検査機関関係	自動	
	(1)指定検査機関の検査体制	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・検査機関名(前年度と同一かどうか、前年度と同一であっても、略称を用いている場合は、正式名称を用いていることを確認) ・10人以上の増減
	(3)BOD検査導入状況一覧	自動	・内容変更
	(4)効率化検査導入状況一覧	自動	・内容変更
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度が有り→無し ・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一
14.	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	自動	・市町村名の追加削除
15.	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度が有り→無し ・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一
16.	国庫助成による浄化槽整備実績	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値以上の増減(表1-17記載) ・過年度1以上の数値が記入されていたが、今年度0が記入されている場合
17.	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	自動	市町村名の追加削除、補助有無の相違、その他項目の内容変更(修正フラグありの場合)
18.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	自動	
	(1)都道府県	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度が有り→無し ・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一
	(2)市町村	自動	・市町村名の削除=補助制度の廃止の確認
19.	浄化槽台帳の整備状況		
	(1)浄化槽台帳の整備状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一 ・「浄化槽台帳の有無」が有り→無し

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
	(2)台帳データに係る整備状況	自動	・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一
	(3)浄化槽台帳の活用状況	自動	・修正フラグが立っているのに、前年度と回答が同一
20.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)合併/単独別	自動	・単独処理浄化槽の増加 ・全浄化槽、合併処理浄化槽の基準値以上の増減 ・単独処理浄化槽の基準値以上の減少(表 1-18 記載) ・前年度調査においては所有基数が 1 基以上であったが、今年度調査では 0 基
	(2)単独人槽別	自動	・(用途別、人槽別)全項目において、1 基以上の増加
21.	協議会等の整備状況	自動	・修正フラグが立っているが、昨年と一切変更のない場合
22.	浄化槽処理促進区域の指定状況	自動	・昨年度は、指定済みだったのに、今年は未指定・未検討に回答が変更
23.	保守点検及び清掃の実施状況		
	(1)浄化槽の保守点検の実施状況	自動	
	(2)浄化槽の清掃の実施状況	自動	
24.	前年度と比較して特記すべき変動、または数値が大幅に変動した理由	視認	

注) 調査項目は集計表の目次に従う。また、確認方法に記載した「自動」は自動化ツールを指す。

表 1-5 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-6 4(1)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-7 4(1)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	構造例示型														
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱磷	
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-8 4(1)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	合併処理浄化槽						新構造基準浄化槽 合計
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計	
		うち窒素又は磷除去型高度処理	うち窒素及び磷除去型高度処理	うち BOD 除去型高度処理			
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

表 1-9 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係)

基準値	法第5条	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
	第2項	助言・指導					勧告					改善命令			使用停止命令			
	改善勧告	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者		管理士	清掃業者	技術管理者
	管理者																	
都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-10 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係)

基準値	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-11 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第53条又は条例関係)

基準値	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-12 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	助言・指導	勧告	助言・指導	勧告	助言・指導	勧告	改善命令等	使用停止命令	改善命令等	使用停止命令	改善命令等	使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-13 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	報告の徴収	立入検査	報告の徴収	立入検査	報告の徴収	立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-14 7の基準値 1(浄化槽関係業者数)

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	総登録件数	内訳			浄化槽法第 35 条許可業者	うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者	廃掃法第 7 条に基づく許可業者	廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業					
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-15 7の基準値2(浄化槽関係業者数)

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	
保健所設置市等	-	-	-	-	-	50	50	

表 1-16 16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)

基準値	国庫助成による新設基数						
	400	市町村設置型			500	個人設置型	
		50	うち単独転換			100	うち単独転換
			50	うち撤去費助成あり			
基準値	400	50	50	50	500	100	100

表 1-17 20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

基準値	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
	1,000	うち防災拠点	1,000	うち防災拠点	200	うち防災拠点
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50

1.5.2 整合性チェックの基準

整合性チェックは、自動化ツールと視認(及び調査票上で計算)の2手段で実施した。
以下に視認によるチェック基準を示す。

表 1-18 整合性チェック基準(視認)

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
2.	浄化槽行政担当職員数	自動 視認	・その他数値の誤りと見受けられるもの
3.	浄化槽新設基数	自動	・大臣認定型について、窒素除去型が又は燐除去型が0基
4.	浄化槽設置基数		
	(2)設置基数(建築用途別)	自動	・各人槽の合計基数と4(1)の合計が不一致
	(3)設置基数(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの))	自動	・大臣認定型の「うち窒素又は燐除去型高度処理」の基数が0基
5.	浄化槽廃止基数	自動	・「その他」に0より大きい数値が入力されている場合、「その他の具体的な内容」の文言で妥当性を確認(数字や「-」などの記号がある場合)
6.	行政処分等の件数及び根拠 自動	自動	・行政処分等の件数合計(6.1)と根拠数合計(6.2)が不一致 ・6.3(1)に数値の記載のないセルがある場合
7.	浄化槽関係業者数	自動	・「保守点検業の登録の際に浄化槽管理士免状の交付番号も把握している。」において、「はい」「いいえ」以外の記述がある場合
8.	浄化槽法第7条検査関係		
	(2)不適正の内容と件数(7条検査)	自動	・8(1)の「不適正」「全数」(M16セル)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の「7条」「単独」と「合併」「7条」「単独」と「合併」の合計よりも大きい場合。
9.	浄化槽法第11条検査関係		
	(2)不適正の内容と件数(11条検査)	自動	・9(1)の「不適正」「全数」(L16セル)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の「11条」「単独」と「合併」「11条」「単独」と「合併」の合計よりも大きい場合。
18.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		
	(2)市町村	自動	・「制度の有無」が「無し」だが後続の設問に回答がある場合
19.	浄化槽台帳の整備状況		
	(1)浄化槽台帳の整備状況	自動	・「台帳で管理している項目」の最低1項目に○or が入っていない場合 ・「台帳の管理媒体」全てに数値が入力されていない場合

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
			<ul style="list-style-type: none"> ・管理媒体の変更を検討中が 1 以上の際に検討内容の詳細の記載がない場合 ・台帳の運用形態で「その他」を選択した際に備考に記入がない場合 ・「更新予定の有無」が「有り」、「更新予定時期の目安」の記載がない場合 ・「更新予定の有無」が「無し」、「更新予定時期の目安」の記載がある場合 ・「台帳の管理媒体」において、「専用の管理システム」が 0 以上の場合、「台帳システムの運用形態」および「台帳システムの改修」に回答がない場合
	(2) 台帳データに係る整備状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の選択数に対して、備考に記載の回答数が一致しない場合 ・「台帳データの精査状況」に空欄がある場合 ・「その他の精査手法による更新」が「有り」の際に詳細の記載がない場合 ・(1)で保守点検または清掃の項目で「 」や「○」がないにもかかわらず、台帳データの収集方法に回答がない場合 ・(1)で法定検査の項目で「 」や「○」で回答しているが、(2)台帳データの精査状況のうち、「指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新」が「無し」で回答
	(3) 浄化槽台帳の活用状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・その他を「○」または「 」を選択していた場合、備考欄への記載の有無 ・「備考」以外に空欄がある場合 ・19(3)で法定検査受検率の向上に(「○」又は「 」)と回答しているが、19(1)の浄化槽台帳の項目「法定検査」の項目は、「 」又は「×」と記載がある場合
20.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1) 合併/単独別	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、単独処理浄化槽基数(及び「うち防災拠点」の基数)が(1)(2)間で不一致
23.	保守点検及び清掃の実施状況		
	(1) 浄化槽の保守点検の実施状況	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・設問 4 の報告基数(4(2)E22 セル)と設問 23 の報告基数(都道府県調査 + 保健所設置市の合計 L14) が 1 桁以上異なる場合 ・設問 23(1)と(2)で設置基数が一致していない場合 ・設置基数(都道府県 + 保健所設置市)の回答が 0 の場合
	(2) 浄化槽の清掃の実施状況	自動	

注) 過年度には実施しておらず、本業務において新たにチェック基準として設けた内容は表中にグレーの網掛けをして示した。

1.6 次年度調査に向けた検討

1.6.1 浄化槽等の普及状況等に関する調査

(1) 調査結果取りまとめに当たっての課題

今年度調査は、環境省の本調査全般の取りまとめ年であり、受託者も対応した。取りまとめに当たり、いくつかの課題が得られた。次年度以降の取りまとめに向けて検討が望ましい点を以下に整理した。

- 回答修正ルール of 事前調整・統一

修正ルールは設けていたが、事前の周知が徹底できなかったため、ルールに一部未対応のままの提出が発生した。(例:修正箇所は字の色を変えて提出、疑義には回答を記載して提出)

事前の調査方法の説明時にわかりやすい位置に修正方法を記載する、疑義照会時にメールに修正方法を記載する、修正するファイルの該当シートにルールを明記する等の対策が考えられる。

- 回答内容への ID の付与・ID による管理

全回答内容の統合・分割に対応するために、回答それぞれに ID を付与し管理する対応を取っていたが、疑義照会の過程で、回答者によるレコードの追加・修正・削除等があり、受託者側での確認に時間を要した。

ID のマスタデータの作成・管理、疑義照会ファイル上の ID へのセルの保護、自治体への ID による管理の事前周知等の対策が考えられる。

1.6.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 令和 6 年度以降の指導普及に関する調査の調査項目案

次年度以降の浄化槽の指導普及に関する調査に向けて、調査項目案と各調査項目の内容の更新案を整理した。

令和 2 年度から令和 5 年度までの浄化槽の指導普及に関する調査の調査項目と令和 6 年度の調査項目案を以下に示す。これまでに、39 の設問に関して調査が行われたことがあり、毎年度の調査項目や隔年又は数年に一度で調査項目がある。

表 1-19 これまでに調査したことのある設問と過去 6 年間の調査対象設問

No.	設問	H31	R2	R3	R4	R5
1	浄化槽行政組織					
2	浄化槽行政担当職員数					
3	浄化槽新設基数					
4	浄化槽設置基数					
	(1) 設置基数(旧構造基準適用)					
	(1) 設置基数(新構造基準適用)					
	(2) 設置基数(建築用途別)					

No.	設問	H31	R2	R3	R4	R5
5	浄化槽廃止基数					
6	行政処分等の件数及び根拠					
7	浄化槽関係業者数					
8	浄化槽法第7条検査関係					
	(1) 浄化槽法第7条検査結果					
	(1) 検査対象基数算出					
	(2) 不適正基数					
9	浄化槽法第11条検査関係					
	(1) 浄化槽法第11条検査結果					
	(1) 検査対象基数算出					
	(2) 不適正基数					
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果					
11	指定検査機関関係					
12	浄化槽設置整備事業の実施状況					
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況					
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況					
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況					
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況					
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況					
18	国庫助成による浄化槽整備実績					
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別					
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況					
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)					
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)					
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題)					
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況					
	(1) 都道府県					
	(2) 市町村					
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法					
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況					
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について					
	(1) 把握状況					
	(2) 7条検査結果					
	(3) 11条検査結果					
24	浄化槽台帳の整備状況					
	(1) 都道府県					
	(2) 市町村					
24'	浄化槽台帳の整備及び活用の状況					

No.	設問		H31	R2	R3	R4	R5
	(1)	浄化槽台帳の整備状況					
	(2)	台帳データに係る整備状況					
	(3)	台帳の活用状況					
25	維持管理組織の整備状況						
	(1)	維持管理組織を有する市町村					
	(2)	維持管理組織の概要(参考事例)					
26	一括契約の実施状況						
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体					
	(2)	一括契約の概要(参考事例)					
27	浄化槽管理者講習会の実施状況						
	(1)	都道府県の実施状況					
	(2)	市町村の実施状況					
28	放流水域に対する規制について						
		公共用水域に放流する場合					
		農業用水路に放流する場合					
		道路側溝に放流する場合					
		その他					
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況						
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体					
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)					
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況						
	(1)	合併/単独別					
	(2)	単独人槽別					
31	NPO等との連携の状況						
	(1)	取組					
	(2)	取組の具体的事例					
32	災害時等における協定締結状況						
33	協議会等の整備状況						
34	浄化槽処理促進区域の指定状況						
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保						
36	保守点検・清掃の実施率						
37	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等						
	(1)	都道府県					
	(2)	市町村					
38	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由						
39	本調査票について						
	合計		28	29	28	28	25

注釈)灰色で塗りつぶしている設問は、次項において、次年度以降調査項目に取り上げない予定の設問である。

令和5年度の調査では、環境省と協議し、以下の項目については、調査の間隔を隔年以降に延ばす

又は実施をしない方針が整理された。

- No.23 国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握については、法定検査実施率を把握していれば実施状況を把握できるため、調査の優先度は低く、次年度以降も引き続き調査項目から除外してよい。
- No.28 放流水域に対する規制については、内容の更新頻度が高くない。調査機関は、隔年よりもさらに間隔を広げてよい。
- No.35 浄化槽管理士に対する研修機会の確保は、都道府県が必ず取り組む必要があるため、今後の調査からは除外してよい。

また、令和 6 年度調査からは、WEB を用いた調査が予定されており、設問の並び替えや再考が必要である。

そこで、令和 6 年度調査では、継続調査の必要性や回答者の負担軽減等の観点を踏まえ、下表の設問の調査を継続して実施することが必要だと考えられる。灰色の設問は、フォーマットや質問項目の変更を検討するのが望ましい。

表 1-20 令和 6 年度以降の調査項目案

旧 No.	新 No.	設問	頻度	R6	R7	R8	R9
1	1	浄化槽行政組織	毎年				
2	2	浄化槽行政担当職員数	毎年				
3	3	浄化槽新設基数	毎年				
4	4	浄化槽設置基数	毎年				
		(1) 設置基数(旧構造基準適用)	毎年				
		(1) 設置基数(新構造基準適用)	毎年				
		(2) 設置基数(建築用途別)	毎年				
5	5	浄化槽休廃止基数	毎年				
6	6	行政処分等の件数及び根拠	毎年				
7	7	浄化槽関係業者数	毎年				
8	8	浄化槽法第 7 条検査関係	毎年				
		(1) 浄化槽法第 7 条検査結果	毎年				
		(1) 検査対象基数算出	毎年				
		(2) 不適正基数	毎年				
9	9	浄化槽法第 11 条検査関係	毎年				
		(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	毎年				
		(1) 検査対象基数算出	毎年				
		(2) 不適正基数	毎年				
10	10	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果	毎年				
11	11	指定検査機関関係	2 年 1 度				
●補助制度関連							
16	12	国庫助成による浄化槽整備実績	毎年				
12	13	浄化槽設置整備事業の実施状況	2 年 1 度				
13	14	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	2 年 1 度				
14	15	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	2 年 1 度				
15	16	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	2 年 1 度				
21	17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に 関する補助の状況	2 年 1 度				
		(1) 都道府県	2 年 1 度				
		(2) 市町村	2 年 1 度				
22	18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	2 年 1 度				
●情報管理関連							
24	19	浄化槽台帳の整備状況	毎年				
36	20	保守点検・清掃の実施率	毎年				

旧 No.	新 No.	設問	頻度	R6	R7	R8	R9
30	21	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	毎年				
		(1) 合併/単独別	毎年				
		(2) 単独人槽別	毎年				
●制度・条例関連							
20	22	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	2年1度				
33	23	協議会等の整備状況	2年1度				
32	24	災害時等における協定締結状況	2年1度				
26	25	一括契約の実施状況	2年1度				
		(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	2年1度				
		(2) 一括契約の概要(参考事例)	2年1度				
34	26	浄化槽処理促進区域の指定状況	2年1度				
28	27	放流水域に対する規制について	4年1度				
		公共用水域に放流する場合	4年1度				
		農業用水路に放流する場合	4年1度				
		道路側溝に放流する場合	4年1度				
		その他	4年1度				
38	Z1	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由					
39	Z2	本調査票について					
		合計		23	22	23	21

灰色：フォーマットが変更される可能性のある項目

2. 改正浄化槽法に基づく制度活用の現状・課題

2020年度施行の改正浄化槽法において、特定既存単独処理浄化槽(以下、「特定既存単独」という。)に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度等が盛りこまれた。一方で、各年度の「浄化槽の指導普及に関する調査」(以下、「指導普及調査」という。)の報告では、各制度の活用状況は都道府県によって差があることが示唆されている。

本章では、特定既存単独に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度の各制度について、指導普及調査結果により活用状況を把握した。その結果を踏まえて、特定既存単独に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立に関しては、各制度を活用する上での工夫点や課題等を調査することを目的に、ヒアリングを実施した。

2.1 指導普及調査集計結果による現状分析

特定既存単独に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度の各制度について、令和2(2020)年度調査～令和5(2023)年度調査の指導普及調査結果により活用状況を把握した。

2.1.1 特定既存単独に対する措置

本項目では、近年の特定既存単独の判定に関する現状について、指導普及調査等を用いて把握する。

2020年度施行の改正浄化槽法において、特定既存単独に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立等が盛りこまれた。各年度の指導普及調査では、浄化槽法第11条検査で不適正とされた浄化槽のうち、不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は6,000基程度報告されており、同数程度の特定既存単独が存在するものと推測される。一方で、特定既存単独に対する措置件数は全国で200件程度の報告にとどまり、判定の対象となっていない特定既存単独があることが懸念される。

ここで、2020年度から2022年度までの特定既存単独の基数を下表に示す。特定既存単独の判定は、2020年度は鹿児島県のみで行われていたが、2021年度には山梨県・長野県等、2022年度には北海道・岩手県でも判定が行われており、基数は増加傾向にある。

表 2-1 特定既存単独の基数

都道府県	2020年度実績 公表値	2021年度実績 公表値	2022年度実績 公表値
鹿児島県	211(0)	286(20)	384(14)
山梨県	0(0)	3(0)	0(0)
長野県	0(0)	1(0)	1(0)
北海道	0(0)	0(0)	126(0)
岩手県	0(0)	0(0)	1(0)
合計	211(0)	290(20)	512(14)

注釈)記載値は各都道府県内の報告値合計であり、括弧内はそのうち保健所設置市等における合計を示す。

注釈)指導普及調査(令和4(2022)年度調査)では、2021年度の福島県の特定既存単独の基数は1件と報告があったが、ヒアリングの結果、それぞれ0件であることが判明したため、該当する内容は表に記載していない。

注釈)指導普及調査(令和4(2022)年度調査)では、2021年度の鹿児島県の特定既存単独の基数は213件(うち保健所設置市20件)と報告があったが、ヒアリングの結果、286件(うち保健所設置市20件)であることが判明した。

出所)指導普及調査 調査結果(令和3(2021)年度調査～令和5(2023)年度調査)

特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数を次頁に示す。基数と同様に、2020年度は鹿児島県のみで指導・助言が行われていたが、2021年度には長野県、2022年度には北海道・岩手県においても指導・助言が行われており、増加傾向にある。

表 2-2 特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数

都道府県	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績
	公表値	公表値	公表値
鹿児島県	211(0)	266(0)	384(14)
山梨県	0(0)	0(0)	0(0)
長野県	0(0)	6(0)	2(0)
北海道	0(0)	0(0)	4(0)
岩手県	0(0)	0(0)	1(0)
合計	211(0)	272(0)	391(14)

注釈)記載値は各都道府県内の報告値合計であり、括弧内はそのうち保健所設置市等における合計を示す。

注釈)指導普及調査では、令和3(2021)年度の福島県の特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数は1件と報告があったが、ヒアリングの結果、それぞれ0件であることが判明したため、該当する報告内容は表に記載していない。

注釈)指導普及調査では、令和3(2021)年度の鹿児島県の特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数は10件と報告があったが、ヒアリングの結果、令和3(2021)年度の鹿児島県の特定既存単独の指導件数は266件であることが判明した。

出所)指導普及調査 調査結果(令和3(2021)年度調査～令和5(2023)年度調査)

また、指導普及調査(令和5(2023)年度調査)で報告された、2022年度の特定既存単独の判定基数と指導・助言件数を下図に示す。岩手県、山梨県、鹿児島県は判定基数と指導・助言件数が一致しているものの、他の都道府県では差異があり、同じ特定既存単独への複数回の指導・助言、又は判定したものの指導・助言を行っていなかった。

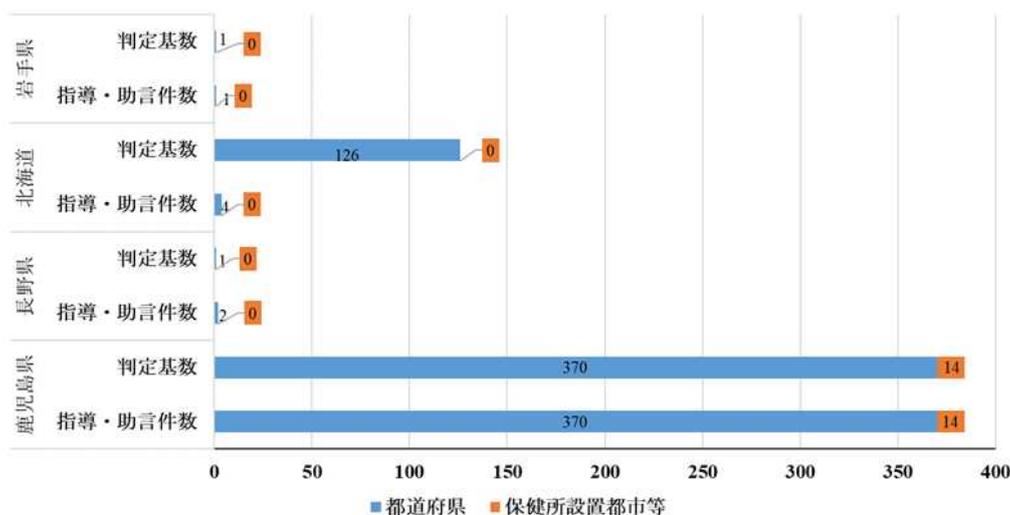


図 2-1 2022年度の各都道府県の特定既存単独の判定基数と指導・助言件数

出所)指導普及調査 調査結果(令和5(2023)年度調査)より、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.1.2 浄化槽台帳整備

指導普及調査では、浄化槽台帳の整備及び活用の状況や協議会等の整備状況を調査している。浄

化槽法の改正を受けて、各都道府県は浄化槽台帳の整備を進めているところではあるが、一部では未だ整備途上であり、整備済みであっても改修・更新している状況である。そのため、浄化槽台帳の整備においては、システムの構築だけでなく、デジタル化したデータを効果的・正確に収集しデータ整備を推進していくことが必要である。さらに、行政が、台帳に整備したデータを用いて浄化槽の維持管理に係る情報を把握し、保守点検、清掃、法定検査等を未実施の浄化槽管理者に対して、指導を徹底していくことも求められている。このような状況を受け、令和 5(2023)年度に実施した指導普及調査において、保守点検・清掃の実施状況も調査を開始したところである。

上記を踏まえて、本項目では、浄化槽台帳整備に関する現状について、指導普及調査等を用いて把握する。

指導普及調査(令和 5(2023)年度調査)において、2022 年度末時点の浄化槽台帳の整備状況を調査した。その結果、ほとんどの都道府県が浄化槽台帳を整備し(46/47 都道府県)、台帳の多くはシステム化していた(37/46 都道府県)。台帳整備の権限を委譲している市町村については、移譲を受けている 377 自治体のうち、台帳の所有無し又は所有不明の 82 自治体を除く 295 自治体(78%)が台帳を整備しており、そのうちシステム管理しているのは約半数(141 自治体、48%)だった。

次に、指導普及調査(令和 4(2022)年度調査)で集計された 2021 年度実績の結果を基に、都道府県の浄化槽台帳にどのような項目の情報が登載・管理されているかを整理した。浄化槽台帳の項目別に、情報を管理している都道府県の数を下表に示す。

「保守点検」「清掃」の項目を浄化槽台帳で管理していない都道府県が 16-18 程度見られた。「保守点検」を「○」と回答した都道府県において、青森県と茨城県は「清掃」項目のみ浄化槽台帳で管理していなかった。7 項目全てで「○」と回答したのは、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、京都府、大阪府、和歌山県、香川県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県であった。

表 2-3 2021 年度末時点の都道府県における台帳項目別の情報管理状況

管理有無	設置届	使用 開始届	廃止届	保守 点検	清掃	法定 検査	休止届	7 項目 全て
○	39	38	38	16	15	28	29	14
	7	7	7	15	14	14	10	-
無記入	1	2	2	16	18	5	8	-

注釈) 表中の値は都道府県数を示す。○は都道府県内の全ての市町村において情報が管理されていることを、は都道府県内の一部の市町村において情報が管理されていることを示す。

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 4(2022)年度調査)

より効率的・効果的な維持管理情報の収集管理の実現に向けた検討に向け、浄化槽台帳の項目を網羅的に管理している 14 都道府県を対象に、「保守点検」「清掃」の情報収集方法を整理した。

浄化槽台帳の精査方法と保守点検・清掃情報の収集方法を次頁に示す。

表 2-4 2021 年度末時点の浄化槽台帳の精査方法と保守点検・清掃情報の収集形態

都道府県	浄化槽台帳の精査方法					保守点検・清掃情報の収集形態				協議会
	市町村・指定検査機関	下水道部局	地図情報・航空写真	現地確認	その他	収集経路※	収集形態	頻度	備考	県が加盟している協議会がある
群馬県	○	○	○	○	○	間接	紙	月 1 回	その他：指定検査機関による精査	
東京都	○	○	○	○	○	間接	紙	年 1 回	その他：住宅地図、督促郵送など	
神奈川県	○	○		○		-	-	-	令和 4(2022)年度中に整理	
富山県	○	○		○		-	-	-	保守点検・清掃については収集体制未整備	
長野県	○			○		間接	電子	年 1 回		
岐阜県	○	○		○		間接	電子	月 1 回		
京都府	○	○	○	○		間接	電子	月 1 回		
大阪府	○	○		○		間接	電子	月 1 回		
和歌山県	○	○		○	○	直接	電子	不定期	その他：法廷検査実施機関との突合	
香川県	○			○		間接	電子	3 カ月に 1 回	県の定める「浄化槽に関する取扱要綱」の規定を準用	
福岡県	○	○	○	○		間接	電子	月 1 回	現在、法定検査の結果報告から保守点検及び清掃の状況を収集しているが、今後、全体的に見直すことを検討中	○
長崎県	○	○		○		間接	電子	年 1 回以上	指定の条件により報告を求めている	
鹿児島県	○			○	○	間接	クラウド	不定期	その他：点検清掃記録との突合	
沖縄県	○	○		○		直接	紙	年 1 回(保守点検) 検討中(清掃)	保守点検：県条例規則に基づき業務報告書の提出を求める。清掃：実施に向け検討中	

注釈)※「直接」は事業者からの直接的な収集を、「間接」は協会、指定検査機関等を通じた間接的な収集を示す。

注釈)太字の都道府県は、2.2 ヒアリング調査の実施で調査対象とした。

出所)指導普及調査 調査結果(令和 4(2022)年度調査)

(1) 保守点検・清掃の実施状況

指導普及調査(令和 5(2023)年度調査)では、2022 年度末時点の保守点検・清掃の実施率を各都道府県に調査した。その結果、保守点検及び清掃ともに、その実施率には都道府県により大きなばらつきが見られた。

【全数】

- 保守点検実施率:平均 70.2% 最大 99.5%(鹿児島県) 最小 17.6%(沖縄県)
- 清掃実施率 :平均 63.6% 最大 95.3%(岐阜県) 最小 23.3%(東京都)

【合併処理浄化槽】

- 保守点検実施率:平均 76.0% 最大 99.6%(鹿児島県) 最小 29.5%(石川県)
- 清掃実施率 :平均 67.2% 最大 97.5%(岐阜県) 最小 16.0%(東京都)

【単独処理浄化槽】

- 保守点検実施率:平均 60.3% 最大 99.2%(鹿児島県) 最小 3.0%(沖縄県)
- 清掃実施率 :平均 59.4% 最大 93.2%(岐阜県) 最小 13.6%(沖縄県)

各都道府県の数値の詳細は下表の通り。なお、本結果は速報値であり、都道府県には疑義照会を行い数値の精査を依頼しているところ、今後数値が大幅に変わることも想定される。都道府県によっては、市町村や事業者から情報を収集するのが困難であるといった意見が上がった。

表 2-5 2022 年度末時点の保守点検・清掃の都道府県別実施状況

都道府県名	保守点検									清掃								
	浄化槽台帳に登載された全浄化槽の基数			令和 4 年度中に保守点検が実施された基数			保守点検実施率			浄化槽台帳に登載された全浄化槽の基数又は清掃情報から収集された全浄化槽の基数			令和 4 年度中に清掃が実施された基数			清掃実施率		
	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独
北海道	60,974	47,036	13,938	49,313	39,731	9,582	84.0%	87.5%	72.2%	60,274	46,181	14,093	42,570	33,547	9,023	73.7%	75.6%	67.3%
青森県	114,849	47,752	67,097	93,892	39,187	54,705	82.2%	82.9%	81.7%	108,378	44,449	63,929	63,591	24,877	38,714	59.0%	56.6%	60.7%
岩手県	34,994	31,328	3,666	31,923	28,803	3,120	91.4%	92.1%	85.2%	58,676	54,064	4,612	47,015	43,458	3,557	81.0%	81.2%	78.1%
宮城県	76,464	56,076	20,388	52,936	41,784	11,152	70.3%	75.3%	56.2%	66,233	49,154	17,079	44,654	35,702	8,952	69.0%	74.1%	54.1%
秋田県	69,951	43,612	26,339	61,301	41,501	19,800	88.0%	95.7%	75.3%	70,322	43,680	26,642	47,373	31,145	16,228	67.7%	71.8%	61.0%
山形県	65,788	34,551	31,237	54,496	30,317	24,179	84.9%	89.6%	79.6%	65,788	34,551	31,237	48,142	25,899	22,243	75.6%	77.5%	73.5%
福島県	283,375	132,591	150,784	200,122	105,771	94,351	73.2%	83.0%	64.6%	281,900	132,591	149,309	185,572	98,306	87,266	68.4%	78.6%	59.7%
茨城県	250,525	168,220	82,305	124,917	97,803	27,114	51.3%	59.5%	34.2%	112,572	76,676	35,896	60,042	38,862	21,180	55.1%	52.4%	60.7%
栃木県	158,078	97,153	60,925	64,846	39,821	25,025	41.3%	41.4%	41.2%	168,103	102,831	65,272	47,578	26,502	21,076	29.2%	27.1%	32.4%
群馬県	305,167	147,063	158,104	241,002	121,693	119,309	79.3%	83.4%	75.5%	305,186	147,082	158,104	73,090	36,042	37,048	30.0%	32.0%	28.4%
埼玉県	472,995	246,869	226,126	252,556	139,948	112,608	53.6%	57.0%	49.9%	473,244	247,154	226,090	256,444	131,717	124,727	55.1%	54.9%	55.3%
千葉県	547,855	267,887	279,968	315,979	159,147	156,832	57.7%	59.4%	56.0%	564,288	279,717	284,571	266,203	136,722	129,481	47.8%	50.2%	45.5%
東京都	17,012	8,735	8,277	4,212	3,598	614	25.1%	42.1%	7.4%	17,012	8,735	8,277	3,912	2,482	1,430	23.3%	29.2%	17.3%
神奈川県	136,467	44,762	91,705	51,718	26,747	24,971	38.0%	60.0%	27.3%	68,134	23,211	44,923	39,429	15,369	24,060	58.3%	67.2%	53.7%
新潟県	184,405	59,683	124,722	125,724	46,280	79,444	70.0%	79.3%	65.5%	184,405	59,683	124,722	126,548	45,013	81,535	70.8%	77.7%	67.4%
富山県	37,334	12,559	24,775	33,961			91.0%			37,334	12,559	24,775	20,505	7,519	12,986	54.9%	59.9%	52.4%
石川県	50,007	23,408	26,599	13,946	6,803	7,143	28.1%	29.5%	26.9%	49,351	23,299	26,052	25,710	9,637	16,073	52.5%	42.0%	61.7%
福井県	35,216	16,153	19,063	12,011	8,212	3,799	34.4%	51.6%	20.0%	35,216	16,153	19,063	12,598	8,066	4,532	36.1%	50.6%	23.9%
山梨県	124,940	51,357	73,583	44,850	26,702	18,148	36.1%	52.6%	24.7%	124,940	51,357	73,583	31,844	13,118	18,726	25.6%	25.9%	25.5%
長野県	86,105	73,685	12,420	68,023	62,755	5,268	81.0%	87.3%	43.5%	86,105	73,685	12,420	23,355	21,312	2,043	28.2%	30.2%	16.9%
岐阜県	176,995	83,837	93,158	151,909	75,968	75,941	94.1%	95.4%	92.9%	176,995	83,837	93,158	153,862	77,650	76,212	95.3%	97.5%	93.2%
静岡県	459,940	200,267	259,673	400,238	181,959	218,279	87.7%	92.1%	84.3%	459,940	200,267	259,673	345,448	155,339	190,109	75.9%	79.2%	73.4%
愛知県	536,677	226,261	310,416	347,804	176,903	170,901	64.9%	78.3%	55.1%	452,262	212,140	240,122	286,315	140,561	145,754	63.5%	66.6%	60.7%
三重県	224,524	126,258	98,266	152,069	89,130	62,939	67.8%	70.7%	64.1%	224,524	126,258	98,266	183,710	103,676	80,034	81.9%	82.2%	81.5%
滋賀県	28,353	18,824	9,529	12,697	9,102	3,595	45.1%	48.7%	37.8%	28,353	18,824	9,529	14,954	10,327	4,627	53.2%	55.4%	48.7%
京都府	34,379	23,117	11,262	14,468	12,146	2,322	42.9%	53.3%	21.3%	34,379	23,117	11,262	13,803	11,504	2,299	41.3%	51.1%	21.0%
大阪府	101,745	46,038	55,707	62,675	30,735	31,940	62.2%	68.1%	57.4%	101,552	46,038	55,514	75,179	34,711	40,468	74.8%	77.0%	73.0%

都道府県名	保守点検									清掃								
	浄化槽台帳に登載された全浄化槽の基数			令和4年度中に保守点検が実施された基数			保守点検実施率			浄化槽台帳に登載された全浄化槽の基数又は清掃情報から収集された全浄化槽の基数			令和4年度中に清掃が実施された基数			清掃実施率		
	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	うち単独
兵庫県	80,488	46,218	34,270	48,873	35,153	13,720	61.3%	77.1%	40.3%	80,405	46,206	34,199	43,949	30,240	13,709	55.3%	66.5%	40.3%
奈良県	99,491	32,507	66,984	77,676	26,477	51,199	79.4%	85.5%	76.6%	99,235	32,507	66,728	84,753	26,809	57,944	86.8%	86.3%	87.0%
和歌山県	208,676	110,641	98,035	87,983	67,549	20,434	42.7%	62.0%	21.1%	208,676	110,641	98,035	138,923	76,805	62,118	69.9%	72.9%	66.5%
鳥取県	24,786	12,024	12,762	20,109	10,674	9,435	85.6%	92.5%	79.0%	24,786	12,024	12,762	12,075	6,411	5,664	51.5%	55.7%	47.4%
島根県	70,338	39,420	30,918	66,180	38,120	28,060	96.2%	98.4%	93.4%	70,338	39,420	30,918	58,146	35,722	22,424	85.4%	93.9%	74.6%
岡山県	166,116	112,294	53,822	150,200	103,849	46,351	91.7%	93.5%	87.8%	166,116	112,294	53,822	135,889	93,883	42,006	83.5%	85.4%	79.6%
広島県	174,415	106,023	68,392	123,276	81,844	41,432	73.8%	81.3%	62.4%	174,415	106,023	68,392	114,729	76,401	38,328	68.7%	75.9%	57.7%
山口県	127,839	73,743	54,096	74,096	46,012	28,084	63.2%	66.9%	57.9%	124,924	72,917	52,007	71,609	43,868	27,741	62.6%	64.6%	59.8%
徳島県	157,189	69,136	88,053	133,136	64,917	68,219	88.8%	96.2%	82.7%	157,189	69,136	88,053	91,847	43,781	48,066	61.3%	64.9%	58.3%
香川県	177,655	96,804	80,851	150,246	81,758	68,488	91.7%	87.6%	97.2%	177,655	96,804	80,851	50,803	32,078	18,725	31.5%	35.3%	26.6%
愛媛県																		
高知県	105,710	41,162	64,548	75,203			72.4%			105,710	41,162	64,548	68,096			66.6%		
福岡県	183,481	140,742	42,739	136,343	117,934	18,409	74.4%	83.8%	43.2%	183,481	140,742	42,739	136,355	118,034	18,321	76.0%	86.3%	43.0%
佐賀県	58,304	41,667	16,637	49,191	37,926	11,265	86.7%	93.9%	68.9%	58,304	41,667	16,637	42,813	32,999	9,814	75.6%	82.0%	60.0%
長崎県	79,197	65,854	13,343	67,202	58,264	8,938	87.8%	91.0%	71.8%	79,194	65,854	13,340	58,807	50,892	7,915	78.3%	81.2%	63.6%
熊本県	144,086	92,426	51,660	127,128	82,722	44,406	89.4%	91.1%	86.3%	144,083	92,432	51,651	120,266	75,612	44,654	84.8%	83.6%	86.8%
大分県	154,537	89,657	64,880	121,230	78,374	42,856	80.0%	88.9%	67.7%	160,341	89,773	70,568	121,443	69,544	51,899	80.2%	82.1%	77.9%
宮崎県	143,554	82,427	61,127	130,466	76,863	53,603	91.5%	93.5%	88.7%	143,554	82,427	61,127	115,720	68,324	47,396	81.1%	83.3%	78.2%
鹿児島県	318,027	216,652	101,375	278,338	194,410	83,928	99.5%	99.6%	99.2%	318,027	216,652	101,375	246,130	171,651	74,479	88.8%	89.2%	88.1%
沖縄県	94,876	39,623	55,253	16,493	14,820	1,673	17.6%	38.6%	3.0%	94,876	39,623	55,253	23,878	16,365	7,513	25.5%	42.6%	13.6%
合計	7,243,879	3,844,102	3,399,777	4,972,957	2,860,211	2,003,582	70.2%	76.0%	60.3%	6,986,775	3,745,597	3,241,178	4,275,677	2,388,482	1,819,099	63.6%	67.2%	59.4%

注)回答時に実施状況が不明であった自治体は除外して集計しているため、全基数等は一致しない場合がある。

注)休止等の基数は非掲載のため、実施率は一致しない場合がある。

注)実施基数の調査にあたって合併・単独を区別して計上することができなかった自治体がある。

注)空欄は回答が得られなかったことを示している。

2.1.3 協議会の活用状況

改正浄化槽法で協議会が法定化されたことを受け、協議会が組成され、浄化槽の整備促進策の検討、適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討等を進める事例が増えた。

法定・非法定協議会が組成されている自治体を下表に示す。

2022 年度末時点では都道府県単位では 12 の協議会が組成され、そのうち 3 県では 2022 年度以降に協議会が組成されるなど、数が増加している。

表 2-6 2022 年度末時点で法定・非法定協議会が組成されている自治体

都道府県	都道府県で組成	複数市町村で組成	単一の市町村で組成
北海道	-	-	●北見市、秩父別町、●鷹栖町、比布町、美瑛町、浜頓別町
宮城県	-	仙台市	-
福島県	-	-	南会津町
栃木県	栃木県 *	-	-
群馬県	群馬県 *	-	●太田市
埼玉県	埼玉県 *	-	-
富山県	-	入善町	黒部市
福井県	-	大野市	●越前市
山梨県	山梨県 *	-	-
長野県	-	飯伊 14 市町村、諏訪 6 市町村、●木曾 6 市町村、●松本 16 市町村、●中高 2 市町	飯田市、東御市、立科町、辰野町、●箕輪町、●豊丘村、高山村、佐久市、上田市、伊那市、●駒ヶ根市、●中川村、大町市、●飯綱町
岐阜県	-	-	大野町
静岡県	-	-	富士市、御殿場市
愛知県	愛知県 *	-	一宮市 *
滋賀県	滋賀県 *	-	-
兵庫県	-	-	宍粟市
鳥取県	鳥取県 *	-	-
岡山県	-	-	倉敷市
広島県	広島県	-	北広島町
徳島県	徳島県	美馬市・つるぎ町、●牟岐町・美波町・海陽町	神山町、●那賀町
愛媛県	-	-	松山市、砥部町
福岡県	福岡県 *	-	田川市 *、大木町、大牟田

都道府県	都道府県で組成	複数市町村で組成	単一の市町村で組成
			市 *
熊本県	-	-	熊本市
大分県	大分県 *		
宮崎県	宮崎県 *		

注釈) ●: 行政が協議会の構成員でない/オブザーバーとして参加、* 2020 年度以降に組成された協議会がある自治体、○: 令和 5 (2023) 年度調査で初めて組成が報告された自治体

注釈) 太字の都道府県は、2.2 ヒアリング調査の実施で調査対象とした。

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 4(2022)年度調査、令和 5(2023)年度調査)、令和 2(2020)年度 地域くらしの水環境整備促進調査業務報告書、令和 4 年度 浄化槽台帳データ等の活用による浄化槽マネジメント手法に係る調査検討業務報告書 よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.1.4 浄化槽処理促進区域の指定

(1) 全国の指定状況の進捗

指導普及調査結果に基づき、2020 年 7 月末から 2023 年 3 月末の指定状況の推移と、各都道府県のうち指定の進捗が大きかった自治体を示す。

全国的では指定済みの件数が 52 件(全国自治体中の 3%)から 453 件(同 26%)に増加した。一方、2021 年 3 月末の指定自治体数は 398 件であり、2020 年度に指定が集中し、2021 年度及び 2022 年度の指定の伸び率は鈍化した。

約 3 年間で、未指定で検討中の自治体は 425 件(同 24%)から 109 件(同 6%)に減少した。未指定かつ未検討の自治体は 1,263 件(同 73%)から 1,179 件(同 68%)と、100 件程度の減少にとどまった。

約 3 年間で、指定済み自治体数が都道府県内の自治体数に占める割合が大きくなったのは栃木県、鹿児島県、大分県、群馬県、埼玉県の順となった。

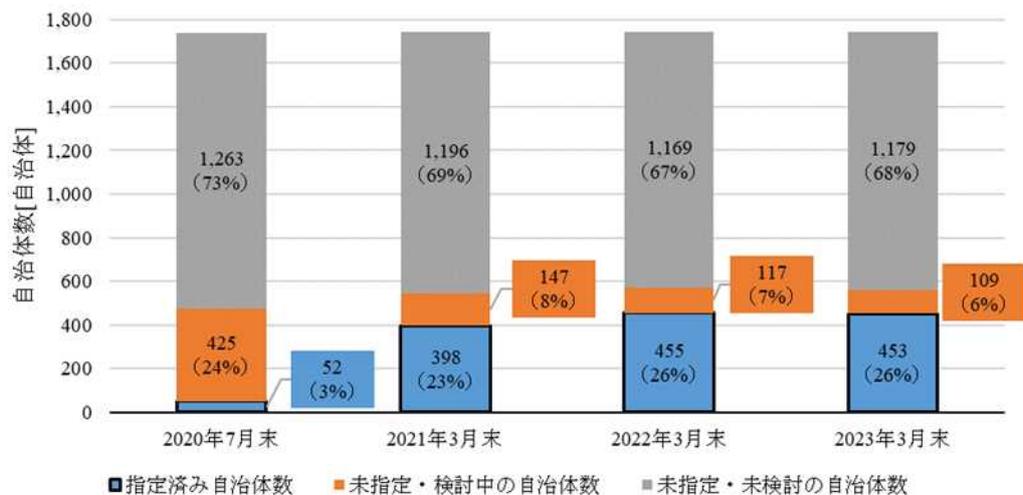


図 2-2 浄化槽処理促進区域の指定割合

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 2(2020)年度調査～令和 5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

表 2-7 指定済み自治体数が都道府県内自治体数に占める割合

都道府県	該当都道府県内の指定済み自治体率の差(%)	指定済み自治体数が該当都道府県の自治体数に占める割合	
		2020年7月末	2023年3月末
栃木県	100.0%	0%	100.0%
鹿児島県	93.0%	0%	93.0%
大分県	82.7%	11.8%	94.4%
群馬県	80.0%	0%	80.0%
埼玉県	79.4%	0%	79.4%
全国平均	23.9%	3.0%	26.9%

注釈) 小数点以下第2位で四捨五入しているため、「該当都道府県内の指定済み自治体率の差(%)」は「指定済み自治体数が該当都道府県の自治体数に占める割合」の2023年3月末の値から2020年7月末を減じた値に一致しないことがある。
出所) 指導普及調査 調査結果(令和2(2020)年度調査～令和5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、2020年7月末から2023年3月末の浄化槽処理促進区域の指定自治体について、指定理由別の件数を示す。

指定理由となる事業は「公共浄化槽等整備推進事業」、「浄化槽設置整備事業」、その「両方の整備事業」の3通りとなる。そのうち、「公共浄化槽等整備推進事業」、「両方の整備事業」を指定理由としたのは2022年3月末時点で計196事業体(浄化槽処理促進区域のうち42%程度)となった。

半数以上の自治体では、公共浄化槽等整備処理推進事業を目的としていないことが判明した。公共浄化槽整備推進事業の実施とは関係なく浄化槽処理促進区域の指定は行われていると考えられる。

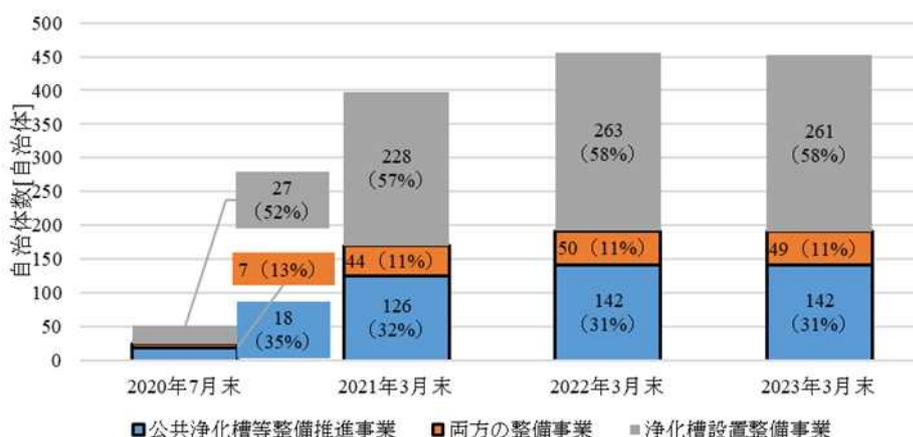


図 2-3 浄化槽処理促進区域指定済み自治体数(指定理由別)

出所) 指導普及調査 調査結果(令和3(2021)年度調査～令和5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(2) 未指定・未検討の市町村が増加した都道府県

浄化槽処理促進区域の指定を検討したものの、指定しなかった自治体数を把握するために、該当期間において、未指定の市町村が増加した都道府県を整理した。

2020 年度では、未指定・検討中の市町村数が減少し、かつ未指定・未検討の市町村数が増加した都道府県は下表の 7 件が該当した。ただし、指定済みうち 6 件は未指定・未検討の市町村増加数より指定済み市町村増加数の方が大きく、浄化槽処理促進区域の指定が進捗したことを示す。1 件のみ未指定・未検討の市町村増加数が指定済み市町村の増加数と同程度で、ともに都道府県内の自治体のうち半数程度となった。

表 2-8 2020 年 7 月末から 2021 年 3 月末の期間の自治体数増減

都道府県	指定済み		未指定・検討中		未指定・未検討	
	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合
山形県	+13	+37%	-14	-40%	+1	+3%
新潟県	+7	+23%	-9	-30%	+2	+7%
静岡県	+16	+46%	-33	-94%	+17	+49%
三重県	+5	+17%	-7	-24%	+2	+7%
高知県	+3	+9%	-5	-15%	+2	+6%
佐賀県	+4	+20%	-6	-30%	+2	+10%
宮崎県	+15	+58%	-16	-62%	+1	+4%

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 2(2020)年度調査～令和 3(2021)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2021 年度では、未指定・検討中の市町村数が減少し、かつ未指定・未検討の市町村数が増加した都道府県は 2 件が該当した。ただし、指定済み市町村数が減少した自治体は、指定の検討以外の要因も考えられるため、下表に含んでいない。いずれも、未指定・未検討の市町村増加数、指定済み市町村増加数ともに 1 件で変化はわずかだった。

表 2-9 2021 年 3 月末から 2022 年 3 月末の期間の自治体数増減

都道府県	指定済み		未指定・検討中		未指定・未検討	
	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合
広島県	+1	+4%	-2	-9%	+1	+4%
長崎県	+1	+5%	-2	-10%	+1	+5%

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 3(2021)年度調査～令和 4(2022)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2022 年度では、未指定・検討中の市町村数が減少し、かつ未指定・未検討の市町村数が増加した都道府県は 3 件が該当した。ただし、指定済み市町村数が減少した自治体は、指定の検討以外の要因も考えられるため、下表に含んでいない。3 件のうち 1 件は未指定・未検討の市町村増加数、指定済み市町村増加数ともに 1 件で変化はわずかだった。また、2 件はいずれも、未指定・検討中の市町村数が 2 件減少し、未指定・未検討の市町村数が 2 件増加したため、検討の結果いずれの

自治体も指定を検討しない状態に戻ったことが示唆された。

表 2-10 2022 年 3 月末から 2023 年 3 月末の期間の自治体数増減

都道府県	指定済み		未指定・検討中		未指定・未検討	
	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合	自治体数	該当都道府県内に占める割合
福島県	±0	±0%	-2	-3%	+2	+3%
茨城県	+1	+2%	-2	-5%	+1	+2%
岐阜県	±0	±0%	-2	-5%	+2	+5%

出所) 指導普及調査 調査結果(令和 4(2022)年度調査～令和 5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

以上より、2020 年度では、検討を行っている自治体の多くは、指定まで行っていることが判明した。また、2021 年度までは指定を検討している自治体が未検討に戻る事例はほぼないことが判明した。浄化槽処理促進区域の指定を促進させるためには、検討中の市町村よりも、未検討の市町村に検討を促す施策を打つことが有効ではないかと考えられる。

2.1.5 公共浄化槽制度

2022 年度末の指定状況と、2020 年度以前までの全国の指定状況を示す。また、都道府県のうち指定の進捗が大きかった自治体を示す。全国的では指定済みの件数が 133 件(全国自治体中の 8%)から 452 件(同 18%)に増加した。公共浄化槽制度を導入した自治体数が都道府県内の自治体数に占める割合が大きくなったのは、秋田県、島根県、群馬県、岩手県、愛媛県、佐賀県となった。そのうち、島根県、群馬県、岩手県、愛媛県で公共浄化槽等整備推進事業に補助を行っていた。

公共浄化槽推進事業の実施は全国的に広まっているが、2023 年 3 月時点での実施自治体数は全国の 19%にとどまる。

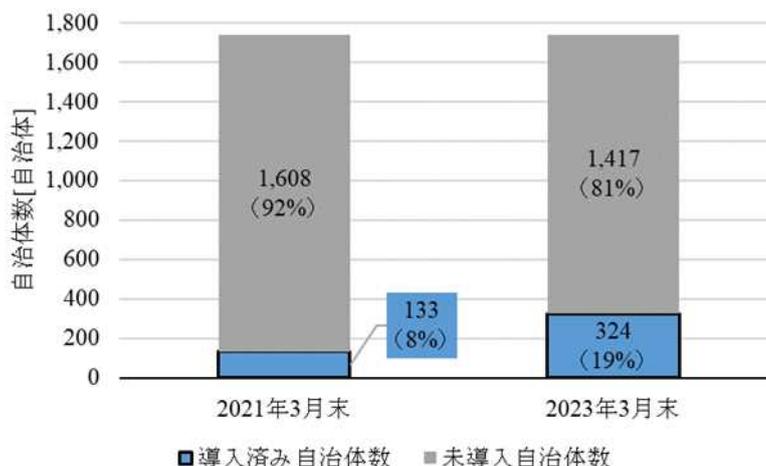


図 2-4 公共浄化槽等推進事業の実施自治体数

出所)指導普及調査 調査結果(令和3(2021)年度調査～令和5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

表 2-11 導入済み自治体数の割合が大きい都道府県

都道府県	該当都道府県内の 導入済み自治体率(%)
秋田県	84.0%
島根県	63.2%
群馬県	45.7%
岩手県	45.5%
愛媛県	45.0%
佐賀県	45.0%
全国平均	18.6%

出所)指導普及調査 調査結果(令和5(2023)年度調査)よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.2 ヒアリング調査の実施

改正浄化槽法で定められた制度の中で、特に重要となる「特定既存単独」、「浄化槽台帳」、「協議会」の各制度に取り組んでいる自治体を対象に、取組内容の事例を調査した。

2.2.1 ヒアリングの目的とヒアリング項目

上記のヒアリング調査の目的は以下の通り。

表 2-12 各制度のヒアリング調査の対象と目的

制度	対象	目的
特定既存単独	令和4(2022)年度までに特定既存単独の判定を実施した自治体	判定における工夫・課題の把握
浄化槽台帳	台帳システム・データのデジタル活用に関する取組を進めている自治体	「保守点検」「清掃」の各項目の情報の収集方法、精査方法、活用方法の調査
協議会	協議会を近年組成した自治体で、特定既存単独もしくは浄化槽台帳に取り組んでいる自治体	協議会の組成の経緯、及び組成するに当たっての工夫点・課題点の把握

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

各制度における、ヒアリング項目は以下の通り。

(1) 特定既存単独の判定に関する措置

下表に示す項目についてヒアリングを行った。

また、2020 年度までに特定既存単独の判定を実施していない都道府県については、特定既存単独の判定の実施に向けた取組を行っている都道府県に対しては取組の進捗状況及び工夫・課題を、実施に向けた取組を行っていない都道府県に対しては実施しない理由を調査した。

さらに、全 10 都道府県を対象に、「特定既存単独に対する措置に関する指針」(本章では、以下「指針」という。)の改善に向けた意見を収集した。

表 2-13 「特定既存単独に対する措置」に関するヒアリング事項

項目	質問事項
特定既存単独の判定フロー	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定既存単独の判定はどのように行っているか。 ● 判定フローはあるか。(具体例:鹿児島県の判定フロー(図 2-2))
外形的状況や性能状況の各事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準はあるか。 ● 各事項について年間の判定実績/判定周期はどの程度か。 ● 判定における苦労点や工夫点はあるか。判定は継続可能か。
周辺環境への影響の各事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準はあるか。 ● 各事項について年間の判定実績/判定周期はどの程度か。 ● 判定における苦労点や工夫点はあるか。判定は継続可能か。
特定既存単独の判定の全体に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃業者との連携の可否 ● 指定検査機関との連携の可否 ● (措置件数と指導・助言件数に差がある場合)措置件数と指導・助言件数に差がある要因
他の制度の活用の有無及び活用方法に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> ● (保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に登載している場合)特定既存単独のスクリーニングで台帳を利用しているか。利用している場合は利用方法、利用していない場合は困難な理由は何か。
	<ul style="list-style-type: none"> ● (協議会を組成している場合)特定既存単独のスクリーニングで協議会を活用しているか。活用している場合は方法、活用していない場合は困難な理由
「指針」に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指針」の改善に向けた意見

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

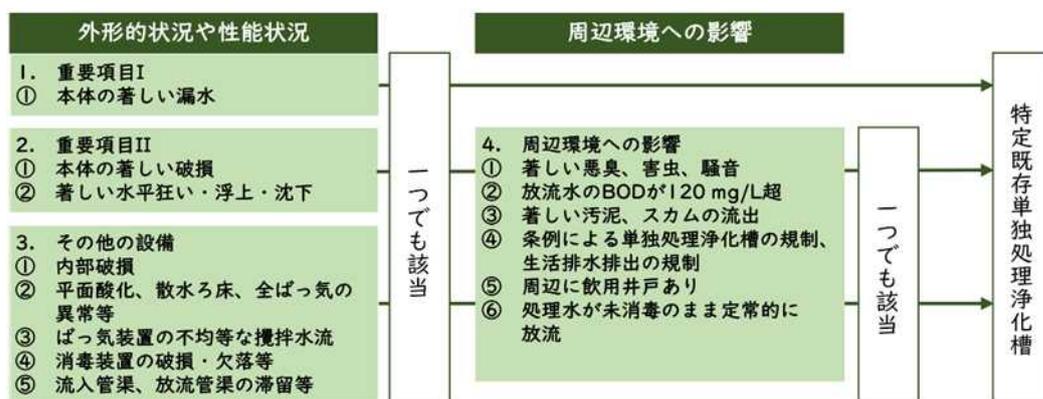


図 2-5 鹿児島県の策定した特定既存単独に関する判定フロー

出所)令和 2(2020)年度 地域くらしの水環境整備促進調査業務報告書

(2) 浄化槽台帳整備

下記の観点で調査する。

表 2-14 「浄化槽台帳整備」に関する質問事項

段階	対象の自治体の観点	質問項目案
整備	保守点検・清掃情報を収集している自治体	保守点検・清掃情報の収集における工夫(他者との連携等も含む)
整備	浄化槽台帳にクラウドシステムを導入している自治体	クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)
整備	保守点検・清掃情報を紙媒体で収集している自治体	紙で情報収集する際の課題やデータ化の検討。
整備	月1回の頻度で保守点検・清掃情報を収集している自治体	高頻度で保守点検・清掃情報を収集し、浄化槽台帳で管理することに当たる工夫点、困難点。
整備	年1回程度の頻度で保守点検・清掃情報を収集している自治体	低頻度で保守点検・清掃情報を収集し、浄化槽台帳で管理することに当たる工夫点、困難点。
整備	協議会に加盟している自治体	協議会を活用し情報収集に役立っているか(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)。
精査	保守点検・清掃情報を紙媒体で収集している自治体	保守点検・清掃情報の項目の、下水道部局との連携や地図情報・航空写真の活用による精査の必要性。
精査	下水道部局と連携して浄化槽台帳を精査している自治体	下水道部局との連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)。連携に当たる工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)
精査	地図情報・航空写真を活用して浄化槽台帳を精査している自治体	地図情報・航空写真を活用することの有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)。活用に当たる工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)
活用	保守点検・清掃情報を収集している自治体	浄化槽台帳に記載の情報の活用の有無、活用目的・内容、活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット、個人情報保護法への対応方針

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(3) 協議会

令和2(2020)年度以降に協議会を組成している5都道府県(表2-6の太字)を対象に、組成の方法や工夫を調査した。協議会に関するヒアリング項目を下表に示す。

表 2-15 協議会に関するヒアリング項目

観点	ヒアリング項目
協議会の組成	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の組成の過程 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 組成の背景・経緯 ➤ 組成のスケジュール

観点	ヒアリング項目
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者の収集に当たっての取組 ● 協議会の運営 ➢ 事務局の運営体制 ● 協議会を法定化したことによるメリット
協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 議論内容 ● 組成したことによる効果・メリット

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.2.2 ヒアリング対象となる都道府県

ヒアリング調査日程及び各自治体における調査対象となる制度は以下の表 2-16 の通り。なお、以下には、指導普及調査(令和4(2022)年度調査)の結果では取り組んでいないと回答があったものの、ヒアリングの結果取り組んでいると判明した制度には「○」をしていない。

表 2-16 ヒアリング調査実施日と調査対象の制度

自治体名	実施日	調査対象の制度		
		特定既存単独	浄化槽台帳	協議会
岐阜県	2023年10月12日(木)		○	
長野県	2023年10月16日(月)	○		
群馬県	2023年10月20日(金)		○	○
福岡県	2023年10月23日(月)		○	○
山梨県	2023年10月23日(月)	○		○
鹿児島県	2023年10月24日(火)	○		
徳島県	2023年11月13日(月)			○
福島県	2023年11月27日(月)	○		
宮城県※	2023年12月4日(月)	○		
鳥取県	2023年12月5日(火)			○

注釈)宮城県は、事務処理を権限移譲した市町村のうち、指導普及調査(令和4(2022)年度調査)で特定既存単独の基数を1基以上と報告した市町村の担当者もヒアリングに同席した。

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3 ヒアリング結果の整理

都道府県のヒアリングにおける回答内容は、参考資料(5.1 都道府県のヒアリングにおける回答内容)に記載した。各制度について、ヒアリング結果を整理する。

2.3.1 特定既存単独

(1) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング項目別の調査結果の概要を下表に示す。指導普及調査においては特定既存単独の判定を行った基数を報告している都道府県のうち、2 都道府県については、回答誤認識などがあり、実態として判定を行っていなかったため、調査目的とした「判定における工夫・課題」を実質的に把握できたのは 3

都道府県であった。

表 2-17 ヒアリング項目別の調査結果の概要

項目	調査結果(3都道府県に対する調査結果)
特定既存単独の判定フロー	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務処理要領などを定めて判定を実施:3都道府県(長野県、山梨県、鹿児島県) ● 判定フローを策定し自治体に周知:2都道府県(山梨県、鹿児島県) ● その他の工夫: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定検査機関に、特定既存単独に該当しそうな浄化槽に「単独難あり」の記録をつけた報告を依頼している。破損等が見られれば、特定既存単独に該当する可能性ありとして、現場画像を添付した報告を受けている。(長野県) ➢ 指定検査機関は、特定既存単独に該当する懸念のある浄化槽は、調査票の余白に特定既存単独の可能性ありと記入している。(山梨県) ➢ 判断フローについて、複数の判断項目ではなく、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。(鹿児島県)
外形的状況や性能状況の各事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準を設けている都道府県:3都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「指針」に記載の全項目を対象に判定している。特に重要項目(浄化槽本体)を重視している。(長野県) ➢ 漏水及び仕切版の破損の項目を重視している。浄化槽法定検査判定ガイドラインの合併処理浄化槽・維持管理を除いた重要度の高い項目で判断している。(山梨県) ➢ 特定既存単独の判定のための独自の検査項目は設定せず、法定検査の項目で判定を実施。「指針」に記載の全項目を対象に判定を実施している。(鹿児島県) ● 各事項について年間の判定周期:年1回(長野県、鹿児島県) ● 判定における苦労点: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 検査員が判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に1回実施する検査結果検討会にて判断している。(鹿児島県) ● 判定における工夫点: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定検査機関の現場判断を重視し、県で再度検証はしていない。基本的に、漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独の可能性ありと判断している。(山梨県) ➢ 水質に関してはどの検査員でも画一的に判定できるように透視度ではなくBODを判断項目に追加している。(鹿児島県)
周辺環境への影響の各事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準を設けている都道府県:1都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 周囲から苦情が出ていることも判断基準の一つとしている。(山梨県) ● 判定における苦労点:

項目	調査結果(3都道府県に対する調査結果)
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 井戸の設置状況に関する判定基準(半径何 m とするか)が設けられていないため、判断に苦慮している。(山梨県)
特定既存単独の判定の全体に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃業者との連携の可否： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 連携あり。措置を講じた浄化槽に関しては、保守点検業者から保守点検記録の提供を受け、指導に活用している。(長野県) ● 指定検査機関との連携の可否： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定検査機関と連携して特定既存単独の判定を実施している。(全3都道府県) ● (措置件数と指導・助言件数に差がある場合)措置件数と指導・助言件数に差がある要因： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告した3件のうち、文書通知や訪問をして、2件は状態を改善させて復旧し、残り1件は使用を休止させた。(山梨県)
他の制度の活用の有無及び活用方法に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> ● (保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に登載している場合)特定既存単独のスクリーニングにおける台帳の利用状況。利用している場合の利用方法、利用していない場合の困難な理由： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定既存単独の判定は当該年度の指定検査結果に基づいて実施しており、保守点検・清掃情報とも紐づいてはいるものの、スクリーニングには使用していない。(3都道府県) ● (協議会を組成している場合)特定既存単独のスクリーニングにおける協議会の活用状況。活用している場合の方法、活用していない場合の困難な理由： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 協議会参加の保守点検業者から、特定既存単独に該当する浄化槽の確認に関する協力を得ている。(山梨県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイ株式会社作成

(2) 特定既存単独の判定に関する工夫と課題

1) 特定既存単独の判定に関する工夫

特定既存単独の判定に関する工夫と課題について、判定プロセスごとに整理を行った。整理軸とした特定既存単独の判定プロセスを下図に示す。

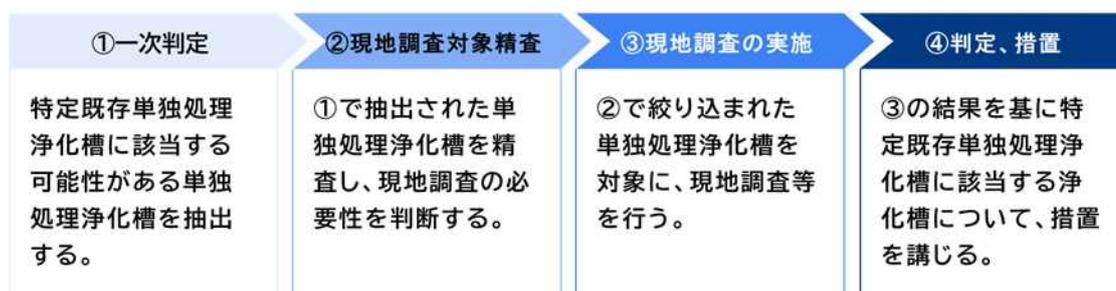


図 2-6 特定既存単独の判定プロセス

特定既存単独の判定における工夫点を表 2-18 に示す。判定項目の明確化、指定検査機関による一次判定、現地調査対象の絞り込み、現地調査の簡素化と指定検査機関の協力、判断に難しい浄化槽の判断機会の設定などの点で工夫が見られた。

表 2-18 特定既存単独の判定における工夫点

プロセス	工夫点	ヒアリング結果
一次判定	判断項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指針」に記載のうち省略している項目はないが、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。(鹿児島県) ・ 通常の使用状態であり、槽内の水位低下が確認され、汚水が地下へ浸透していることが明らかと判断した場合「漏水」と判定している。著しい汚泥・スカムの流出が見られた場合には特定既存単独と判定するなどしているが、漏水の事例が多い。(鹿児島県) ・ 漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独の可能性ありと判断している。(山梨県) ・ 判定に際し、曖昧な指標は避ける。例えば、水質検査では、検査員による判定の差が生じないように、水質基準に透視度ではなく BOD を採用している。(鹿児島県) ・ 全ぱっ気式に DO が著しく高くなっていること等の項目も追加している。(鹿児島県) ・ 特定既存単独の判定には、保守点検・清掃情報は使用していない。(鹿児島県)
一次判定	専門的知見のある指定検査機関による一次判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関は、単独処理浄化槽に破損が見られれば、特定既存単独に該当する可能性があるとして、「単独難あり」の項目に○を付けている。(長野県) ・ 指定検査機関が11条検査等により、調査票の余白に特定既存単独の可能性あることを記載し、特定既存単独と疑われる浄化槽を出先機関に報告する。県で再度検証はしていない。(山梨県) ・ 指定検査機関が特定既存単独であることを確認し、県で再度検証はしていない。(鹿児島県)
現地調査対象精査	浄化槽台帳の活用による精査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定検査結果で特定既存単独の可能性ありに該当する浄化槽についての報告を受けた場合、浄化槽台帳で設置情報等の情報を確認している。(山梨県)
現地調査対象精査	電話確認による精査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関の職員が、指定検査機関より報告のあった、特定既存単独と疑われる浄化槽に電話確認し、修繕の意思があれば対象外とする。(山梨県)
現地調査の実施	現地検査の簡素化・指定検査機関の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が立入検査で判定するのではなく、指定検査機関に特定既存単独であることを確認し、現況写真を貼付して報告を受ける。(鹿児島県)

プロセス	工夫点	ヒアリング結果
現地調査の実施	専門的知見のある指定検査機関の協力	・ 県職員が立会検査を行う際、必要に応じて指定検査機関にも立会への参加を依頼している。(山梨県)
判定、措置	判断が難しい事例の精査の機会	・ 検査員が特定既存単独に該当するか判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に1回実施されている検査結果検討会にて、まとめて判断していると聞いている。(鹿児島県)
判定、措置	措置に対する理解醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村側も単独転換に取り組むことには前向きで、協力は得られている。(鹿児島県) ・ 特定既存単独の判定結果の通告に対して浄化槽管理者から反発された事例はなかった。構造上問題のある浄化槽に対しては、鹿児島県・指定検査機関が過去から厳しい対応をしてきた背景があり、特定既存単独の通告に対する浄化槽管理者の理解が進んでいるものと思料する。(鹿児島県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。

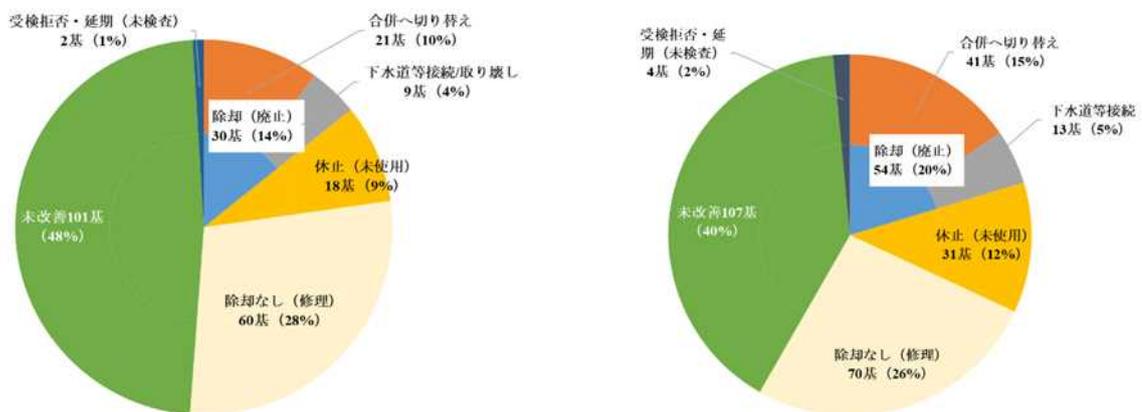
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2) 特定既存単独の判定によって発現した効果

特定既存単独の判定による効果として、鹿児島県における特定既存単独の判定後における改善状況とその内容を下図に示す。

特定既存単独と判定された浄化槽のうち、除却・修繕・休止のいずれかの形で改善される浄化槽は52-60%であった。また、改善がなされた浄化槽のうち、除却に至るものは14-20%であった。

鹿児島県は、未改善の解消のために、特定既存単独判定の後に、浄化槽管理者に対して指導文書の発出と改善報告書の提出を求めている。未改善のまま特定既存単独の判定が続くものについては、判定がなされる度に指導文書の発出を行っている。



令和2(2020)年度判定後の改善状況

令和3(2021)年度判定後の改善状況

図 2-7 鹿児島県の特定既存単独判定後の改善状況

出所)鹿児島県提供情報よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(3) 特定既存単独の判定における課題

特定既存単独の判定における課題を下表に示す。課題として、法定検査未受検浄化槽への対応、浄化槽の管理者の経済的事情、事務処理要領の未作成などが挙げられた。なお、課題については、特定既存単独の判定実績のない7都道府県から挙げられた結果も含んだものとしている。

表 2-19 特定既存単独の判定における課題

観点	課題の観点	ヒアリング結果
一次判定	課題の観点(1-1): 事務処理要領の作成	<ul style="list-style-type: none"> 全59市町村に特定既存単独に関する事務権限を移譲しており、そのうち53市町村から事務要領を整備していないと回答があった。(福島県)
一次判定	課題の観点(1-2): 台帳整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> 台帳整備後の課題と認識。(福岡県)
一次判定	課題の観点(1-3): 法定検査未受検浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> 法定検査を受けていない浄化槽への受検勧奨や転換依頼等には取り組めていない。苦情の都度現地調査を行い、保守点検業者から協議会で特定既存単独に該当する浄化槽の有無の情報提供を依頼しているが、情報を提供いただける見込みは低い。(山梨県) 法定検査結果以外に、特定既存単独かを判断する方法は持ち合わせていない。(山梨県) 単独処理浄化槽の11条検査受検率が低いことが課題。(福島県)
現地調査の実施	課題の観点(1-4): 技術的な判断能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定検査の法定検査時に合わせて判断してもらっているが、行政の職員だけでは技術的な判断が難しい。検査員と連携した仕組みの構築が求められる。(鹿児島県) 現状、薬剤師と事務員で担当しているため、専門性が異なり、漏水から地中構造物の判定・判断をすることが難しい。(岐阜県)
判定、措置	課題の観点(1-5): 経済的負担への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 改善の意思はあるが、経済的な理由で早期の改善が難しいという事案が多い。そのような場合の対応方法に悩んでいる。(山梨県) 特定既存単独の可能性のある浄化槽管理者に単独転換の補助金制度を案内したことはある。ただし、多くの場合、管理者が高齢者又は低所得世帯であるため、転換に応じてもらえない。その場合は、修繕による対応を依頼している。(山梨県)
判定、措置	課題の観点(1-6): 転換に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者に転換を行うメリットが少ないため転換へのハードルは高い。各市町村が補助金の上乗せ等にも取り組んでいるが、転換基数の増加には中々つながっていない。周辺環境に支障がある浄化槽で、住民からの苦情や事業者からの申告等があった場合は浄化槽管理者に転換を依頼している。(徳島県)

注釈)課題については特定既存単独の判定実績のない7都道府県から挙げられた結果も含んだものとしている。

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。

注釈)課題の観点の(1-1)～(1-6)の内容は、表 2-21 の課題のうち同一の番号の課題の内容に対応している。

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、上記の他にも、特定既存単独となる前の段階で改善指導しているため、特定既存単独の判定の実施を検討していない事例があった。この事例では、法定検査で漏水・亀裂等により「不適正」と判定された浄化槽の管理者に対して指導文書を送付し、改善指導として県内の事務所へ改善報告を書面提出させている。継続期間が単年度・複数年度関係なく、法定検査で漏水等が認められた年に指導している。

(4) 特定既存単独に関する国、事業者への要望

特定既存単独の判定に関連して、都道府県が環境省に対して要望する事項を表 2-20 に示す。情報提供ツールの提供及び「指針」に記載される基準の定量化や明確化に対する要望があった。

表 2-20 特定既存単独に関連して環境省に寄せられた要望

観点	要点	要望
情報提供ツールの提供	チラシの作成	<ul style="list-style-type: none"> 休止・廃止の啓発チラシと同様に、単独転換を啓発できるようなチラシのひな型があればありがたい。(岐阜県) 受検促進事業が、台帳整備に伴う活用方策のうちの一つにもなっていることから、そのような事業が交付金の対象事業となると良い。また、市町村や事業者への情報提供のあり方については指針を環境省から示してもらえるとありがたいと思っている。(福岡県)
「指針」への意見	基準の定量化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への影響の判定項目に、井戸の設置状況がある。この判定の基準(半径何 m とするか)に関して質問を受けている。(山梨県) 施工・保守点検・清掃事業者の判定員から、重要項目の内部設備に関して、内部の清掃後でなければ確認できない部分はどこまで調査するべきか、意見が出ていた。(鳥取県)
「指針」への意見	基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 「指針」では、複数の項目が該当しなければ特定既存単独と判断されないが、単一項目でもそのように判定して良いなど、簡潔なものにした方が良いかと思う。漏水に該当する単独処理浄化槽を、判定に時間がかからず、浄化槽基数の多い都道府県でも対応しやすいか考える。(鹿児島県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(5) 課題への対応策の検討

上記で挙げられた課題に対し、課題への対応策を検討した。ただし、下表について、太字は一部の都道府県で課題への対応策として実施された事例を示し、太字でないものは、事例はないものの対応策として検討した内容となる。事務処理要領の作成、台帳整備・更新、法定検査未受検浄化槽への対応、技術的な判断能力の確保については、成功事例として取り組まれている事例があった。

表 2-21 特定既存単独に関する措置の課題と対応策

観点	課題	課題への対応策(太字:成功事例)
一次判定	課題(1-1):事務要領の作成	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の事務処理フローを作成する。

観点	課題	課題への対応策(太字:成功事例)
		(山梨県、鳥取県)
一次判定	課題(1-2):特定既存単独の判定が可能な浄化槽台帳の整備	・ 浄化槽台帳を整備し、疑わしき浄化槽が報告された際に確認できるようにする。(山梨県、鳥取県)
一次判定	課題(1-3):指定検査機関が把握していない浄化槽(法定検査未受検浄化槽)に関する情報の入手	・ 保守点検・清掃業者から直接法定検査未受検の浄化槽の情報を入手する。(鳥取県) ・ 法定検査受検率向上に取り組む。(鳥取県)
現地調査の実施	課題(1-4):「指針」に定量基準が記載されていない項目における、特定既存単独の判定方法	・ 「指針」に定量基準が記載されていない項目について、定量基準を記載することで、技術に依存しない判定フローの構築を促進させる。(鹿児島県) ・ 漏水状況から地中構造物の判定・判断ができるようにデータベース化を行う。
判定、措置	課題(1-5):経済的な理由で早期の改善が難しい浄化槽に対する、経済支援策	・ 経済的な理由で早期の改善が難しい場合に転換できるよう、補助金の交付額の割合を高くする。
判定、措置	課題(1-6):単独転換に関して理解してもらおうための方策	・ 各浄化槽を対象に、チラシ等でアピールを実施する。

注釈)課題(1-1)～(1-6)の内容は、表 2-19 の課題の観点のうち同一の番号の課題の観点の内容に対応している。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3.2 浄化槽台帳整備

(1) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング項目別の調査結果の概要を下表に示す。台帳システムへの搭載に向けた収集情報・フォーマットの統一、情報のデジタル化、関係者への定期的な情報のフィードバック等の意見が見られた。

表 2-22 ヒアリング項目別の調査結果の概要

観点	調査結果
維持管理情報(例:保守点検・清掃情報)の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理情報の収集における工夫 <ul style="list-style-type: none"> ➢ システム面の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 情報の即時利用性の確保(長野県、福岡県) ◇ アクセス可能な関係者の制限(徳島県、福岡県、鹿児島県) ➢ 紙・電子情報の処理 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 浄化槽 ID の活用(福岡県、鹿児島県) ◇ 浄化槽に貼付する二次元コードの活用(徳島県) ◇ 情報収集の電子化推進(鳥取県、福岡県) ◇ 入力情報のフォーマットの適正化(群馬県、鳥取県) ➢ その他 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 法定検査受検率向上等の取組による収集機会の創出(福岡県) ● 維持管理情報の収集における課題 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 情報収集のカバー率の低さ(福島県、群馬県、山梨県、長野県) ◇ 法定検査受検率の低さ(福島県、山梨県、長野県) ◇ 保守点検実施率の低さ(山梨県、長野県) ◇ 清掃実施率の低さ(福島県、群馬県、山梨県、長野県)
浄化槽台帳情報の精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理情報の精査における工夫 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 下水道部局等への管理情報の精査の依頼(群馬県、長野県) ➢ 悉皆調査の実施(山梨県、徳島県) ● 維持管理情報の精査における課題 <ul style="list-style-type: none"> ➢ システム面 <ul style="list-style-type: none"> ◇ システムの即時利用性(群馬県、福岡県、鳥取県) ◇ クラウドシステム構築・回収に係るコスト(長野県) ➢ 情報処理 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 位置情報・存廃情報の精度向上(鳥取県) ◇ 収集フォーマットの統一(長野県、山梨県、鹿児島県) ◇ 情報セキュリティの確保(長野県、群馬県、福岡県)
浄化槽台帳データの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 台帳データの活用における工夫 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 立入検査対象の情報入手、苦情対応、法定検査未受検者への指導等での情報の閲覧・利用(岐阜県、福岡県、鹿児島県) ➢ 都道府県の出先機関や市町村への定期的な情報のフィードバック(群馬県) ➢ 個人情報方保護法への対応方針の整理(鳥取県、福岡県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(2) 維持管理情報の収集・浄化槽台帳の精査における工夫点

1) 維持管理情報の収集における工夫点

保守点検・清掃情報の収集における工夫点を表 2-23 に整理した。なお、「保守点検」「清掃」の各項目に関係の深い項目は「★」を冒頭に付して記載した。

維持管理情報収集における工夫として、システム面の工夫、紙・電子情報の処理、情報セキュリティ対策、業務委託等による人的リソースの確保の観点から工夫が見られた。具体的に、情報の即時性の確保、アクセス可能な関係者の制限、適切なフォーマットの利用・ID の活用・二次元バーコードの活用による情報収集、入力情報の電子化、法定検査受検率向上の取組が見られた。

表 2-23 浄化槽台帳整備における工夫点（維持管理情報の収集）

観点	工夫点	ヒアリング結果
システム面の工夫	情報の即時性 即時性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と指定検査機関が同じデータを所有していることで、法定検査を拒否する者への対応等が効率よく実施できる。（長野県） ・ 県庁・出先の 6 保健所で閲覧・入力が可能である。（福岡県）
システム面の工夫	環境省版浄化槽システムの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★環境省版浄化槽台帳の項目に合わせて、QGIS システム上に保守点検事業者の登録状況を管理できるように機能を追加した。（岐阜県） ・ 環境省版浄化槽台帳システムを使用（改修なし）。（長野県）
紙・電子情報の処理	適切な収集フォーマットの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★台帳に適合したフォーマットで指定検査機関が情報を収集している。（群馬県） ・ ★保守点検業者の独自のフォーマットから CSV で出力し、指定検査機関が各社に対応のデータ変換プログラムを構築することで、県の台帳と連携している。（鹿児島県）
紙・電子情報の処理	ID の活用による収集情報と台帳情報の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★行政側の台帳の ID と事業者が管理している ID との一致率は 90% 程度になっている。法定検査・未受検訪問の際に、両者の ID が一致していることで協会が得られるメリットが大きいため、ID の紐づけは協会主導で行っている。（鹿児島県） ・ ★Excel で県から浄化槽ごとに ID を振った情報を事業者ごとに切り分けて提示し、保守点検事業者が管理している情報を事業者に報告してもらい、県側で保有している情報との紐づけができるように検討中。（福岡県）
紙・電子情報の処理	二次元バーコード活用による収集情報と台帳情報の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★二次元コードを指定検査機関が貼り、保守点検事業者や清掃事業者がスマートフォンで読み取り、台帳に環境技術センターに情報を連携できるような仕組みを検討しており、2024 年度秋頃から清掃業者で本格運用を開始する予定である。浄化槽に貼られた二次元バーコードには識別番号のみが記録されている（個人情報には記録されていない）。（徳島県）

観点	工夫点	ヒアリング結果
紙・電子情報の処理	入力情報の収集時の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★令和 5(2023)年度の実績報告は、Excel での対応が難しい場合に紙での報告も認めているが、令和 6(2024)年度の実績報告からは全事業者に Excel で提出してもらう予定である。(鳥取県) ・ ★令和 6(2024)年度以降の情報収集は電子で提供を依頼することを周知し理解いただいている。電子化を令和 2(2020)年度から議論を重ね、細則に基づく報告との二重対応等にはならないように整理することや事業者から提供された情報を活用して行政が管理者に対する指導を行うことなど、民間側とも議論を重ねて理解を得ながら円滑に情報収集が進む仕組みにしてきた。(福岡県)
情報セキュリティ対策	アクセス可能な人数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ★個人情報保護法の改正もあり、保守点検・清掃業者から提供を依頼されることがあっても、今年度からリスト形式での提供はしていない。ただし、個別の浄化槽に関して照会があった場合には対象の浄化槽についてのみ情報を提供することは続けている。(福岡県) ・ 県庁ネットワーク IP アドレスでしか確認できないように制限をかけている。IP アドレスを指定の上市町村に ID を付与して閲覧可能にできるよう開発している。(福岡県) ・ 今後、保守点検業者など、鹿児島県のシステムにアクセスできる人間が増えてくると、セキュリティや個人情報の漏洩の問題が発生する懸念があるため、アクセスできる人数を制限するために紙の申請手続きを残している。建築の確認についてオンライン化の要望があるため、今後改良する点はある。(鹿児島県)
業務委託等による人的リソースの確保	指定検査機関への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関に委託して浄化槽台帳を管理してもらっている。(群馬県) ・ ★指定検査機関経由で、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。(群馬県) ・ 指定検査機関から月 1 回電子メールによりデータを提供してもらい、浄化槽台帳を毎月更新している。(群馬県) ・ ★これまで保健所で入力・電子化していた情報、指定検査機関保有のシステムで管理していた情報を統合し、新たに情報収集はしていない。(福岡県) ・ ★指定検査機関と共同利用している鹿児島県の台帳システムに、保守点検・清掃業者が独自に保持している台帳システムから情報をアップロードすることで収集する。(鹿児島県)
その他の取組	法定検査受検率向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定検査受検済みの浄化槽の保守点検・清掃情報について収集する予定である。法定検査未受検の浄化槽管理者に対しては、受検催促や保健所職員による戸別訪問といったアプローチを予定している。(福岡県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2) 台帳情報の精査における工夫点

浄化槽台帳情報の精査における工夫を表 2-24 に整理した。下水道部局との連携、地図情報/航空写真の活用の観点から工夫が見られた。

表 2-24 浄化槽台帳整備における工夫点(浄化槽台帳情報の精査)

観点	工夫点	ヒアリング結果
下水道部局との連携・地図情報/航空写真の活用	管理情報の精査依頼	<ul style="list-style-type: none"> 一部市町村の台帳情報について、地図上に落とし込むことで、重複登録や存在していない浄化槽の可能性を確認し、当該市町村へ必要な届出情報の整理を依頼した。(長野県) 下水道部局には、市町村ごとの浄化槽設置状況・下水接続の有無を調査してもらっており、浄化槽台帳と突合して差異がないかを確認している。(群馬県) 法定検査受検促進事業において使用状況等が不明であった2,500件について、市町村下水道部局及び清掃業者へ状況確認をしている。(福岡県)
その他の取組	悉皆調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ★保守点検業者と清掃業者から6万件分の顧客情報を集めており、調査会社に業務を委託して、台帳情報との突合を進めているところ。突合された情報を基に、地域環境保全基金を活用して、県下一斉の受検勧奨や管理者への指導に関する普及啓発を4年かけて行う。今のところ、県が指定検査機関に財政支援を行い、委託業務としてやる予定である。人員の確保及び検査能力の担保が難しい中で、計画を立てて、予算も確保して着実に進めていこうとしているところ。(山梨県) 令和4(2022)年度までに悉皆調査を実施した。浄化槽の設置・維持管理情報が全くない住宅・建物を把握した。(徳島県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

3) 台帳データの活用事例

活用段階では、表 2-25 のように基本情報の把握の他に、立入検査対象の情報入手、苦情対応、法定検査未受検者への指導など、指導の際に活用している事例があった。また、市町村へのデータの提供を行っている都道府県もあった。

表 2-25 浄化槽台帳の活用用途

用途	内容
基本情報の把握	・ 浄化槽の設置基数・稼働状況・維持管理・検査受検の状況等の把握に活用。使用開始報告書、管理者報告書等を電子申請で導入している。(鹿児島県)
立入検査対象の情報入手	・ 立入検査をするに当たって、共通した情報を共有・参照する。(岐阜県) ・ 県現地機関による立入検査及び指導や問い合わせ対応に活用している(長野県)
苦情対応	・ 指導普及調査の集計をしやすくなったと感じている。保健所業務の中での悪臭苦情対応をする際に過去の法定検査結果等を直ちに閲覧できるため、企図した活用目的は達せられている。(福岡県)
法定検査未受検者への指導	・ 法定検査未受検者への指導に活用している。県では、未受検の浄化槽をなくすことに注力している。(岐阜県)
市町村へのデータの提供	・ 三省調査の市町村回答作成のために、市町村から希望があれば台帳データを提供している。(群馬県) ・ 市町村が受理した届出情報は月に1回、県の現地機関を通じて台帳情報の管理を委託している指定検査機関へ情報を送付し、更新した台帳情報は県機関や市町村へ年1回フィードバックしている。(長野県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

4) 浄化槽台帳によって発現した効果

自治体は、表 2-26 の通り、苦情相談の対応時間の改善、統一的な案内による信用の向上、事務手続き簡略化・台帳精緻化、受検勧奨による事業者の収入増加のメリットを認識していることが分かった。

表 2-26 浄化槽台帳によって自治体を実感している効果

用途	内容
苦情相談の対応時間改善	・ 紙や Excel で管理していた情報の閲覧性が上がったことで、 苦情相談等に基づく照会があった際の情報確認が円滑になった (福岡県) ・ 保守点検のデータが管理されていることにより、保守点検業務と指定検査機関の業務について料金が二重取りされているのではないかと苦情に対して、 実態をデータで確認することができるので、迅速な対応が可能になる 。(鹿児島県) ・ システムには 県担当者(県庁、現地機関)がアクセスできる 。クライアントサーバ化により、 現地機関の事務所に勤めている担当職員と同じ情報が閲覧できるという即時性が利点 。悪臭・排水等の苦情や指定検査機関からの無届浄化槽の問い合わせを受けた際に、 現地情報を迅速に閲覧することができる 。(岐阜県)
統一的な案内による信用の向上	・ 指定検査機関と鹿児島県が 統一した回答を行うことができ、業者からの信用が得られているようだ 。(鹿児島県)
事務手続き簡略化、台帳精緻化	・ 事務手続きの簡略化・浄化槽台帳の精緻化に効果があった 。台帳により維持管理状況の閲覧も円滑に行え、検査の信頼性も向上したのではと考えている。(鹿児島県)

用途	内容
受検勸奨・実施 勸奨による事業 者の収入増加	・ 事業者からは台帳整備が進むことによって、上記のような法定検査受検勸奨・保守点検清掃の実施勸奨につながることは事業の拡大につながり、 経済的なメリットがあると認識されており、台帳整備によりメリットが実現する動きにつなげていきたい。 (福岡県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(3) 維持管理情報の収集・浄化槽台帳の精査における課題

1) 維持管理情報の収集における課題

一方で、保守点検・清掃情報の収集における課題については、下表 2-27 に整理した。また、情報処理の観点では、収集フォーマットの統一、入力情報の電子化に課題が見られた。さらに、法定検査受検率の低さ、情報収集のカバー率の低さ、清掃実施率の向上に課題が見られた。

表 2-27 浄化槽台帳の整備における課題

観点	課題の観点	ヒアリング結果
システム面 の工夫	課題の観点(2-1): アクセス可能な人数・即時性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と出先機関のシステムは同期できず、指定検査機関から対応する個別のデータが提供されることで最新の情報を県も把握している。業界団体からは、地域を支える社会インフラとして、リアルタイムに行政が監視・管理できるようにしてほしいという要望があり、行政でも常に状態を把握できる体制を整えるといったようなリアルタイム性を求めていると理解している。(群馬県) ・ 県は、出先機関がいつ台帳に入力しているかは把握しておらず、直接確認する必要がある。入力のタイミングは統一が必要と考えている。(鳥取県) ・ ★全浄連のシステムに保守点検・清掃業者がその場で報告できるアプリケーションの追加を検討している。(鳥取県)
	課題の観点(2-2): クラウドシステムの導入コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全浄連のシステムをベースに考えたものの、県内 77 市町村とデータを連携するコストの捻出に課題があった。そのため、オフラインで集約して一括したデータを市町村に配布することとした。(長野県)
紙・電子情報の処理	課題の観点(2-3): 収集フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検・清掃事業者の記録・提出方法を統一させるのはコスト面からも難しい。事業者からの報告を求める法律根拠の整理方針も分からない。(長野県) ・ 基礎的なデータの記録ができていないため保守点検・清掃実施率の調査に必要な情報は記録できていない事業者もいた。浄化槽管理士の研修会等において、過去に環境省が公表した保守点検・清掃の記録表フォーマットを事業者に示しているが、活用され

観点	課題の観点	ヒアリング結果
		ていない。(山梨県)
	課題の観点(2-4): 情報収集の電子化 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集の電子化等の新しい取組には、指定検査機関も含めてハードルを感じる関係者が多い。費用面の増加も懸念している。(山梨県) ・ 紙で情報提供してもらう事業者の情報を入力する際に手間がかかる。(鹿児島県)
情報セキュリティ対策	課題の観点(2-5): アクセス可能な人数の適正化(個人情報を含む情報提供の制約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が台帳システムにオンラインでアクセスできるようにするには、個人情報をダウンロードできないようにしなければならず、システムの構築に費用が掛かる。(長野県) ・ 保守点検・清掃業者のデジタル連携(リアルタイムに共有)を実施する場合は、情報を共有する必要があるが、法令根拠が必要となる。(群馬県) ・ 市町村についても、台帳の閲覧を求める声もあるが、権限・参照範囲を決められておらず、それらの検討をしてから提供と考えている。(福岡県)
その他の工夫	課題の観点(2-6): 法定検査受検率向上・単独転換の促進・清掃実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策は検討しているが、指定検査機関は台帳を単独処理浄化槽の受検率向上策に向けて活用していないかと思われる。(福島県) ・ 法定検査受検率は、合併処理浄化槽で約3割、単独処理浄化槽で1桁台である。単独転換の進まない要因を分析するために、県庁職員に対してアンケート調査をしているところ。(山梨県) ・ 維持管理の適正化に向けて、まずは清掃実施率を上げる必要がある。長野県浄化槽協会の清掃委員会に委員として参加し、検討を進めている。(長野県) ・ 清掃実施率は高くはない。その要因として、高齢者の独居世帯では汚泥が蓄積せず、清掃の頻度は1年よりも長い事例が見受けられる。(群馬県) ・ 清掃実施率の向上に向けては、市町村や関係機関を通じて、浄化槽管理者に周知を行う必要があると考えている。具体的な対策は検討できていない。(山梨県)
	課題の観点(2-7): 情報収集のカバー率の低さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の立会は必須ではなく不在であることも多い。法定検査時に管理者に確認できなかった場合、書面にて清掃・保守点検の実施を確認しているが、回答数は少ない。(長野県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。

注釈)課題の観点の(2-1)～(2-7)の内容は、表 2-30 の課題のうち同一の番号の課題の内容に対応している。

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

一方で、浄化槽台帳情報の精査における課題を表 2-28 に整理した。位置情報、存廃情報の精度に課題が見られた。

表 2-28 浄化槽台帳の精査における課題

観点	課題の観点	ヒアリング結果
地図情報/ 航空写真の 活用	課題の観点(2-8): 位置情報・存廃情 報の精度	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置位置を画像で確認できるが、実際の位置と画像上のピンが一致しないことが多い。現地確認をせずにシステム化した影響かと思う。(鳥取県) 廃止された浄化槽をどのように把握するかが課題。(徳島県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。

注釈)課題の観点の(2-8)の内容は、表 2-30 の課題のうち同一の番号の課題の内容に対応している。

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(4) 浄化槽台帳整備に関する国・環境省等への要望

浄化槽台帳の整備に関連して、都道府県が環境省に対して要望する事項を表 2-29 に示す。情報収集を可能とするシステム・法律整備や、法定検査受検率向上の支援に関する要望があった。

表 2-29 浄化槽台帳の整備に関連して環境省に寄せられた要望

用途	内容
情報収集を可能とするシステム・法律整備	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業者から情報収集ができていない。維持管理業者から情報収集が可能である全国統一的なシステムと法的位置づけの整理を希望する。(長野県)
法定検査受検率向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> 受検促進事業が、台帳整備に伴う活用方策のうちの一つにもなっていることから、そのような事業が交付金の対象事業となると良い。また、市町村や事業者への情報提供のあり方については指針を環境省から示してもらえるとありがたいと思っている。(福岡県)

注釈)ヒアリング結果のうち、特に重要な箇所について受託者にて太字にした。

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(5) 課題への対応策の検討

上記で挙げられた課題に対し、制約要因と課題への対応策を検討した。ただし、下表について、太字は一部の都道府県で課題への対応策として実施された事例を示し、太字でないものは、事例はないものの対応策として検討した内容となる。システム面の工夫、入力情報の電子化、アクセス可能な人数の適正化(個人情報を含む情報提供の制約)については、成功事例として取り組まれている事例があった。

表 2-30 浄化槽台帳整備に関する措置の課題と対応策

観点	課題	課題への対応策(太字:成功事例)
システム面の工夫	課題(2-1):システム上の制約により即時に情報を共有できない場合における情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 全浄連のシステムに保守点検・清掃業者がその場で報告できるアプリケーションを追加する。(鳥取県)
システム面の工夫	課題(2-2):クラウドシステムが予算上導入でき	<ul style="list-style-type: none"> 代替案として、オフラインの台帳システムを構築し、集約して一括したデータを市町村に配布する。(長野)

観点	課題	課題への対応策(太字:成功事例)
	ない場合の台帳情報の共有	県)
紙・電子情報の処理	課題(2-3):事業者間の所有する台帳や情報収集のフォーマットの統一	<ul style="list-style-type: none"> 国は保守点検・清掃事業者報告を求める法律根拠の整理を行い、周知する。 過去に環境省殿が公表した保守点検・清掃の記録表フォーマットをアピールする。
紙・電子情報の処理	課題(2-4):事業者が提出する情報の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と連携し、二次元コードやアプリケーション等の新規負担がかからない方法で検討する。(徳島県、鳥取県) 細則に基づく報告との二重対応等にはならないように整理することや事業者から提供された情報を活用して行政が管理者に対する指導を行うことなどを協議し、理解を求めた。(福岡県)
情報セキュリティ対策	課題(2-5):個人情報を含む情報の取り扱いの整理	<ul style="list-style-type: none"> 県庁ネットワークのIPアドレスに限り確認できるようにする。(福岡県) 個人情報の目的内利用として浄化槽コードを提供可能とみなしている。(鳥取県)
その他の工夫	課題(2-6):法定検査受検率向上・単独転換の促進・清掃実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 法定検査受検率向上・単独転換の促進・清掃実施率の向上の取組を実施する。その際、のメリット(事業拡大(法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨)が可能となること)を業界や事業者の説明した上で、業界や事業者と連携し、取組を実施する。
その他の工夫	課題(2-7):事業者の情報提供してもらうための工夫	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽台帳整備により事業拡大(法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨)が可能となり、経済的なメリットがあると事業者に認識させ、台帳整備のための情報提供に協力してもらう。(福岡県)
地図情報/航空写真の活用	課題(2-8)位置情報・存廃情報の精度向上を目的とした調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆調査のメリット(事業拡大(法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨)が可能となること)を業界や事業者の説明した上で、業界や事業者と連携し、悉皆調査を実施する。

注釈)課題(2-1)～(2-8)の内容は、表 2-27 及び表 2-28 の課題の観点のうち同一の番号の課題の観点の内容に対応している。
出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3.3 協議会

(1) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査を通して、協議会の組成の過程や、運営や議論における工夫点や課題点、自治体が把握している組成のメリット等について以下の通り情報を得た。

表 2-31 ヒアリング項目別の調査結果の概要

観点	調査結果
協議会の組成	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の組成の過程 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 組成の背景 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 浄化槽台帳の整備を目的に組成。(福岡県) ◇ 法定検査実施率が 50%程度であるため、実施率の向上に向けて組成。(鳥取県) ◇ 浄化槽の維持管理について、行政機関だけでは改善を進めることが難しいため、協議会を組成。(山梨県) ◇ 各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に組成。(徳島県) ➤ 組成のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ◇ 設置要綱を作成した。作成に当たっては、浄化槽法改正を受けてから動き始めて、2～3 か月かけて関係団体に了解を取って設置要綱を作成した。(山梨県) ◇ 令和 2(2020)年度に、半年ほどかけて、協議会の組成前に向けた準備会を組成して、関係者で検討を行った。具体的には、現状の共有と課題を整理した。例えば、台帳のシステム化の内容(管理項目、システムの種類)、協議会の要綱案等を検討した。(鳥取県) ➤ 関係者の収集に当たっての取組 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事務局が関係者に依頼文を送付して、招集している。(山梨県) ◇ 会議 1 週間前を目途に、座長や浄化槽協会等と資料及び進行シナリオをすり合わせている。指摘点を修正した後、資料を事前に委員に配布している。(鳥取県) ➤ 協議会の事務局の運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県が事務局を担う。(山梨県、鳥取県、徳島県、福岡県) ◇ 県が委員長を担う。(福岡県) ◇ 事務局は県(3 名)が担っており、県としては無理のない体制にできている。(徳島県) ◇ 指定検査機関に資料作成の一部などを依頼し、協力してもらっている。(徳島県) ◇ 市町村にはそれぞれが抱える課題等について積極的に提示してもらい、相互に意見交換してもらっている。(徳島県) ◇ 指定検査機関や浄化槽協会からのテーマや資料の提供は頂けていない。(鳥取県) ➤ 協議会を法定化したことによるメリット <ul style="list-style-type: none"> ◇ 法に基づき、招集できる。(山梨県) ◇ 浄化槽法の改正が協議会組成の契機であり、法改正が無ければ協議会の組成は難しかった。(鳥取県)

観点	調査結果
協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 議論内容 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 浄化槽台帳整備、合併転換、保守点検・清掃業者とのデジタル連携、優良浄化槽の普及(徳島県) ➢ 浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催(山梨県) ➢ 保守点検・清掃・法定検査の実施率向上、特定既存単独の判定(鳥取県) ● 会の構成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 維持管理の向上、浄化槽台帳の整備、浄化槽の普及・単独転換、公共浄化槽等整備推進事業、災害時の連携に関する部会を設置する。(徳島県) ➢ 保守点検・清掃・法定検査の実施率向上、特定既存単独の判定に関する部会を設置している。必要に応じて、浄化槽台帳に関する部会も設置する。(鳥取県) ● 組成したことによる効果・メリット <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議会で関係者が一堂に会して話すことで情報や事例が横展開されて、単独転換の促進につながる。(徳島県) ➢ 転換促進策として有効な手法を、協議会を通じて共有することができる。(徳島県) ➢ 協議会を組成する以前は、県と事業者がコミュニケーションを取る機会はほとんどなかった。組成により事業者と意思疎通が図れ、互いの意見・要望をすり合わせられるようになった。(徳島県) ➢ 協議会を組成する以前は、個別協議で議論をしていたが、そこで議論が終わってしまい、実際には普及促進策にほとんど取り組まれていなかった。協議会の組成が、関係者での議論、維持管理向上に向けた取組の実施につながっている。(鳥取県) ➢ 当初の目的である法定検査受検率の伸びは、台帳システムの更新・ID の紐づけが完了した後に発現する見込み。(鳥取県) ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消極的な市町村への対応 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 普及促進策に対応できない市町村には、全体会の他に個別協議する。(徳島県) ◇ 会議中の市町の担当者からの発言は少ないため、協議会の会長や部会長が担当者に発言を求め、意見を引き出す。(鳥取県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(2) 協議会の組成・活用における工夫点

1) 協議会の組成における工夫点

組成の過程、運営のそれぞれにおいて得られた工夫点を表 2-32 に整理した。組成の過程では、組成目的及び協議会名称を適切に設定し、組成までに周囲の了解を取り議題を検討する等、事前の準備に

工夫が見られた。運営では、県の負担が過大とならないように、開催頻度、構成員、県以外の構成員の参加の積極性に工夫が見られた。また、議論内容が多岐にわたる際に部会を設置する点で工夫が見られた。

表 2-32 協議会の組成における工夫点

観点	工夫点	ヒアリング結果
組成の背景・経緯	組成目的及び協議会名称の設定	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5(2023)年に法定協議会を設置。今後、協議会で保守点検・清掃業者等の業界団体及び市町村と協議する。(群馬県) 台帳整備を主目的として、令和 2(2020)年度に設立した。名称は当初台帳協議会としていたが、今年度から台帳の名称を抜き、浄化槽協議会としている。(福岡県) 各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に構成。(徳島県) 法定検査実施率が 50%程度であるため、実施率の向上に向けて、令和元(2019)年度の浄化槽法改正を契機に協議会を組成。(鳥取県)
組成のスケジュール・関係者の収集に当たった取組	関係団体への了解	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2(2020)年 12 月に設置要綱を作成した。浄化槽法改正を契機に作成を開始し、2~3 か月かけて関係団体に了解を取って設置要綱を作成した。(山梨県) 半年ほどかけて、協議会の組成前に向けた準備会を組成して、関係者で検討を行った。具体的には、現状の共有と課題を整理した。例えば、台帳のシステム化の内容(管理項目、システムの種類)、協議会の要綱案等を検討した。(鳥取県)
事務局の運営体制	開催頻度(定例開催・議題がある度に開催)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、年に 2 回程度協議会を開催する。(群馬県) 会合を年 2 回開催している。(福岡県) 浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催してきた。令和 2(2020)年度に 2 回、令和 4(2022)年度に 1 回実施している。(山梨県) 令和 2(2020)年 8 月からこれまで通算 7 回実施してきた。年度単位の取組計画や取組成果、議題を議論している。(徳島県) 市町村とも個別に打ち合わせなどしている。国庫補助事業の説明や取組状況の確認等を行っている。財政事情や議会事情によって対応を進めてもらえないこともある。そういった市町村に対しては粘り強く調整していくしかないと考えている。(徳島県) 協議会の全体会は年に 3 回実施している。令和 5(2023)年度は、11 月に 2 回目、3 月に 3 回目を予定している。3 回目は延期する可能性があり、その場合は令和 6(2024)年度の 5 月に実施する予定。各全体会の間に各部会を実施する。(鳥取県)

観点	工夫点	ヒアリング結果
事務局の運営体制	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員は 5 機関で、県、指定検査機関(2 機関)、浄化槽市町村推進協議会(県内全 60 市町村中 48 市町村(浄化槽対策に取り組んでいる市町村はカバー))、県環境整備事業協同組合連合会である。(福岡県) ・ 指定検査機関・保守点検業者の代表・浄化槽清掃業者・浄化槽工事業者の代表、市町村の代表、保健所設置市、山梨県が参加している。(山梨県) ・ 令和 2(2020)年 8 月に設立。県、市町村、指定検査機関(徳島県環境技術センター)、保守点検業者、清掃業者、メーカーで構成。(徳島県)
事務局の運営体制	事務状況・事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 機関から代表者を出し、委員長・事務局を県が担う。(福岡県) ・ 事務局は、県大気水質保全課が運営している。(山梨県) ・ 事務局は県(3 名)が担っており、県としては無理のない体制にできている。徳島県環境技術センターに資料作成の一部などを依頼し、協力してもらっている。(徳島県) ・ 会議 1 週間前を目途に、座長や浄化槽協会等と資料及び進行シナリオをすり合わせている。指摘点を修正した後、資料を事前に委員に配布している。(鳥取県)
事務局の運営体制	県以外の構成員の参加の積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始当初は協議会の意義について懐疑的な意見もあったが、現状では意見交換を行えるようになってきた。市町村にはそれぞれが抱える課題等について積極的に提示してもらい、相互に意見交換してもらっている。(徳島県)
事務局の運営体制	議題に対応した部会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組成当初は、5 つテーマ(維持管理の向上、浄化槽台帳の整備、浄化槽の普及・単独転換、公共浄化槽等整備推進事業、災害時の連携)に関する部会を設置し、部会ごとに検討状況を取りまとめて、年 2 回の会合で共有していた。第 3 回くらいまでは部会単位で議論を行ってから協議会を実施していた。第 4 回以降は関係者との事前のすり合わせを実施した後、協議会で議論している。(徳島県) ・ 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」を引き続き開催し、「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する部会」を新たに 7 月に立ち上げ、12 月中旬に判定部会を開催する予定。(鳥取県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、協議会が法定化されたことによって、以下の表の通りメリットに関する回答があった。

法定化が複数の自治体において組成の契機となったことが得られ、法定化は取組を積極的に行う自治体に対しては効果があったと考えられる。一方で、法的に強制せずとも協力を得られていた自治体も

あった。

表 2-33 市町村が実感している法定化したメリット

観点	内容
法定化が必要な事例	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づき、招集できた。(山梨県) 浄化槽法の改正が協議会組成の契機であり、法改正が無ければ協議会の組成は難しかった。(鳥取県)
法定化の不要な事例	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は組成しているが、法定協議会ではない。各団体に対して法的に強制せずとも現状協力が得られている。(徳島県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2) 協議会の活用事例

協議会の活用内容として、議論された内容は下表の通り。特定既存単独の判定、台帳データの即時化、保守点検情報収集の負担軽減(管理コード・二次元バーコードによる情報連携)、法定検査受検率の向上、単独転換の普及促進チラシ配布について議論されていた。

表 2-34 協議会における議論内容

観点	ヒアリング結果
特定既存単独の判定	<ul style="list-style-type: none"> 協議会会員に、特定既存単独の件数を報告している。(山梨県) 令和 5(2023)年度は試行的に、特定既存単独の判定手順の確認をした。フローの協議、判定後の指導方法は今後の検討事項で、実際に立入検査を実施し判定する会を 12 月に予定している。判定の事例を積み重ねていき、事例を基に行政で判定できる流れを作る。(鳥取県)
台帳データの即時化	<ul style="list-style-type: none"> 議題は浄化槽台帳整備、合併転換、保守点検・清掃業者とのデジタル連携、優良浄化槽の普及の 4 つ。今後協議予定の保守点検・清掃業者とのデジタル連携について、現状月 1 回受領しているデータを、常に最新データで共有できるようにする方向で協議予定である。(群馬県)
保守点検情報収集の負担軽減(管理コード・二次元バーコードによる情報連携)	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検清掃の情報収集についてどのように負担なく収集できるかという議論をしている。収集方法は今年度の 9 月に方向性を整理した状況。(福岡県) 二次元コード活用に関して、徳島県環境技術センターは、情報収集手法として二次元コードを用いるか否かを県と共同で検討する立場であり、その実施については、協議会に諮っている。(徳島県) 令和 4(2022)年度に個人情報の目的内利用として管理コードを提供可能とみなすことを結論付けた。(鳥取県)
法定検査受検率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4(2022)年度は、法定検査受検率の向上について議論した。浄化槽の維持管理は改善していない状況が続いていた。行政機関だけでは改善を進めることが難しいため、協議会を組成した。環境省の公表している取組事例集を用いて、効果の高い取組について会員間で議論した。昨年度の結果を踏まえて、令和 5(2023)年度は何に取り組めるか再度検討する予定である。(山梨県)

観点	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検実施率は 8 割程度のため、保守点検業者からのアプローチにより、法定検査実施率を向上させようとしている。保守点検時に法定検査を未受検であれば、受検勸奨を行おうとしている。浄化槽協会、鳥取県、保健所設置市である鳥取市の 3 者で受検勸奨に関する協定を結び、令和 6(2024)年度から取組を行う予定である。また、令和 6(2024)年 2 月に協議し、令和 6(2024)年 4 月に「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正して、保守点検事業者の取組として、受検勸奨の取組を努力義務の最上級として設定しようとしているところ。(鳥取県)
単独転換の普及促進チラシ配布	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市町では環境技術センターに委託し、法定検査をする際に単独浄化槽管理者に直接単独転換の普及促進チラシを配って周知してもらっている。チラシ配布の効果はあると聞いており、行政と民間が連携した一つの成果と思っている。全市町村に取り組みでもらえるよう、今後協議会で取り上げようと考えている。(徳島県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

3) 協議会の活用によって発現した効果

協議会を組成したことによるメリットについて、以下の表の通り回答があった。議論の促進の他に定量的な目標達成が示唆された。

表 2-35 協議会の活用によって自治体を実感している法定化したメリット・効果の発現

観点	ヒアリング結果
組成したことによるメリット・議論促進	<ul style="list-style-type: none"> 協議会を組成する以前は、県と事業者がコミュニケーションを取る機会はほとんどなかった。組成により事業者と意思疎通が図れ、互いの意見・要望をすり合わせられるようになった点は重要と考えている。(徳島県) 協議会を作るまでは、個別協議で議論をしていたが、実際にはほとんど取り組まれていなかった。協議会の組成が、関係者での議論の促進につながっている。(鳥取県)
組成したことによるメリット・定量目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> 協議会を組成した後の法定検査受検率の伸びは 1%程度。令和 4(2022)年度に台帳システムを更新し、令和 5(2023)年度中に指定検査機関の紐づけ作業が完了するため、法定検査受検率の向上の効果は令和 6(2024)年度以降に発現すると思われる。(鳥取県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(3) 協議会の組成における課題点

一方で、課題点を表 2-36 に整理した。組成の過程において需要が無いことが問題として挙げられた。また、運営において県以外の構成員が積極的ではなく、県職員の負担解消が課題となった。

表 2-36 協議会における課題点

観点	問題点・課題点	ヒアリング結果
組成の背景・経緯	組成の需要	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、事業者からは協議会を組成したいという要望はない。(宮城県)

観点	問題点・課題点	ヒアリング結果
事務局の運営体制	市町村・事業者の積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関や浄化槽協会からのテーマや資料の提供は頂けていないのは令和 4(2022)年度から引き続き課題。(鳥取県) ・ 会議中の市町の担当者からの発言は少ない。協議会の会長や部会長から話を振っていただき、意見を出してもらおうようにしている。(鳥取県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

なお表 2-37 のように、すでに議論の場が醸成されているために協議会を組成しない事例もあった。

表 2-37 議論の場が醸成されているために協議会を組成しない事例

観点	ヒアリング結果
類似組織の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公社)長野県浄化槽協会及び設置者組合等により、地域の実情に応じた組織が形成されているため、現時点で新たな法定協議会の設立の予定はない。(長野県)
連携機会の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県の検査機関は協会と同法人でもあり、意見等は協会に集約されて都道府県に提示されているため、協議会がなくとも情報連携のハブは持っている。(鹿児島県)

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

3. 重点目標指標に係る把握・分析

本章では、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、及び省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量、の3つの指標の評価・分析手法を整理した上で、算定に必要な最新のデータを収集し、進捗状況を評価した。

また、重点目標指標の目標年度を迎えたことから、目標に対する達成状況及び未達成の項目の未達要因についても検討した。

平成30(2018)年6月に閣議決定された平成30(2018)～平成34(2022)年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画では、以下の通り3つの重点目標指標を示している。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

○目標

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

○指標

・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

53%(平成29(2017)年度見込み)→70%(平成34(2022)年度)

・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

62%(平成29(2017)年度見込み)→76%(平成34(2022)年度)

・先進的省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量

5万トンCO₂(平成29(2017)年度見込み)→12万トンCO₂(平成34(2022)年度)

○補助指標

・先進的省エネ型浄化槽導入基数

家庭用17万基、中・大型7千基(平成29(2017)年度見込み)

→家庭用42万基、中・大型18千基(平成34(2022)年度)

出所)「廃棄物処理施設整備計画」(平成30(2018)年6月19日閣議決定)より浄化槽関連部分を抜粋

3.1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

3.1.1 概要

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道や農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、廃棄物処理施設整備計画において2022年度までに浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(以下、「浄化槽普及率」という。)を70%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率との比較を行った。

なお、浄化槽普及人口調査結果より算出した2017年度末時点の浄化槽普及率は53.6%であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、1年度で3.3ポイントの増加が必要となる。

3.1.2 算出方法

過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率の算出は、2015年度以降の「浄化槽普及人口調査」（2016年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」）のローデータより各年度における浄化槽整備区域内の処理人口を抽出し、数値を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しが随時行われるが、計画策定時点では2017年度時点の区域における整備を目標としている。これに準じ、2017年度末から2022年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる人口増減を「浄化槽普及人口調査」により把握し、2022年度時点の人口から除して算出した。算出に当たって用いた計算式は以下の通りである。

- 2022年度末時点の浄化槽整備区域内の浄化槽普及率
 = 2022年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口(A)
 ÷2022年度末時点の浄化槽整備区域内全人口(B)
 - A:2022年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口
 = 2022年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口 - 2022年度末から2022年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口増減
 - B:2022年度末時点の浄化槽整備区域内全人口
 = 2022年度末時点の浄化槽整備区域内全人口 - 2017年度末から2022年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全人口増減

3.1.3 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率は下表の通りである。浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は、2022年度末時点で60.8%であり、前年度比で1.6ポイント増加した。

表 3-1 浄化槽普及人口及び浄化槽普及率

年度	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率
2022年度末	7,149,295人	11,760,534人	60.8%
2021年度末	7,063,150人	11,935,155人	59.2%
2020年度末	6,917,854人	11,991,106人	57.7%
2019年度末	6,770,839人	12,081,076人	56.0%
2018年度末	6,717,221人	12,263,531人	54.8%
2017年度末	6,657,182人	12,430,507人	53.6%
2016年度末	6,449,558人	12,372,984人	52.1%
2015年度末	6,802,607人	13,408,336人	50.7%

注釈)浄化槽普及率=浄化槽整備区域内浄化槽普及人口 / 浄化槽整備区域内全人口
 出所)浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

3.2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

3.2.1 概要

廃棄物処理施設整備計画は、2022年度までに浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を

76%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数及び基数割合との比較を行った。なお、2017年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数割合は64.5%であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、1年度で2.3ポイントの増加が必要となる。

3.2.2 算出方法

2015年度以降の「浄化槽普及人口調査」(2016年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」)のローデータより、各年度における浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数及び単独処理浄化槽基数を抽出し、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数に占める合併処理浄化槽基数で示される合併処理浄化槽の基数割合を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しによる増減は、浄化槽整備区域内浄化槽普及率の算出方法と同じく、2022年度末時点の基数から、2017年度末から2022年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる増減の和を除いて算出した。算出に当たって用いた計算式は以下の通りである。

- 2022年度末時点の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

$$= \frac{\text{2022年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数(A)}}{\text{2022年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数(B)}}$$
 - A: 2022年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数

$$= \text{2022年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数} - \text{2017年度末から2022年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数増減}$$
 - B: 2022年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数

$$= \text{2022年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数} - \text{2017年度末から2022年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全浄化槽の基数増減}$$

3.2.3 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び合併処理浄化槽の基数割合は以下の通りである。浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の割合は、2022年度時点において69.1%であり、前年度比で0.8ポイント増加した。

表 3-2 合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合

年 度	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 単独処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽の基数割合
2022年度末	2,201,294 基	985,777 基	69.1%
2021年度末	2,157,474 基	1,003,160 基	68.3%
2020年度末	2,077,450 基	1,011,404 基	67.3%
2019年度末	2,006,596 基	1,022,377 基	66.2%
2018年度末	1,949,042 基	1,045,580 基	65.1%
2017年度末	1,910,880 基	1,064,385 基	64.2%
2016年度末	1,841,757 基	1,061,092 基	63.4%

年度	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 単独処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽の基数割合
2015年度末	1,830,708 基	1,195,925 基	60.5%

注釈) 合併処理浄化槽の基数割合=合併処理浄化槽基数 / (合併処理浄化槽基数 + 単独処理浄化槽基数)
出所) 浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社集計

3.3 省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量

3.3.1 概要

廃棄物処理施設整備計画は、2022 年度までに先進的な省エネルギー性能を有する浄化槽(以下、「先進的省エネ型浄化槽」という。)の導入による CO₂ 排出削減量を 12 万トン CO₂ まで引き上げる目標を掲げている。この目標は、先進的省エネ型浄化槽の導入を推進することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を図ることを目的に設定されている 2022 年度までの目標期間におけるエネルギー消費性能基準は次のように設定されている。

- 家庭用浄化槽: 地球温暖化対策計画における目標設定を鑑み、平成 25(2013)年度の低炭素型浄化槽のエネルギー消費性能基準から▲26%削減する性能を有するもの
- 中・大型浄化槽: 浄化槽の販売製品ラインナップの更新周期が 8~10 年程度であることを鑑み、平成 29(2017)年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能基準より単純平均値以下のもの
- 浄化槽システム全体の低炭素化に係る影響度を考慮し、家庭用浄化槽は新設浄化槽に対して、中・大型浄化槽は既設浄化槽に対して、先進的省エネ浄化槽の割合を高めていく。

先進的省エネ型浄化槽の人槽区別の単年導入基数は下表のように計画されている。

表 3-3 先進的省エネ型浄化槽の人槽区別の単年導入基数

指標	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
	2015 年度	2017 年度	2022 年度
CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)	26,783	50,238	121,670
うち先進家庭用	10,631	18,590	44,151
うち先進中・大型	16,152	31,648	77,519
導入基数 (基)			
先進的省エネ浄化槽 / 家庭用浄化槽累積導入基数 (~ 50 人槽)	102,154	178,630	424,246
(単年導入基数)	35,726	39,075	60,000
先進的省エネ浄化槽 / 中・大型浄化槽累積導入基数 (51 人槽 ~)	3,773	6,979	17,940
(単年導入基数)	1,129	1,753	2,302

注釈) 斜体は推計値を示す。CO₂ 削減量算出の前提条件は地球温暖化対策計画における参考資料「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」と同一(年間稼働時間: 8,760 時間/年、電力排出係数: 0.57 t-CO₂/千 kWh)とした。先進的省エネ浄化槽の性能は、家庭用は平成 25(2013)年度の低炭素型浄化槽の基準エネルギー消費性能より▲26%の性能を有するもの、中・大型浄化槽は、平成 29(2017)年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものとした。推計対象とした浄化槽の処理性能は BOD₂₀(放流水質が BOD 20mg/L 以下)のみであり高度処理型による削減量は含めていない。
出所) 平成 29(2017)年度浄化槽整備事業に関する進捗状況評価に関わる調査検討業務報告書

なお、上表の CO₂ 排出削減量は、イ) 先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基当たり CO₂ 排出削減量に

対し、ロ)年度別人槽別導入基数を乗じて算出している。

イ) 先進的省エネ浄化槽の人槽別の1基当たりCO₂排出削減量:家庭用浄化槽(50人槽以下)は、2013年度時点の低炭素型浄化槽の1基当たり電力消費量と、先進的省エネ型浄化槽の1基当たり電力消費量の差分とした。

中・大型浄化槽は、1990年度時点の市場製品の1基当たり電力消費量の単純平均値と、2017年度の市場製品における電力消費量の単純平均値との差分とした。

ロ) 年度別人槽別導入基数:家庭用浄化槽は、全製品に占める先進的省エネ浄化槽の機種ベースでの比率が、2011年度50%、2017年度70%であり、年3ポイント程度の増加傾向にある。この増加傾向を加速させ、2022年度時点では全補助基数の約100%とする。母数となる各年度の浄化槽補助基数は、2015年度実績(62,024基)と同等の6万基として算出した。中・大型浄化槽は、2017年度の市場製品における電力消費量の単純平均値を原単位としているため、2017年度以降の実績値は以下の通りとした。

101人槽以上の浄化槽:新設基数全基を対象(101~300人槽830基、301人槽以上229基)

51人槽から100人槽までの浄化槽:2019年度以降は新設基数全基(1,243基)を対象、2017、2018年度は新設基数の56%(2017年度時点の出荷全機種に占める先進的省エネ型浄化槽の基準を満たす機種の割合)を対象

3.3.2 算出に用いた条件

(1) 先進的省エネ型浄化槽の比率

先進的省エネ型浄化槽の電力消費量基準を満たす製品数と評価対象とする製品数から、2020年度の先進的省エネ型浄化槽の比率(以下、「適合率」という。)を人槽別に推計した。

2021、2022年度の適合率は、評価基準年度である2017年度の適合率から2020年度の適合率に線形的に増加したと仮定して、下表のように設定した。ただし、全製品が既に先進的省エネ型浄化槽になっている場合は、適合率は100%のままとし、基準年度から適合率が減少している場合は、昨年度と同値であると仮定した。

表 3-4 先進的省エネ型浄化槽の比率(適合率、ラインナップベース)

人槽	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
5	80%	87%	93%	100%	100%	100%
7	73%	82%	91%	100%	100%	100%
10	55%	70%	85%	100%	100%	100%
21~50	63%	66%	70%	73%	76%	80%
51~100	44%	46%	48%	50%	52%	54%
101~300	69%	69%	69%	69%	69%	69%
301~	77%	64%	51%	38%	38%	38%

出所)一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データを基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社にて加工・集計

注釈)斜体で示した2021、2022年度の適合率は、2017年度の適合率が2020年度の適合率に線形増加したものと仮定して設定した。ただし、既に100%を達成している場合はそのままとし、2017年度と比較して2020年度の適合率が減少している場合は、変化がないものと仮定した。

(2) 家庭用の先進的省エネ浄化槽における導入基数

1) 目標策定時の評価方法: 指導普及調査に基づく導入基数

指導普及調査(令和 5(2023)年度調査)において、先進的省エネ型浄化槽の適合型式一覧(50 人槽以下、家庭用浄化槽のみ)を地方公共団体(都道府県、市町村)あてに配布し、先進的省エネ型浄化槽に対する補助金交付実績を調査した。

2017 年度から 2022 年度までの先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況を下表に示す。2022 年度の実績は、各都道府県の国庫助成による新設基数も示している。表中の「比率」は「総数」に対する「設置基数」の比率である。なお、2020 年度より、環境配慮型・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における省エネ性能要件が見直され、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」と同水準となった。このため、先進的省エネ型浄化槽の新設基数は環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数と同義になる。

表 3-5 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況

各年度合計及び 2022 年度都道府 県別実績	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
2017 年度合計	58,132	18,824	32.4%	4,427	7.6%
2018 年度合計	54,910	18,726	34.0%	7,204	13.0%
2019 年度合計	51,667	15,571	30.1%	-	-
2020 年度合計	45,590	14,309	31.4%	-	-
2021 年度合計	45,388	15,740	34.7%	-	-
2022 年度合計	42,884	14,505	33.8%		
北海道	505	6	1.2%	-	-
青森県	363	31	8.5%	-	-
岩手県	904	0	0.0%	-	-
宮城県	775	173	22.3%	-	-
秋田県	476	53	11.1%	-	-
山形県	302	110	36.4%	-	-
福島県	1,421	300	21.1%	-	-
茨城県	2,444	356	14.6%	-	-
栃木県	1,460	1,120	76.7%	-	-
群馬県	1,443	886	61.4%	-	-
埼玉県	931	888	95.4%	-	-
千葉県	908	396	43.6%	-	-
東京都	81	14	17.3%	-	-
神奈川県	218	51	23.4%	-	-
新潟県	385	141	36.6%	-	-
富山県	89	2	2.2%	-	-

各年度合計及び 2022年度都道府 県別実績	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
石川県	105	93	88.6%	-	-
福井県	85	19	22.4%	-	-
山梨県	461	42	9.1%	-	-
長野県	856	0	0.0%	-	-
岐阜県	1,023	0	0.0%	-	-
静岡県	3,380	1,806	53.4%	-	-
愛知県	1,070	675	63.1%	-	-
三重県	1,201	53	4.4%	-	-
滋賀県	73	2	2.7%	-	-
京都府	157	48	30.6%	-	-
大阪府	71	25	35.2%	-	-
兵庫県	340	107	31.5%	-	-
奈良県	194	15	7.7%	-	-
和歌山県	1,977	153	7.7%	-	-
鳥取県	122	0	0.0%	-	-
島根県	639	194	30.4%	-	-
岡山県	1,604	285	17.8%	-	-
広島県	955	280	29.3%	-	-
山口県	678	11	1.6%	-	-
徳島県	851	283	33.3%	-	-
香川県	1,478	401	27.1%	-	-
愛媛県	832	135	16.2%	-	-
高知県	777	48	6.2%	-	-
福岡県	2,305	667	28.9%	-	-
佐賀県	999	297	29.7%	-	-
長崎県	1,492	239	16.0%	-	-
熊本県	1,289	389	30.2%	-	-
大分県	1,432	1,179	82.3%	-	-
宮崎県	1,163	852	73.3%	-	-
鹿児島県	2,520	1,680	66.7%	-	-
沖縄県	50	0	0.0%	-	-

注釈) 2019年度より、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数は、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」の基数と同義になる。

注釈) 下線が先進的省エネ浄化槽の導入基数を示す。

出所) 指導普及調査 調査票よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

2) 実績ベースの評価方法:推計値に基づく導入基数

家庭用浄化槽のうち、先進的省エネ浄化槽は、2017年度時点での型式ごとの比率で70%を占める。前項で示した通り、環境配慮型事業による導入基数は、全設置基数の30%程度を占めるに過ぎず、先進的省エネ型浄化槽の2017年度時点での型式ごとの比率である70%に比べて乖離がある。これは、国庫助成事業における環境配慮型事業では、先進的省エネ型浄化槽の導入に加え、単独転換・汲み取り転換の割合等についても事業の要件としており、当該要件を満たすことができない地方公共団体では、先進的省エネ型浄化槽の導入であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていないことが想定されるためである。このため、先進的省エネ型浄化槽であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設が想定される。環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設によるCO₂削減量を補完して評価できるように、導入基数を推計した。

具体的には、2022年度の場合、表3-5の国庫助成による補助基数の総数(42,884基)に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率(表3-6)と表3-4の適合率をそれぞれ乗じて、各年度の家庭用先進的省エネ型浄化槽(表3-7)を求めた。

表 3-6 2022年度の家庭用浄化槽基数の出荷比率

人槽	出荷台数	比率
5	76,231	73.2%
7	18,060	17.3%
10	3,903	3.7%
21～50	6,011	5.8%
合計	104,205	72.3%

出所)一般社団法人浄化槽システム協会の令和4(2022)年度出荷統計より、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が数値を加工・集計

表 3-7 家庭用浄化槽の補正後新設基数

人槽	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
5	32,088	33,931	33,507	32,290	32,793	31,372
7	10,018	10,389	9,547	8,968	8,469	7,432
10	1,444	1,774	1,837	1,835	1,731	1,606
21～50	2,579	2,520	2,177	1,824	1,750	1,975
合計	46,130	48,615	47,068	44,917	44,837	42,385

(3) 中・大型の先進的省エネ浄化槽における導入基数

2017年度から2022年度までの、中・大型浄化槽の新設基数は下表の通りである。51人槽以上の新設基数は、全ての人槽区分において、2017年度から2020年度まで常に減少したが、2021年度に比較して2022年度は増加傾向にある。人槽別に見ると、51～100人槽は、2021年度と比較して、2022年度の新設基数が91基増加した。

中型・大型浄化槽の先進的省エネ浄化槽の基数は、各人槽の新設基数に対して、それぞれの先進的省エネ浄化槽の比率を乗じて求める必要がある。

表 3-8 中型・大型浄化槽の新設基数

人槽	新設基数					
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
51～100	973	946	812	719	722	813
101～300	592	518	503	465	415	495
301～	150	137	131	126	103	126
合計	1,715	1,601	1,446	1,310	1,240	1,434

出所)指導普及調査 調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

1) 目標策定時点の先進的省エネ型浄化槽の比率ベースでの推計結果

目標策定時に、人槽別の新設基数のうち、先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものは、51～100人槽では2017年度以降56%、101～300人槽では、2017年度に69%、それ以降は100%、300人槽以上では2017年度に77%、それ以降100%であると仮定している。その場合の補正後基数を下表に示した。

表 3-9 中型・大型浄化槽の補正後新設基数(目標策定時点)

人槽	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
51～100	543	528	453	401	403	454
101～300	408	518	503	465	415	495
301～	116	137	131	126	103	126
合計	1,067	1,183	1,087	992	921	1,075

注釈)補正後基数は、新設基数のうち51～100人槽はうち56%、101～300人槽はうち69%(2018年度以降100%)、301人槽以上は77%(2018年度以降100%)が、先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものとして、その比率を新設基数に乗じて算出したものである。

2) 令和3(2021)年度時点の先進的省エネ型浄化槽の比率(実績)ベースでの推計結果

先進的省エネ型浄化槽のラインナップベースの適合率を用いた過去6年間の中型・大型の先進的省エネ型浄化槽の補正後基数を下表に示した。

表 3-10 中型・大型浄化槽の補正後新設基数(実績ベース)

人槽	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
51～100	428	435	390	360	375	440
101～300	408	357	347	321	287	343
301～	116	88	67	48	40	48
合計	952	880	804	729	702	831

出所)エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

3.3.3 算出結果

先進的省エネ型浄化槽の導入基数に関わる進捗状況は、指導普及調査において収集した実績値及び一般社団法人浄化槽システム協会が公表している出荷基数等に基づく推計値により評価した。

また、先進的省エネ型浄化槽の導入によるCO₂削減量は、収集した実績値を用いた目標策定時の評価方法及び2021年度の適合率や出荷統計等による推計値を用いた実績ベースの評価方法の2手法により、算定した。

(1) 目標策定時の方法による評価

目標策定時の方法により評価した、先進的省エネ型浄化槽の進捗状況を以下の図表に示す。2022年度までに、73,508tのCO₂排出量が削減された。2022年度時点のCO₂排出削減量実績は、2022年度目標値の60.4%に相当する。

また、先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積導入基数は、2022年度までに211,312基になり、2022年度目標値の約49.8%に達した。中・大型浄化槽の累積導入基数は、2022年度までに11,551基となり、2022年度目標値の約64.4%に達した。

表 3-11 先進的省エネ型浄化槽によるCO₂削減量(目標策定時の方法に基づく評価)

指標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度
	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	42,269	48,449	55,153	61,396	67,067	73,508	121,670
うち先進家庭用	14,947	15,631	17,074	18,371	19,782	21,097	44,151
うち先進中・大型	27,321	32,818	38,079	43,025	47,285	52,411	77,519
導入基数(基)							
先進的省エネ浄化槽 / 家庭用浄化槽累積導入基数(～50人槽)	143,982	151,186	166,757	181,067	196,807	211,312	424,246
(単年導入基数)	4,427	7,204	15,571	14,310	15,740	14,505	60,000
先進的省エネ浄化槽 / 中・大型浄化槽累積導入基数(51人槽～)	6,293	7,476	8,563	9,555	10,476	11,551	17,940
(単年導入基数)	1,067	1,183	1,087	992	921	1,075	2,302

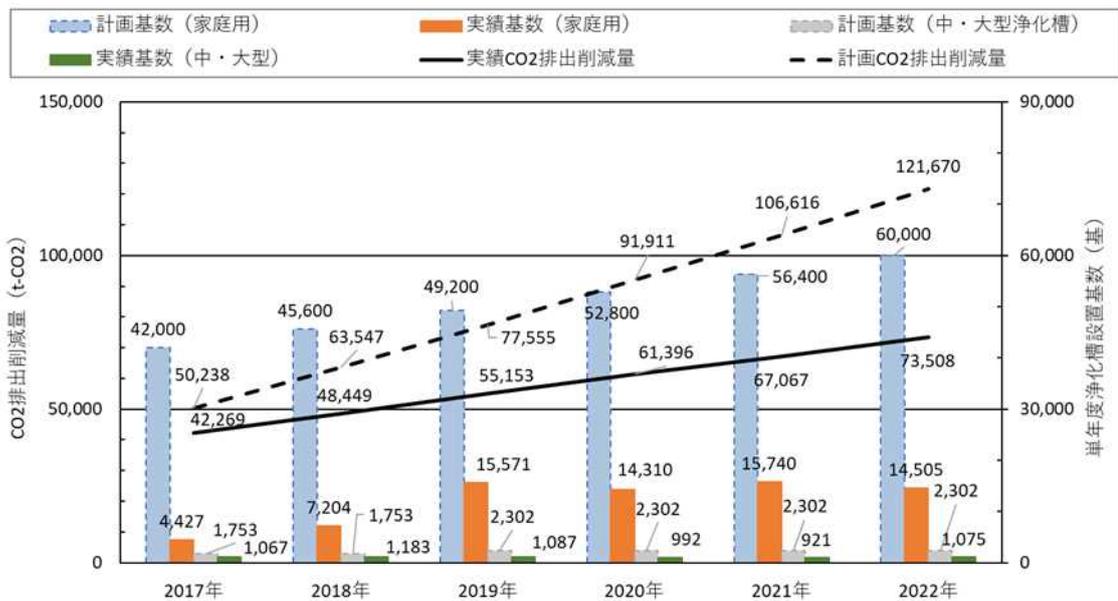
注釈) 斜体は目標値であることを示す。

出所) 指導普及調査集計表を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、目標設定時の計画CO₂排出削減量及び先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移、並びに2021年度までの実績の推移を下図に示す。

2017年度から2021年度までの5か年において、家庭用浄化槽の単年導入基数は2019年度までは増加していた。2020年度に一度減少に転じたが、2021年度に再度増加し、2022年度では再度減少した。他方で、中・大型浄化槽の単年導入基数は、2019年度以降減少傾向が続いていたが、2022年度で一点して増加した。

また、CO₂排出削減量は、2021年度から2022年度にかけて9.6%増加し、2020年度から2021年度にかけての増加率より大きくなったが、2022年度での計画値121,670t-CO₂に対し、推計値73,508t-CO₂であり、計画値に対する実績値の進捗率は60.4%となった。



出所)指導普及調査集計表を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社推計

図 3-1 CO₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移 (目標策定時の方法に基づく評価)

(2) 実績ベースの方法による評価

先進的省エネ型浄化槽による CO₂ 削減量(実績ベースの方法に基づく評価)を下表に示す。2022 年度までに、80,855t の CO₂ 排出量が削減したと推計された。2022 年度時点の CO₂ 排出削減量は、2022 年度目標値の 66.5%に相当する。

また、先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積導入基数は、2022 年度までに 413,507 基になり、2022 年度目標値の約 92.8%に相当するとされた。

中・大型浄化槽の累積導入基数は、2022 年度までに 10,124 基になり、2022 年度目標値の約 56.4%と推計された。

表 3-12 先進的省エネ型浄化槽による CO₂ 削減量(実績ベースの方法に基づく評価)

指標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)	45,971	54,056	61,428	68,020	74,282	80,855	121,670
うち先進家庭用	18,723	23,098	27,243	31,120	34,977	38,676	44,151
うち先進中・大型	27,248	30,958	34,185	36,900	39,305	42,178	77,519
導入基数(基)							
先進的省エネ浄化槽 / 家庭用浄化槽累積導入基数(～50人槽)	185,685	234,300	281,368	326,285	371,122	413,507	424,246
(単年導入基数)	46,130	48,615	47,068	44,917	44,837	42,385	60,000
先進的省エネ浄化槽 / 中・大型浄化槽累積導入基数(51人槽～)	6,178	7,058	7,862	8,591	9,293	10,124	17,940
(単年導入基数)	952	880	804	729	702	831	2,302

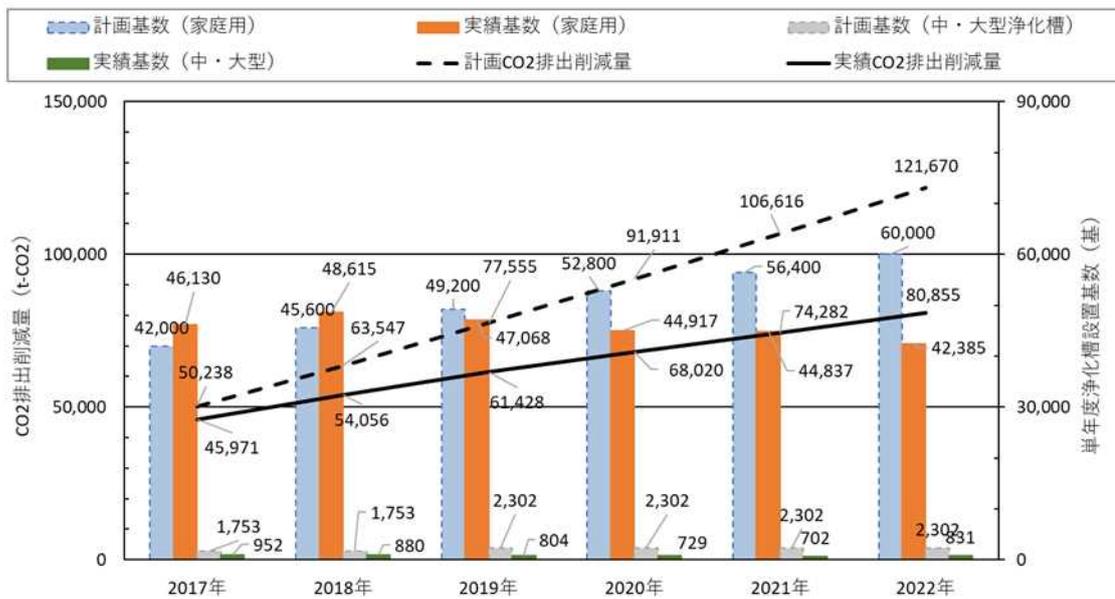
注釈) 斜体は推計値を示す。家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、一般社団法人浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率及び廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数: 指導普及調査結果、人槽比率: 一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、目標設定時の計画 CO₂ 排出削減量及び先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移、並びに 2021 年度までの実績の推移を下図に示す。

家庭用浄化槽の単年導入基数は、2018 年度以降減少しており、年々計画値との差が開いている。中・大型浄化槽の単年導入基数も同様に、2017 年度以降毎年 80 基程度の減少が見られたが、2021 年度は前年度と比較して約 27 基の減少にとどまった。

また、CO₂ 排出削減量は、2019 年度から 2021 年度にかけて約 9.2% 増加したが、過去 3 年度の増加率と比較して最も低かった。2022 年度時点の累積 CO₂ 排出削減量は、計画値 106,616t-CO₂ に対し、推計値 74,282t-CO₂ であり、年度計画値に対する推計値の進捗率は約 70%とされた。実績ベースの方法による評価の場合の進捗率は、目標策定時の方法による評価の場合の進捗率(63%)よりも高い値を示した。



注釈) 家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、一般社団法人浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率及び廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数: 指導普及調査結果、人槽比率: 一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

図 3-2 CO₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移 (実績ベースの方法に基づく評価)

3.4 重点目標指標の達成率と未達要因の検討

3.4.1 重点目標指標の達成率

平成 30(2018)年 6 月に閣議決定された平成 30(2018)～平成 34(2022)年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画における各指標について、2022 年度における達成率は以下の通り。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

○目標

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

○指標

・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

53%(平成 29(2017)年度見込み)→(目標値)70%(平成 34(2022)年度)

53%(平成 29(2017)年度見込み)→(実績値)60.8%(令和 4(2022)年度)

・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

62%(平成 29(2017)年度見込み)→(目標値)76%(平成 34(2022)年度)

62%(平成 29(2017)年度見込み)→(実績値)69.1%(令和 4(2022)年度)

・先進的省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量

5 万トン CO₂(平成 29(2017)年度見込み)→(目標値)12 万トン CO₂(平成 34(2022)年度)
5 万トン CO₂(平成 29(2017)年度見込み)→(実績値)7.4~8.1 万トン CO₂(令和 4(2022)年度)

○補助指標

・先進的省エネ型浄化槽導入基数

家庭用 17 万基、中・大型 7 千基(平成 29(2017)年度見込み)

→(目標値)家庭用 42 万基、中・大型 18 千基(平成 34(2022)年度)

家庭用 17 万基、中・大型 7 千基(平成 29(2017)年度見込み)

→(実績値)家庭用 21.1~41.4 万基、中・大型 10.1~11.6 千基(令和 4(2022)年度)

出所)「廃棄物処理施設整備計画」(平成 30(2018)年 6 月 19 日閣議決定)より浄化槽関連部分の抜粋を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社作成

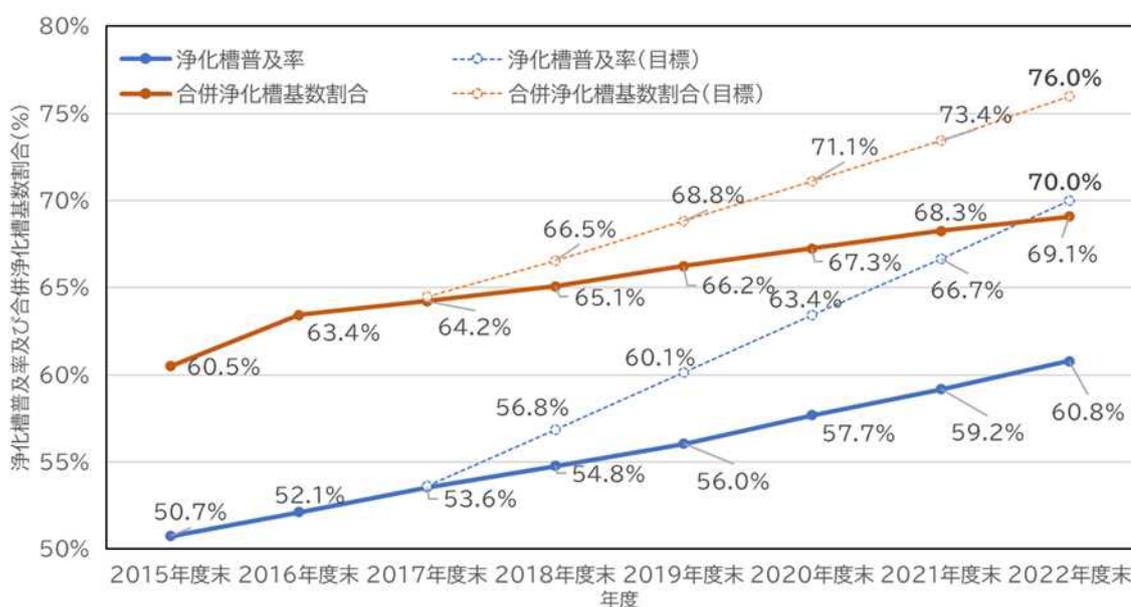
注釈)指標「先進的省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量」の実績値及び補助指標「先進的省エネ型浄化槽導入基数」の実績値は、「3.3.3(1)目標策定時の方法による評価」「3.3.3(2)実績ベースの方法による評価」の双方の値を記載している。

3.4.2 未達要因の検討

(1) 浄化槽普及率、合併浄化槽の基数割合

浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合について、2015 年度末以降の推移を下図に示す。2022 年度までの 8 か年度において、浄化槽普及率は年平均 1.4 ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至らなかった。また、合併処理浄化槽の基数割合は、年度により異なるものの年平均 1.2 ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均 2 ポイント以上の増加には至らなかった。

浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合ともに、基準年度である 2017 年度から 2022 年度までの毎年の増加量はほぼ一定であり、2016 年度から 2017 年度までの増加量とも類似していた。このことから、未達要因は、各種制度等の実施が浄化槽整備の促進にはつながらなかったことにあると考えられる。2023 年度以降の廃棄物処理施設整備計画の新たな重点目標指標を達成するためには、各種制度の有効性・実効性を高めるための取組が必要になる。



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
浄化槽普及率	50.7%	52.1%	53.6%	54.8%	56.0%	57.7%	59.2%	60.8%
(目標)			53.6%	56.8%	60.1%	63.4%	66.7%	70%
合併処理浄化槽基数割合	60.5%	63.4%	64.2%	65.1%	66.2%	67.3%	68.3%	69.1%
(目標)			64.2%	66.5%	68.8%	71.1%	73.4%	76%

出所)浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

図 3-3 浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合の平成 27(2015)年度以降における推移

(2) 省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量

省エネ型浄化槽の導入による CO₂ 排出削減量についても、基準年度である 2017 年度から 2022 年度までの毎年の増加量はほぼ一定であり、2016 年度から 2017 年度までの増加量とも類似していた。このことから、未達要因は、各種制度等の実施が浄化槽整備の促進にはつながらなかったことにあると考えられる。2023 年度以降の廃棄物処理施設整備計画の新たな重点目標指標を達成するためには、各種制度の有効性・実効性を高めるための取組が必要になる。

4. 浄化槽法施行状況点検検討会の実施

浄化槽法改正において創設された制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的に、浄化槽法施行状況点検検討会(以下、「検討会」という。)を開催した。

4.1 設置要綱

検討会の設置要綱を以下に示す。

(目的及び設置)

第1条 令和元年の浄化槽法改正において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進や浄化槽の維持管理向上を目的として、特定既存単独処理浄化槽(そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽)に対する措置や浄化槽台帳の整備等の制度が創設されたところであるが、法施行状況を見ると、上記制度が十分活用されていない状況である。こうした状況を踏まえ、上記制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽法施行状況点検検討会」を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会では、第1条の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等について
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会を構成する委員は、本業務に関連する知識を有する専門家及び学識経験者等とし、委員は環境省からの業務受託者(以下「受託者」という。)が委嘱する。(別紙参照)

- 2 検討会には座長を置く。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。座長は検討会を統括する。
- 3 座長は第1回検討会において委員中から互選にて選出する。
- 4 必要に応じて、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- 5 環境省及び受託者は、事務局として業務に当たる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年3月31日とする。

(諸経費)

第5条 委員には所定の謝金及び旅費を支払うこととする。

(庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、環境省の同意を得て受託者が行う。

(審議内容等の公開等)

第7条 本検討会の議事は原則、公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項があれば、環境省および座長との協議の上別途定め、受託者より委員へ連絡する。

4.2 開催日程

「令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」に係る検討会は、下表に示す日程及び場所にて実施した。

表 4-1 検討会の実施概要

回	場所	趣旨
第1回 2024年2月15日(木) 10:30～12:00	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株) 4階大会議室 A	・ 検討会の設置 ・ 浄化槽法施行状況点検の進め方 ・ 検討会で対象とする取組の実施状況 ・ 総務省からの勧告内容 ・ 課題の整理や対応策の方向性検討
第2回 2024年3月13日(水) 10:30～12:00	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株) 4階会議室 CR-D	・ 第1回会議の議事内容の共有 ・ 自治体からの意見聴取 ・ 課題の整理や対応策の検討

4.3 委員

検討会の委員は検討会の委員は以下の通りである。

(座長)

小川 浩 常葉大学 名誉教授

(委員)

庵途 典章 全国浄化槽推進市町村協議会 副会長(兵庫県佐用町長)

上田 勝朗 一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長

蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 国際室 室長
河村 清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
酒谷 孝宏	一般社団法人浄化槽システム協会 常務理事兼事務局長
嶋田 暁文	九州大学 大学院法学研究院 公法・社会法学部門 教授
田村 茂人	公益社団法人 徳島県環境技術センター 会長
出口 博之	鹿児島県 土木部 生活排水対策室 室長
成田 浩明	公益社団法人 茨城県水質保全協会 理事長
廣末 貢一	福岡県田川市 市民生活部 環境政策課 汚水処理対策室長
古市 昌浩	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
堀籠 洋一	宮城県 環境生活部 廃棄物対策課 総括技術補佐
山崎 宏史	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授

4.4 各回の実施概要

以下に示す概要にて、検討会を開催した。各回の発言内容は参考に添付した。なお第 2 回については、本業務において議事録の確定には至らなかったため、発言を要約し整理した。

4.4.1 第 1 回

表 4-2 浄化槽法施行状況点検検討会(第 1 回)開催概要

項目	内容
日時	2024 年 2 月 15 日(木)10:00～12:00
場所	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)4 階大会議室 A
議題	(1) 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について (2) 浄化槽法施行状況点検の進め方 (3) 本検討会で対象とする取組の実施状況 (ア) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について (イ) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等について (4) 総務省からの勧告内容 (5) 課題の整理や対応策の方向性検討 (6) その他
配布資料	資料1 浄化槽法施行状況点検検討会 設置要綱(案) 資料2 浄化槽法施行状況点検の進め方 資料3 - 1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について 資料3 - 2 浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について 資料4 総務省からの勧告内容 資料5 対応策の方向性を検討するに当たっての論点 参考資料1 業務仕様書

	参考資料2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針 参考資料3 浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)
--	--

4.4.2 第2回

表 4-3 浄化槽法施行状況点検検討会(第2回)開催概要

項目	内容
日時	2024年3月13日(水)14:00~16:45
場所	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)4階会議室 CR-D
議題	(1) 第1回検討会の議論の確認 (2) 第2回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点の共有 (3) 自治体からのヒアリング (ア) 自治体からの取組状況、課題、要望等の説明 (イ) 質疑 (4) 論点整理及び対応策に関する議論 (ア) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について (イ) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について
配布資料	資料1 第1回検討会議事録(案) 資料2 第2回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点 資料3 - 1 埼玉県提供資料 資料3 - 2 鳥取県提供資料 資料3 - 3 山梨県提供資料 資料3 - 3別添 特定既存単独処理浄化槽に関わる事務処理方針(R3.8 施行) 資料3 - 4 長野県提供資料 参考資料1 法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況(令和4年度) 参考資料2 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例(「令和5年度浄化槽の法定検査に関する全国会議」資料) 参考資料2 - 1 法定検査の受検率向上に係る取組支援の概要 参考資料2 - 2 岐阜県における浄化槽一元管理システム 参考資料2 - 3 静岡県における浄化槽法定検査へのデジタル技術活用 参考資料2 - 4 宮城県における市町村と連携した第7条検査の受検徹底の手法

5. 参考資料

5.1 都道府県のヒアリングにおける回答内容

各都道府県のヒアリングにおける回答を記載する。

(1) 岐阜県

1) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他者との連携等も含む)

- 指定検査機関から月に 1 回、法定検査結果と合わせて保守点検・清掃情報を、台帳システムに取り込み可能な形式で提供してもらっている。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 浄化槽台帳では、中核市の岐阜市以外の県内全市町村の浄化槽の情報を管理している。
- システムには県担当者(県庁、現地機関)がアクセスできる。現地機関の事務所に勤めている担当職員と同じ情報が閲覧できるという即時性が利点と思っている。
- クライアントサーバ化により、県庁もすぐに情報が収集できる点は利点と考えている。悪臭・排水等の苦情に対して現地情報を閲覧するために使っている。指定検査機関からの無届浄化槽の問い合わせを受けて情報を迅速に確認し、対応できることは行政対応上の利点。
- 2022 年度まで利用していた旧システムと比較して、2023 年度から利用しているクライアントサーバシステムでは、環境省版浄化槽台帳の項目に合わせて、QGIS システム上に保守点検事業者の登録状況を管理できるように機能を追加した。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 紙の届出情報をフォームに入力し、電子化している。旧システムの時点から届出情報は電子化されている。

エ) 調査に回答のあった頻度で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- 月に 1 回、指定検査機関から情報提供を依頼しており、7 条・11 条検査の検査結果(適正・不適正)を提供してもらっている。
- 県、市町村は指定検査機関が管理するシステムにより、法定検査結果・保守点検・清掃結果など、直近の状況を確認できている。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)。

- 協議会を活用していない。月に1回指定検査機関と対面し、年に1回保守点検・清掃業者と情報交換しているため、協議会を組成しなくても、浄化槽台帳を運用できている。

b. 浄化槽台帳の精査について

ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)

- 下水道部局と連携していない。

イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)

- 活用していない。

ウ) 現地調査

- 県内の浄化槽17万基を全て現地調査することはできないが、立入で情報が得られたものについては浄化槽台帳を更新している。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 立入検査をするに当たって、共通した情報を共有・参照することが最大の目的。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 法定検査未受検者への指導に活用している。県では、未受検の浄化槽をなくすことに注力している。

ウ) 個人情報保護法への対応方針

- 岐阜県と指定検査機関の間で、「浄化槽法定検査実施要領」を定めて、個人情報の取り扱いを規定し、設置届・法定検査結果等の情報を共有することを明記している。月1回の報告もこの中で規定している。

2) その他

ア) 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」(本章では、以下「指針」という。)に対するご意見

- 現状、薬剤師と事務員で担当しているため、専門性が異なり、漏水から地中構造物の判定・判断をすることが難しい。
- 設置後 30 年以上経過した単独処理浄化槽が存在している。休止・廃止の啓発チラシと同様に、単独転換を啓発できるようなチラシのひな型があればありがたい。
- 特定既存単独の法定化の前から、法定検査結果を踏まえて悪質な浄化槽に対して文書指導を行ってきた。

イ) その他のご意見

- 2006 年から、会計年度任用職員 5 名により、法定検査未受検者の訪問指導・電話指導・書面指導を開始し、現在は 1 名追加し 6 名体制である。法定検査実施率は 96% で、法定検査未受検者を解消するために対応している。

(2) 長野県

1) 特定既存単独の判断フローについて

a. 特定既存単独の判定について

ア) フローの策定の有無

- 策定していない。
- 当県では、現在のところ、特定既存単独のみを特に抽出して指導してはならず、法定検査で不適正と判定された浄化槽に対して指導する中で、「指針」により特定既存単独と判定される場合に規定を活用して指導等を行っている。
- 2023 年度から、指定検査機関から行政へ送付される法定検査結果 (Excel によるリスト) において、破損等により特定既存単独に該当する可能性があるものに「単独難あり」として「○」をつけるとともに、該当支障部分の写真添付を始めた。

イ) 全体を通じて、判定した際に効率的に判断できた事例/苦労した事例

- 月に 1 回、指定検査機関から特定既存単独に関する情報を得ることで、年間通じて情報を収集している。
- 現在の指導等を行う際の調査方法を今後も継続していく方針で、特定既存単独のみを抽出して指導する予定はない。
今後も、特定既存単独の判定のみにこだわらず、浄化槽として使用するに当たり重大な支障が見つかれば指導していく。
- 指定検査機関が特定既存単独に該当しそうな浄化槽について「単独難あり」の記録を付けている。

記録の集計は、年度末に行う予定のため、現時点において具体的な件数は把握していない。

- これまでに特定既存単独だと判定した 1 基は、2022 年度中に合併転換が行われた。補助金を活用して施工されたことを確認した。

判定した特定既存単独は、飲食店付近に設置されたもので、衛生的な観点(悪臭)から行政で対応してほしいと苦情を受けていた。施工時点から雑排水に接続されていたため、処理能力を超越していたことに起因しており、維持管理上の指導で解決可能な問題ではなかった。また、設置後、居住者が変わっているため、現在の居住者に瑕疵はない状況だった。

現在の法律等は、建設部局との連携内容が明確でない。具体的には、建築基準法で構造例示等はあるが、管きよの接続に対する記述が曖昧である。建設部局から、管きよについての監督責任は無いと言われているものの、環境部局が対応できるものではない。マンホールのかさ上げ(30cm)に関しても、法定事項ではないため同様の問題が生じている。かさ上げの基準が基準以上の深堀になっていると指摘せざるを得ないが、浄化槽管理者には対処しようのない問題である。

b. 外形的状況や性能状況の判定

ア) 「指針」の 12～13 ページに記載の項目のうち、特に重視している項目と判定に利用していない項目

- 重視している項目は、重要項目(浄化槽本体)である。
- 利用していない項目はない。

イ) 各項目における、判定基準の有無、年間の判定実績/判定周期、判定における苦労点や工夫点、判定そのものの継続可能性

- 法改正以降、「指針」を用いて特定既存と判定した浄化槽は1件のみである。
- 特定既存単独の可能性を含めて、法定検査の結果と連携させ年間を通じて継続的に判断している。

c. 周辺環境への影響の判定

ア) 「指針」の 12～13 ページに記載の項目のうち、特に重視している項目と判定に利用していない項目

- 重視している項目は、悪臭等の発生状況である。
- 利用していない項目はない。

イ) 各項目における、判定基準の有無、年間の判定実績/判定周期、判定における苦労点や工夫点、判定そのものの継続可能性

- 判定基準は無い。
- 年間の判定実績は、法改正後 1 回である。

d. その他

ア) 「指針」に対するご意見

- 特定既存単独の対象となる基数が多くなってきた場合は、「指針」の改定が必要になるかとは思いますが、現状では、特定既存単独に限らず不適正な浄化槽について指導していく必要があると考えている。

イ) 特定既存単独の単独転換に対するご意見

- 特定既存単独を判定する必要があるかは、各県の状況により異なるかと思う。実情としては、単独浄化槽の割合が少ないため、合併転換が必要な状況を強く感じていない。

2) 特定既存単独の判定と諸制度の活用状況について

a. 保守点検・清掃情報の活用について

ア) 保守点検・清掃情報の活用の有無、業者との連携の有無

- 措置を講じた浄化槽に関しては、保守点検業者から保守点検記録の提供を受け、指導に活用した。

イ) 指定検査機関との連携の可否

- 措置を講じた浄化槽に関しては、法定検査の受検経過が無かったため指定検査機関に情報提供を行ったほか、法定検査受検の際に立入を行い、改善指導を行った。

b. 浄化槽台帳の活用について

ア) 浄化槽台帳に記載の情報の活用の有無、活用方法等

- 措置を講じた浄化槽に関しては、紙の浄化槽台帳はあったものの、指導当時は浄化槽台帳システムの整備が完了しておらず、法定検査等の維持管理情報との紐づけはできていなかった。

c. 法定協議会の活用について

ア) 協議会の活用の有無・議題等

- 法定協議会は設置していないため、該当なし。
- 一方、非法定協議会(設置者組合等)が県内に 19 団体あり、主な構成は浄化槽管理者、浄化槽関係業者(施工・清掃・保守点検)、市町村及び県機関である。
- また、県の指定検査機関である「(公社)長野県浄化槽協会」は、設置者組合、事業者団体及び行政で構成される団体である。法改正以前から(公社)長野県浄化槽協会及び設置者組合等に

より、地域の実情に応じた組織が形成されているため、現時点で新たな法定協議会の設立の予定はない。

3) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目及び保守点検・清掃実施率の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他社との連携も含む)

- 法定検査結果を含めた情報の更新は指定検査機関に委託している。市町村が受理した届出情報は月に1回、県の現地機関を通じて台帳情報の管理を委託している指定検査機関へ情報を送付し、更新した台帳情報は県機関や市町村へ年1回フィードバックしている。
- 法定検査により調査・確認できた保守点検や清掃の記録を台帳に反映しており、別に維持管理業者から情報収集はできていない。
- 法定検査を受検した浄化槽のうち、検査において保守点検・清掃の実施状況を確認できているのは、一部である。そのため、今年度の指導普及調査項目にある保守点検・清掃実施率に関する調査は、法定検査の結果を用いておらず、保守点検・清掃業者に送付した調査票に対する回答を集計して得られた結果である。なお、法定検査結果と保守点検・清掃業者の回答を集計した結果に大きな違いは見られなかった。
- 管理者の立会は必須ではなく不在であることも多い。法定検査時に管理者に確認できなかった場合、書面にて清掃・保守点検の実施を確認しているが、回答数は少ないのが実態である。
- 保守点検・清掃実施率に関する調査では、関係業者約 300 社に調査し、業者数の 6~7 割から回答があった。大規模事業者からは回答を得ており、清掃実施率 20~30%の結果は、従来の県の認識と一致していた。未回答の事業者は手間がかかるため対応しなかったのではないか。
- 今年度の指導普及調査における実施率の把握については、関係業者(保守点検・清掃の計 300 弱)に対して郵送やメール等で件数の照会を実施した。
- 保守点検・清掃実施率の調査をしたところ、台帳に未登載の浄化槽が見つかった。来年度も同じ方法で、調査を行うかは、指定検査機関や業界団体と相談する。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 環境省版浄化槽台帳システムを使用(改修なし)しており、オフラインで運用している。
- 全浄連のシステムをベースに考えたものの、県内 77 市町村とデータを連携するコストの捻出に課題があった。そのため、オフラインで集約して一括したデータを市町村に配布することにした。浄化槽台帳をシステム化させるための根拠も十分ではなかった。
- 台帳システムの運用と報告徴収はそれぞれで考える必要がある。事業者には回答を依頼する際に法律上の義務を案内できれば回答の回収率は増加すると思うが、その結果を台帳システムに取り込めるわけではない。事業者が台帳システムにオンラインでアクセスできるようにするには、個人情報データをダウンロードできないようにしなければならず、システムの構築に費用が掛かる。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 市町村が受理した届出(紙媒体)は県から台帳情報管理を委託した指定検査機関で台帳システムに反映している。
- 清掃・保守点検業者からの報告は、メール、FAX、郵送の方法があり、FAXが多かった。電子データでのやり取りが望ましいが、事業者の対応を考えると、紙媒体も継続する必要があると感じている。
- 保守点検・清掃事業者の記録・提出方法を統一させるのはコスト面からも難しい。事業者からの報告を求める法律根拠もどのように整理すればよいか。埼玉県の実施している仕組みも参考に、事業者が精力的に取り組む状況を作らないといけない。長野県浄化槽協会の会員事業者からの情報提供の仕組みを検討しつつ、個人事業者も提供可能な仕組みを考える必要がある。

エ) 調査に回答のあった頻度で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- オフラインで運用している台帳システムであるため、別に維持管理業者から情報収集ができていない。維持管理業者から情報収集が可能である全国統一的なシステムと法的位置づけの整理を希望する。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)。

- 活用していない。

b. 浄化槽台帳の精査について

ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率が良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)

- 県としては該当なし(市町村によっては対応している状況を聞いている。)

イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率が良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)

- 一部市町村の台帳情報について、地図上に落とし込むことで、重複登録や存在していない浄化槽の可能性を確認し、当該市町村へ必要な届出情報の整理を依頼した。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 県現地機関による立入検査及び指導や問い合わせ対応に活用している。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 行政と指定検査機関が同じデータを所有していることで、法定検査を拒否する者への対応等が効率よく実施できる。

ウ) 個人情報保護法への対応方針

- 個人情報の取り扱いは、台帳ではなく、一括契約の中で情報を共有できるような事業者間の連携が必要と考えている。台帳は行政機関で利用するものと整理している。
- 個人情報ファイル簿の作成及び公表を行うなど、法規定に則り運用している。

d. その他

ア) 清掃実施率の課題

- 法定検査結果のうち、放流水質が良好であれば、概ね適正と判断している。維持管理の適正化に向けて、まずは清掃実施率を上げる必要がある。長野県浄化槽協会の清掃委員会に委員として参加し、検討を進めている。

(3) 群馬県

1) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他者との連携等も含む)

- 指定検査機関経由で、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。
- 法定検査未受検の浄化槽の保守点検・清掃情報を収集できていない。課題意識があるため、協議会を組成した。
- 設置届の届出がある浄化槽の情報が台帳に記録されている。さらに、法定検査を実施している場合はその検査結果が記録されている。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 群馬県内の PC で閲覧できるスタンドアロンのシステムを構築している。指定検査機関から月 1 回電子メールによりデータを提供してもらい、浄化槽台帳を毎月更新している。
- 台帳に適合したフォーマットで指定検査機関が情報を収集している。
- 指定検査機関に委託して浄化槽台帳を管理してもらっている。県の委託した台帳とは別に、検査機関は別のデータを持っている。
- 群馬県は出先機関が県内に 5 か所あり、事務所の管轄範囲内の最新データをそれぞれの事務所で把握している。県と出先機関のシステムは同期できず、指定検査機関から対応する個別の

データを提供されることで最新の情報を県も把握している。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 指定検査機関で専用システムを使用。そちらの取り込みを指定検査機関で行う。
- 保守点検の情報を指定検査機関経由で収集した場合は、現状 PDF、紙の媒体が混在している。データは収集できている。

エ) 調査に回答のあった頻度で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- 指定検査機関で収集しており、情報収集に県は関与していない。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)

- 2023年に法定協議会を設置し、環境省から、第1回協議会にオブザーバーとして参加したい旨の申し出があった。今後、協議会で保守点検・清掃業者等の業界団体及び市町村と協議する。

カ) その他(台帳の更新について)

- 将来的に、台帳は更新するのか、方向性は決まっていないため、今後協議する。

b. 浄化槽台帳の精査について

ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)

- 保守点検・清掃の項目では連携していないが、下水道部局には、市町村ごとの浄化槽設置状況・下水接続の有無を調査してもらっており、浄化槽台帳と突合して差異がないかを確認している。

イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)

- 保守点検・清掃の項目では活用していないが、浄化槽の設置状況の変化を確認している。(空き家化・家屋の変化等)。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 三省調査の市町村回答作成のために、市町村から希望があれば台帳データを提供している。

- 単独処理浄化槽・無届浄化槽の把握に利用する。地域の事務所に提供された情報から、実際に登録されているかを照合する。
- 毎年5～6月に、指定検査機関に各保守点検業者の法定検査受検率データを作成してもらう。受検率が低い業者に対し、個別に受検率向上の要請を行う。法定検査受検の有無にかかわらず、保守点検業者ごとの法定検査受検率のデータは受領している。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 市町村が把握している空き家情報を指定検査機関に提供することで、指定検査機関は台帳の精査が可能となる。
- 事業者から顧客情報(法定検査結果)を提供してほしいというニーズがあるようだ。具体的に議論していないが、今後検討する必要がある。

ウ) 個人情報保護法への対応方針

- 浄化槽台帳データは、行政機関へ情報提供する場合の例外規定(個人情報保護法第69条2項第3号)に該当する。
- 保守点検・清掃業者のデジタル連携(リアルタイムに共有)を実施する場合は、情報を共有する必要があるが、法令根拠が必要となる。

2) その他

ア) 特定既存単独に関して

- 特定既存単独となる前の段階で改善指導しているため。特定既存単独の判定の実施を検討していない。漏水・亀裂等で不適正判定を受けた浄化槽の管理者に対し、改善指導として県内の事務所へ改善報告を书面提出させている。継続期間が単年度・複数年度関係なく、法定検査で漏水等が認められた年に指導している。

イ) 協議会について

- 2023年10月13日(金)に第2回協議会を開催した。議題は浄化槽台帳整備、合併転換、保守点検・清掃業者とのデジタル連携、優良浄化槽の普及の4つ。今後、年に2回程度協議会を開催する。
- 今後協議予定の保守点検・清掃業者とのデジタル連携について、現状月1回受領しているデータを、常に最新データで共有できるようにする方向で協議予定である。
- 業界団体としては、地域を支える社会インフラとして、リアルタイムに行政が監視・管理できるようにしてほしいという要望があって、浄化槽は個人個人が管理しているが、行政でも常に状態を把握できる体制を整えるといったようなリアルタイム性を求めていると理解している。
- 次の協議会は、2023年度末までに開催するように調整している。中長期的なスケジュールも今後検討する。

ウ) 保守点検・清掃業者とのデジタル連携について

- 個々の事業者の電子化に対する意見を把握していない。業界団体は、浄化槽台帳の整備は行政の取組に対して連携して協力する意識がある印象を受けた。

エ) 保守点検・清掃実施率の向上

- 清掃実施率が高くない要因として、高齢者の独居世帯では汚泥が蓄積せず、清掃の頻度は1年よりも長い事例が見受けられる。

オ) 法定検査

- 法定検査未受検率は約2割。法定検査未受検の浄化槽に対する指導を実施している。近隣からの苦情など事情があれば指導をしているが、清掃情報は法定検査の観点に基づく一律な指導はしていない。清掃が未実施であるのみでは法定検査結果は「不適正」とはならないだろう。
- 法定検査で「不適正」と判定された浄化槽に対して、指導文書を送付し改善結果の報告を義務付けている。出先事務所では文書を発送しており、改善がなされない場合は現地指導を実施することもある。

(4) 福岡県

1) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他者との連携等も含む)

- 現状、収集は進んでおらず、法定検査から情報を抽出して回答している状況。指導普及調査の保守点検・清掃の実施率は、法定検査のうち、保守点検回数や清掃回数について不適正となっていないものを抽出して回答した。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 浄化槽台帳のデータ整備は福岡県浄化槽協会へ委託。県で管理する台帳システムは新規開発して2023年4月に導入し、半年が経過した。導入から間もないため、効果は確認できている範囲になるが、即時性の観点では問題なく情報が連携できている。県庁・出先の6保健所で閲覧・入力が可能なようにしている。県庁ネットワークIPアドレスでしか確認できないように制限をかけている。現状では市町村が見られるようにしていないが、システム的にはIPアドレスを指定の上市町村にIDを付与して閲覧可能にできるよう開発している。
- システム化による情報収集への影響に関しては、これまで紙やExcelで管理していた情報の閲覧性が上がったことで、苦情相談等に基づく照会があった際の情報確認が円滑になったこと等が挙げられる。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 紙で管理していた情報等もあるが、システム化に当たっては、これまで保健所でも入力・電子化していた情報、指定検査機関保有のシステムで管理していた情報を統合した。今回の台帳整備に当たって入力したということはない。

エ) 調査に回答のあった頻度(月 1 回)で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- 保守点検清掃の状況は今後収集することにしており、今後の課題かと考えている。現時点で回答できる内容はない。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)。

- 福岡県浄化槽協議会を設置しており、会合を年 2 回開催している。保守点検清掃の情報収集についてどのように負担なく収集できるかという議論もしている。収集方法は今年度の 9 月に方向性を整理した状況。これから方向性について具体化していきたい。
- 浄化槽台帳システム上には、行政が保有している届出情報、指定検査機関の検査結果等に関する情報が搭載されているが、保守点検・清掃業者の情報をどのように入れていくかが課題。今年度、Excel で県から浄化槽ごとに ID を振った情報を事業者ごとに切り分けて提示し、事業者に報告してもらい、県側で保有している情報との紐づけができるようにすることを考えている。
 - 今回の情報報告は保守点検事業者に依頼することで考えているが、保守点検事業者が清掃事業者も兼ねている事業者が多く、清掃の情報についても集約ができるかと考えている。
 - 台帳のデータの切り分けや事業者向けの調査・問い合わせ対応等については調査会社へ委託する予定。事業者向けに回答票の Excel を配布するに当たっては、事業者ごとの情報をメールないし CD-R で対応することを想定している。
 - まずは法定検査受検済みの浄化槽の保守点検・清掃情報について収集する予定である。法定検査未受検の浄化槽管理者に対しては、受検催促や保健所職員による戸別訪問といったアプローチを予定している。
 - 実際に、事業者からは台帳整備が進むことによって、上記のような法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨につながることは事業の拡大につながり、経済的なメリットがあると認識されており、台帳整備によりメリットが実現する動きにつなげていきたい。
- 来年度から年 1 回、浄化槽 ID 単位で保守点検の情報提供を受けるということを予定している。紙で記録している事業者もいると思うものの、協会によれば紙で記録している事業者は少ないとのことだったため、まずは現状の手法で取り組もうとしている。
 - 県の浄化槽法施行細則の中で、年 1 回の保守点検・清掃の情報提供を定めていたが、今後(来年度以降の情報収集)は電子で提供を依頼することを周知し理解いただいている。
 - これまでは電子化されていた事業者もわざわざ紙に打ち出して県に提出するなどしていた状況でもある。
 - 浄化槽法施行細則に基づく報告は毎年全事業者からの提出率が 100%という状況ではな

かったため、細則に基づく対応があるが故に今回の情報収集の仕組みが円滑に構築できた、というほどではないが、令和 2(2020)年度から議論を重ね、細則に基づく報告との二重対応等にはならないように整理することや事業者から提供された情報を活用して行政が管理者に対する指導を行うことなど、民間側とも議論を重ねて理解を得ながら円滑に情報収集が進む仕組みにしてきた。

b. 浄化槽台帳の精査について

ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)

- 保守点検・清掃に関しては下水道部局と連携することは考えていない。
- 浄化槽台帳の精密化という観点で下水道接続済みの浄化槽の廃止・消し込みをしていく取組により、3,000 件程度の精査が行えた。また、法定検査受検促進事業において使用状況等が不明であった 2,500 件について、市町村下水道部局及び清掃業者へ状況確認をしており、今年度は 1,100 件を対象に現地確認等を行っている。

イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)

- 保守点検・清掃に関してはない。台帳システムの中で緯度経度を入れているため、設置情報の精緻化には役立つと考えている。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 行政届出情報と法定検査の情報を連携させてデータベース化している。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 指導普及調査の集計をしやすくなったと感じている。保健所業務の中での悪臭苦情対応をする際に過去の法定検査結果等を直ちに閲覧できるため、企図した活用目的は達せられている。
- 苦情が上がってきた浄化槽とその浄化槽に係る保守点検事業者が直ちに分かることは整備したメリットである。
- 台帳があることで円滑に浄化槽に関する情報連携ができることは各機関とも認識ができたかと思っている。

ウ) 個人情報保護法への対応方針

- 浄化槽の情報を関係事業者に提供できると条例の中で整理し、事業者から浄化槽台帳リストの提供依頼があれば都度提供してきた。指定検査機関には環境省からの通達にもある通り、必要性などを鑑みて、これまで通りリスト提供をしている。他方で、個人情報保護法の改正もあり、保守点検・清掃業者から提供を依頼されることがあっても、今年度からリスト形式での提供はしていない。ただし、個別の浄化槽に関して照会があった場合には対象の浄化槽についてのみ情報を提供することは続けている。
- 市町村についても、台帳の閲覧を求める声もあるが、権限・参照範囲を決められておらず、それらの検討をしてから提供と考えている。

2) 協議会の組成について

a. 協議会の組成について

ア) 協議会を組成した背景、組成の経緯

- 台帳整備を主目的として、令和 2(2020)年度に設立した。名称は当初台帳協議会としていたが、今年度から台帳の名称を抜き、福岡県浄化槽協議会としている。

イ) 協議会の組成の方法、スケジュール、関係者の収集に当たっての取組

- 構成員は5機関で、県、指定検査機関(2機関)、浄化槽市町村推進協議会、福岡県環境整備事業協同組合連合会である。市町村推進協議会の市町村カバー状況は県内全 60 市町村中 48 市町村で、主だって浄化槽対策に取り組んでいる市町村はカバーしている。

ウ) 協議会の事務局の運営体制について

- 5機関から代表者を出し、委員長・事務局を県が担うということで運営している。

3) その他

ア) 「指針」に対するご意見

- 県としては特定既存単独の判定は台帳整備後の課題である。
- 浄化槽の本体の状況についてどのような状態であれば該当するのかという照会について、「指針」を参照先として回答するようかと思っている。
- 指定検査機関から、検査結果において破損が著しいが見られた場合に特定既存単独に当たる可能性が高い旨を記載した検査結果報告を県あてに頂いている。そういった提示をしている件数が何件あるか・その提示をした事後対応がどうか、といったフォローまではしていないが、転換事例も多くあり、「特定既存単独に当たる可能性がある」という状態が継続していることはない認識である。
- 特定既存単独に限らず、指導助言した浄化槽について、その後の改善状況を追うところまでは確実にできているものではないが、典型的なもの(不適正判定の連続性など)は状況をフォローしている。

- その他、国への要望としては、受検促進事業が、台帳整備に伴う活用方策のうちの一つにもなっていることから、そのような事業が交付金の対象事業となると良い。また、市町村や事業者への情報提供のあり方については指針を環境省から示してもらえるとありがたいと思っている。

(5) 山梨県

1) 特定既存単独の判断フローについて

a. 特定既存単独の判定について

ア) フローの策定の有無

- 当県では、事務処理方針を策定しており、そこでフローも整理している。初めに、指定検査機関が11条検査等により特定既存単独の可能性があることを林務環境事務所に報告する。その結果を基に、林務環境事務所の職員が、該当する浄化槽管理者に電話等により確認している。浄化槽管理者に修繕の意思があれば、特定既存単独に判定しないことにしている。

イ) 全体を通じて、判定した際に効率的に判断できた事例/苦労した事例

- 改善の意思はあるが、経済的な理由で早期の改善が難しいという事案が多い。そのような場合の対応方法に悩んでいる。

b. 外形的状況や性能状況の判定

ア) 「指針」の12～13ページに記載の項目のうち、特に重視している項目と判定に利用していない項目

- 漏水及び仕切版の破損の項目を重視している。浄化槽法定検査判定ガイドラインの合併処理浄化槽・維持管理を除いた重要度の高い項目で判断している。

イ) 各項目における、判定基準の有無、年間の判定実績/判定周期、判定における苦労点や工夫点、判定そのものの継続可能性

- 特定既存単独の可能性のある件数は、事務処理方針を策定した令和3(2021)年8月から令和5(2023)年6月までに16件の実績が上がっている。ただし、いずれも電話等で修繕の意思を確認できたため、特定既存単独の判定に至った浄化槽は0基である。
- 令和4(2022)年度指導普及調査に報告した特定既存単独の3件は、権限移譲している甲州市からの報告である。文書通知や訪問をして、2件は状態を改善させて復旧し、残り1件は使用を休止させた。
- 令和5(2023)年度指導普及調査では、権限移譲市町村の甲州市及び富士河口湖町からそれぞれ1件報告があった。既に電話による改善のお願いと文書の通知を行っている。他の1件は、県

で管轄している浄化槽で、電話による確認で済んだ浄化槽があった。

県では、浄化槽管理者が下水道への接続・廃止・単独転換のいずれかを行ったかを確認している。なお、いくつかの浄化槽は、現在も依頼を続けている。甲州市や富士河口湖町では、特定既存単独のおそれもしくは指定した浄化槽の管理者への電話での確認や浄化槽の次年度の法定検査結果報告により対応の完了を確認している。権限移譲している市町村の対応は、市町村に委ねている。

- 特定既存単独の可能性のある浄化槽管理者に単独転換の補助金制度を案内したことはある。ただし、多くの場合、管理者が高齢者又は低所得世帯であるため、転換に応じてもらえない。その場合は、修繕による対応を依頼している。

指定検査機関には、調査票の余白に特定既存単独の可能性があることを記入いただいている。新たに列を設けて確認・記入しているわけではない。現場での判断を重視しており、県で再度検証しているわけではない。基本的に、漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独の可能性ありと判断していると聞いている。

法定検査を受けていない浄化槽への受検勧奨や転換依頼等には取り組めていない。悪臭に関する苦情は当県や出先機関(林務環境事務所)に来ており、その都度確認している。山梨県浄化槽適正処理促進協議会(以下、「協議会」)においても、保守点検業者から、特定既存単独に該当する浄化槽がないか確認している。保守点検業者が行政指導につながる情報を行政に提供することに対する反応は分からないが、保守点検・清掃の実施率の把握につながる情報を提供いただける見込みは低い。

- 特定既存単独の判定フローは事務処理方針で定めており、今後は判断基準及び運用方法について、より具体化していく必要がある。

c. 特定既存単独に関するその他事項

ア) 「指針」に対するご意見

- 国の「指針」に対する直接的な意見はない。他県の実施状況を把握できるとよい。
- 周辺環境への影響の判定項目に、井戸の設置状況がある。この判定の基準(半径何 m とするか)に関して質問を受けている。また、周辺環境への影響の判定には、苦情が出ていることも判断基準の一つとしている。
- 指定検査機関が判断しているのもあり、重要項目について質問を受けたことは無い。

2) 特定既存単独の判定と諸制度の活用状況について

a. 保守点検・清掃情報の活用について

ア) 保守点検・清掃情報の活用の有無、業者との連携の有無

- 事務処理方針の中に、浄化槽法第53条第1項を用いて報告徴収を必要に応じて行う旨を記載。

イ) 指定検査機関との連携の可否

- 指定検査機関から特定既存単独の可能性有無の情報提供を受けている。また、県職員が立会検査を行う際、必要に応じて指定検査機関にも立会への参加を依頼している。

b. 浄化槽台帳の活用について

ア) 浄化槽台帳に記載の情報の活用の有無、活用方法等

- 法定検査結果で特定既存単独の可能性ありに該当する浄化槽についての報告を受けた場合、浄化槽台帳で設置情報等の情報を確認している。
- 法定検査結果以外に、特定既存単独かを判断する方法は持ち合わせていない。

c. 法定協議会の活用について

ア) 協議会の活用の有無、議題等

- 会員に、特定既存単独の件数を報告している。

3) 協議会の組成について

a. 協議会の組成について

ア) 協議会を組成した背景、組成の経緯

- 令和2(2020)年度に協議会を設置した。

イ) 協議会の組成の方法、スケジュール、関係者の収集に当たっての取組

- 令和2(2020)年12月に設置要綱を作成した。作成に当たっては、浄化槽法改正を受けてから動き始めて、2~3か月かけて関係団体に了解を取って設置要綱を作成した。

ウ) 協議会の事務局の運営体制について

- 指定検査機関・保守点検業者の代表・浄化槽清掃業者・浄化槽工事業者の代表、市町村の代表、保健所設置市、山梨県が参加している。事務局は、当県大気水質保全課が運営している。
- 事務局が関係者に依頼文を送付して、招集している。

エ) 協議会を法定化したことによるメリット

- 法に基づき、招集できるのがメリットと感じる。

b. 協議会の活用について

ア) 組成したことによる効果・メリット

- 浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催してきた。令和 2(2020)年度に 2 回、令和 4(2022)年度に 1 回実施している。令和 2(2020)年度は、事務処理方針及び浄化槽台帳システム、令和 4(2022)年度は、法定検査受検率の向上について議論した。議題がある度に、協議会を開催している。
- 浄化槽の維持管理は改善していない状況が続いていた。行政機関だけでは改善を進めることが難しいため、協議会を組成した。環境省の公表している取組事例集を用いて、効果の高い取組について会員間で議論した。昨年度の結果を踏まえて、令和 5(2023)年度は何に取り組めるか再度検討する予定である。

4) その他

ア) 法定検査受検率について

- 法定検査受検率は、合併処理浄化槽で約 3 割、単独処理浄化槽で 1 桁台である。単独転換の進まない要因を分析するために、県庁職員に対してアンケート調査をしているところ。一般の方の意識とは異なるが、職員の認識・意識を把握したい。そもそも、制度を把握していない人が多いと推測している。

イ) 令和 5(2023)年度指導普及調査における保守点検・清掃実施率の調査について

- 清掃実施率の向上に向けては、市町村や関係機関を通じて、浄化槽管理者に周知を行う必要があると考えている。具体的な対策は検討できていない。
- 令和 5(2023)年度指導普及調査において、浄化槽台帳システムの更新時期を令和 6(2024)年 3 月と回答しているのは、その時期に保守点検・清掃業者から得た保守点検・清掃の情報及び市町村から得た下水道接続情報との突合作業が終了するため。
- 今回調査で回答した保守点検・清掃実施率は、事業者からの集計値を報告している。事業者からの回答率が約 5 割だったため、実態とは乖離していると思われる。郵送で、業者ごとに個別に回答を依頼し、FAX による提出もあった。数字だけ送ってきた事業者もいた。回答期間にお盆も含まれていたことを理由に、いくつかの事業者から回答できないと連絡を受けた。また、基礎的なデータの記録ができていないため保守点検・清掃実施率の調査に必要な情報は記録できていない事業者もいた。浄化槽管理士の研修会等において、過去に環境省が公表した保守点検・清掃の記録表フォーマットを事業者に示しているが、活用されていないのが実態である。
- 今回は、初めての調査だが調査期間が短く、業界団体との調整はできず、事業者の回答期間も十分に設けられなかった。次年度に向けては、回答の収集方法及び仕組みを検討していく必要がある。報告徴収をかけることはできるが、効果が必ずしも発揮されるわけではないため、事業者にも回答してもらえる関係づくりが重要だと感じている。
- 情報収集の電子化等の新しい取組には、指定検査機関も含めてハードルを感じる関係者が多い。費用面の増加も懸念している。
- 当県には、清掃業者の組合はあるが、保守点検業者の組織はないと業界団体から聞いている。

保守点検業と清掃業の兼業が多いとも聞いている。

ウ) 浄化槽台帳の整備に関して

- 苦情を受けた際に台帳情報を確認し、台帳に登録が無ければ、追加している。
- 保守点検業者と清掃業者から 6 万件分の顧客情報を集めており、調査会社に業務を委託して、台帳情報との突合を進めているところ。突合された情報を基に、地域環境保全基金を活用して、県下一斉の受検勧奨や管理者への指導に関する普及啓発を 4 年かけて行う。今のところ、県が指定検査機関に財政支援を行い、委託業務としてやる予定である。人員の確保及び検査能力の担保が難しい中で、計画を立てて、予算も確保して着実に進めていこうとしているところ。

(6) 鹿児島県

1) 特定既存単独の判断フローについて

a. 特定既存単独の判定について

ア) フローの策定の有無

- 複数の判断項目ではなく、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定していることが大きな特徴。都道府県が立入検査で判定するのではなく、指定検査機関に特定既存単独であることを確認し報告をしてもらう点で、「指針」と異なる。指定検査機関の報告には、現況写真を貼付してもらっている。

イ) 全体を通じて、判定した際に効率的に判断できた事例/苦労した事例

- これまでに指定検査機関から報告された特定既存単独の判定が覆った事例はない。判定に際し、曖昧な箇所などはなるべく作らないようにしている。
- 特定既存単独の判定結果の通告に対して浄化槽管理者から反発された事例はなかった。構造上問題のある浄化槽に対しては、鹿児島県・指定検査機関が過去から厳しい対応をしてきた背景があり、特定既存単独の通告に対する浄化槽管理者の理解が進んでいるものと思料する。
- 判定後の対処についてもフォローを行っている。浄化槽管理者に指導文書を送ったのちに、改善報告書を提出してもらっている。改善がされない場合には、翌年同様に検査し文書を送る。令和 2 (2020) 年度に判定した 211 基のうち、21 基が合併処理浄化槽に転換された。除却された浄化槽は 30 基、使っておらず休止届未提出であった浄化槽は 18 基、修理された浄化槽は 60 基、未改善のため令和 3 (2021) 年度に検査し文書を送付した浄化槽が 101 基、未受検・未措置の浄化槽が 2 基あった。
- 判定件数は令和 3 (2021) 年度は 266 件、令和 4 (2022) 年度は 370 件だった。令和 3 (2021) 年度に判定した 266 基のうち、41 件が合併処理浄化槽に転換された。除却された浄化槽は 54 基、使っておらず休止届未提出であった浄化槽は 31 基、修理された浄化槽は 70 基、未改善のため令和 4 (2022) 年度に検査し文書を送付した浄化槽が 107 件、未受検・未措置の浄化槽が 4 基

あった。

b. 外形的状況や性能状況の判定 / 周辺環境への影響の判定

ア) 「指針」の 12～13 ページに記載の項目のうち、特に重視している項目と判定に利用していない項目

- 特定既存単独の判定のための独自の検査項目は設定せず、法定検査の項目で判定を実施しているが、指針に記載のうち省略している項目はない。
 - 水質検査に関しては定期検査時に BOD で判断するという項目を追加している。どの検査員でも画一的に判定できるように、水質基準に透視度ではなく BOD を採用している。
 - 全ばっ気式に DO が著しく高くなっていること等の項目も追加している。
- 著しい汚泥・スカムの流出が見られた場合には特定既存単独と判定するなどしているが、漏水の事例が多い。独自の項目が原因になって判定された場合はあまり聞いたことがない。
- 指定検査機関では簡単な処置修理で修繕することが難しい浄化槽が本体の著しい漏水に該当するという理解をしている。判定基準の詳細を確認したところ、通常の使用状態であり、槽内の水位低下が確認され、汚水が地下へ浸透していることが明らかと判断した場合「漏水」と判定している。(具体的な基準はない。)漏水が確認された場合は、保守点検業者へ定期点検時の状況を確認し、情報の共有を図っている。なお、槽内の水位低下が仕切壁破損による短絡か、本体漏水かの判断は慎重に行っている。

イ) 各項目における、判定基準の有無、年間の判定実績/判定周期、判定における苦労点や工夫点、判定そのものの継続可能性

- 検査員が特定既存単独に該当するか判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に 1 回実施されている検査結果検討会にて、まとめて判断していると聞いている。
- 判定周期は、定期検査の都度になる。このため、1 年周期で該当するか否かの判定をしているということになる。
- 協会に問い合わせたところ、事前の情報収集に苦労しているようだ。また、詳細報告書の作成技術の向上(うまく写真を撮るなど)が課題のようだ。

c. 特定既存単独に関するその他事項

ア) 「指針」に対するご意見

- 指定検査の法定検査時に合わせて判断してもらっているが、行政の職員だけでは技術的な判断が難しいと思う。検査員と連携した仕組みの構築が求められると思う。
- 国の「指針」では、複数の項目が該当しなければ特定既存単独と判断されないが、単一項目でもそのように判定して良いなど、簡潔なものにした方が良いかと思う。漏水に該当する単独処理浄化槽を、判定に時間がかからず、浄化槽基数の多い都道府県でも対応しやすいか考える。

2) 特定既存単独の判定と諸制度の活用状況について

a. 保守点検・清掃情報の活用について

ア) 保守点検・清掃情報の活用の有無、業者との連携の有無

- 定期検査時に判定しているため、保守点検記録票・清掃記録票などもあくまで定期検査時の確認対象として見ている状況と思う。特定既存単独の判定には、保守点検・清掃情報は使用していない。

b. 法定協議会の活用について

ア) 協議会の活用の有無、議題等

- 協議会は組成していない。鹿児島県の検査機関は協会と同法人でもあり、意見等は協会に集約されて都道府県に提示されているため、協議会がなくとも情報連携のハブは持っている。

3) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他者との連携等も含む)

- 指定検査機関と共同利用している鹿児島県の台帳システムに、保守点検・清掃業者が独自に保持している台帳システムから情報をアップロードすることで収集している。
- 浄化槽法に規定されている項目について、改良が必要な箇所は2023年度に対応予定。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 保守点検のデータが管理されていることにより、保守点検業務と指定検査機関の業務について料金が二重取りされているのではないかと苦情に対して、実態をデータで確認することができるので、迅速な対応が可能になる。指定検査機関と鹿児島県が統一した回答を行うことができ、業者からの信用が得られているようだ。
- 保守点検事業者は、自身が管理している浄化槽のみ顧客情報(法定検査の受検記録等)・法定検査結果を閲覧可能である。
- 電子データは、保守点検業者の独自のフォーマットから CSV で出力し、指定検査機関が各社に対応のデータ変換プログラムを構築することで、県の台帳と連携している。なお、ほとんどの保守点検業が同じフォーマットを使っているようだ。
- 同一の浄化槽について、行政側の台帳の ID と事業者が管理している ID との一致率は 90%程度になっている。法定検査・未受検訪問の際に、両者の ID が一致していることで協会が得られるメリットが大きいと、ID の紐づけは協会主導で行っている。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 全ての事業者がシステムを有しているわけではなく、鹿児島県内の 80 社の保守点検事業者のうち 5 社は紙媒体で提出を受け、指定検査機関がシステムに手入力している状況。残りは電子媒体で対応してもらっている。

エ) 調査に回答のあった頻度で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- 2 週間に 1 回程度情報を収集している。紙で情報提供してもらう事業者の情報を入力する際に手間がかかる点がネックである。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)

- 協議会は設立していない。

b. 浄化槽台帳の精査について

ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)

- 特にない。

イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)

- 特にない。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 浄化槽の設置基数・稼働状況・維持管理・検査受検の状況等の把握に活用。使用開始報告書、管理者報告書等を電子申請で導入している。
- 浄化槽情報共有システムは、今後、保守点検業者など、鹿児島県のシステムにアクセスできる人間が増えてくると、セキュリティや個人情報の漏洩の問題が発生する懸念があるため、アクセスできる人数を制限するために紙の申請手続きを残している。建築の確認についてオンライン化の要望があるため、今後改良する要素はある。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 事務手続きの簡略化・浄化槽台帳の精緻化に効果があった。台帳により維持管理状況の閲覧も円滑に行え、検査の信頼性も向上したのではと考えている。

ウ) 個人情報保護法への対応方針

- 提出を受けた情報については、浄化槽に関する指導監督に活用する名目で県の条例については対応できているかと考えている。

4) その他

ア) 法定検査受検率について

- 法定検査受検率に関して、効率化検査を令和 2(2020)年度に導入している。端境期に当たり、年に一度検査を受けてもらうという形になっているが故に、50%という形になっていると理解している。

イ) 指定検査機関の役割について

- 指定検査機関の役割拡大に関する要望は特にない。

(7) 徳島県

1) 協議会の組成について

a. 協議会の組成について

ア) 協議会を組成した背景、組成の経緯

- 各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に構成。

イ) 協議会の組成の方法、スケジュール、関係者の収集に当たったの取組

- 令和 2(2020)年 8 月に設立。県、市町村、指定検査機関(徳島県環境技術センター)、保守点検業者、清掃業者、メーカーで構成。
- これまで通算 8 回実施してきた。年度単位の取組計画や取組成果、議題を議論している。

ウ) 協議会の事務局の運営体制について

- 事務局は県(3 名)が担っており、県としては無理のない体制にできている。徳島県環境技術センターに資料作成の一部などを依頼し、協力してもらっている。
- 市町村にはそれぞれが抱える課題等について積極的に提示してもらい、相互に意見交換してもらっている。

エ) 協議会を法定化したことによるメリット

- とくしま浄化槽連絡協議会は、法定協議会にはしていない。協議会として取り組んでいく中で各市町村が互いの取組を参考にしながら進められるようにできると良い。
- 各団体に対して強制力が無いと情報が集まらない、参加を求められないということであれば、法定化したかもしれないが、そこまでの対応をすることなく現状協力が得られているため、法定化するに至っていない。

b. 協議会の活用について

ア) 組成したことによる効果・メリット

- 市町村側も単独転換について課題意識が強いが、浄化槽管理者に転換を行うメリットが少ないため転換へのハードルは高い。各市町村が補助金の上乗せ等にも取り組んでいるが、転換基数の増加には中々つながっていない。周辺環境に支障がある浄化槽で、住民からの苦情や事業者からの申告等があった場合は浄化槽管理者に転換を依頼している。
- 市町村側も単独転換に取り組むことには前向きで、協力は得られている。
- 協議会で関係者が一堂に会して話すことで情報や事例が横展開されて、単独転換の促進につながると思う。普及啓発はそれぞれ WEB サイト、広報誌で行っているが、市町村によっては、環境技術センターに委託し、法定検査をする際に該当する単独浄化槽管理者に直接チラシを配って周知してもらっている。チラシ配布の効果はあると聞いており、行政と民間が連携した一つの成果と思っている。全市町村に取り組んでもらえるよう、今後開催予定の協議会で取り上げようと考えている。
- 協議会を組成する以前は、県と事業者がコミュニケーションを取る機会はほとんどなかった。組成により事業者と意思疎通が図れ、互いの意見・要望をすり合わせられるようになった点は重要と考えている。

c. 協議会に関するその他事項について

ア) 協議会の状況について

- 開始当初は協議会の意義について懐疑的な意見もあったが、現状では意見交換を行えるようになってきた。今年度は、年 2 回実施している。
- 市町村とも個別に打ち合わせなどしている。国庫補助事業の説明や取組状況の確認等を行っている。財政事情や議会事情によって対応を進めてもらえないこともある。そういった市町村に対しては粘り強く調整していくしかないと考えている。
- 組成当初は、5 つテーマ(維持管理の向上、浄化槽台帳の整備、浄化槽の普及・単独転換、公共浄化槽等整備推進事業、災害時の連携)に関する部会を設置し、部会ごとに検討状況を取りまとめ、年 2 回の会合で共有していた。第 3 回くらいまでは部会単位で議論を行ってから協議会を実施していた。第 4 回以降は関係者との事前のすり合わせを実施した後、協議会で議論している。

2) その他

ア) 台帳について

- 県と徳島県環境技術センターで「共同利用に関する協定」を締結し、令和 3(2021)年度及び 4(2022)年度に悉皆調査を実施した。令和 5(2023)年度も、法定検査を受けていないところ、連絡が取れないところ等は都度訪問するなどして、より精度の高い台帳とすべく取り組んでいる。さらに、二次元コードを(徳島県環境技術センターが)貼って、保守点検事業者や清掃事業者がスマートフォンで読み取り、台帳に情報を連携できるような仕組みを検討しており、令和 6(2024)年秋頃から清掃業者で本格運用を開始する予定である。二次元コードには、識別番号のみが記録されており、個人を識別する情報は含まれていない。専用のアプリケーションケーシングで読み取ることで、台帳に誰がいつ実施したかの情報が提供される仕組みで、個人情報にアクセスはできないような保護策は講じている。基本情報のみにはなるが、実績を残す意味で重要と考えている。
- 二次元コード活用に関して、徳島県環境技術センターは、情報収集手法として二次元コードを用いるか否かを県と共同で検討する立場であり、その実施については、協議会に諮っている。
- 悉皆調査は住宅地図を基に、浄化槽の設置・維持管理情報が全くない住宅・建物を把握した。悉皆調査は業者に委託発注した。
- どのように廃止になった浄化槽を把握するかが課題になっている。
- 清掃業者、保守点検業者の全てから情報を集められているわけではないため、情報収集率を上げられるよう業界にも依頼しているところ。
- 法定検査未受験者については、二次元コード貼付の趣旨を清掃業者・保守点検業者に説明してもらえないか検討する予定。二次元コード情報と台帳情報のマッチングのために指定検査機関である徳島県環境技術センターが貼っていくことは不可欠と考えている。

イ) 「指針」に対するご意見

- 現状、県では取組に着手はできていない。法定検査における不適正に対する指導は実施している。事業者からの要望も受けていない。具体的な取組を行っていないため、「指針」に対してのコメントはない。

(8) 福島県

1) 特定既存単独の判断フローについて

a. 特定既存単独の判定について

ア) 事務権限の移譲状況

- 福島県が「市町村浄化槽事務処理要領を作成する際の準則」(以下、「準則」という。)を令和 2(2020)年 3 月に策定して、市町村に共有した。なお、準則内に「指針」に基づき定めた特定既存単独の判定に関する項目がある。それ以降に周知を行ったかは把握できていない。
- 福島県の全 59 市町村に特定既存単独に関する事務権限を移譲している。

イ) 特定既存単独の判定に当たっての事務要領や規程類の整備状況

- 福島県の全 59 市町村のうち、6 市町村から事務要領を整備していると回答があり、53 市町村は整備していないと回答があった。
- 福島県が特定既存単独の判定に関するフローを整理する予定はなく、まずは市町村に準則を確認してもらうことと考えている。

ウ) 事務要領を整備している場合、具体的にどのような運用を行っているか(例:年 1 回、6 月にスクリーニングをして該当する浄化槽があるかをチェック、など)

- 6 市町村のうち 2 市町村からは、整備しているものの運用していないという回答があった。4 市町村からは、運用していない旨の回答はなかったが、「専門的知識が必要なため、指定検査機関と同行して立入検査するように事務要領で定めている」等の回答があった。立入検査の実績は見られていないため、立入検査実施までの運用には至っていない印象である。なお、準則に立入検査をする旨記載している。

エ) 事務要領を整備している場合、特定既存単独の判定に当たって指定検査機関との連携などは行っているか。行っていない場合でも、行う予定はあるか。

- 準則では、立入検査の承諾を得る際に、浄化槽管理者に指定検査機関の同行に対する意向の確認を定めている。指定検査機関の同行を浄化槽管理者に拒否された場合、11 条検査を受検している浄化槽はその検査結果に基づいて指定検査機関から助言等を頂くことになっている。また、11 条検査を受検していない場合は、浄化槽法第 12 条の 2 に基づく指導及び助言、勧告、命令をすることができる。これらの手続きを経てもなお 11 条検査を受検しないときは、職員が立入検査を実施して、浄化槽の写真を撮影し、後日指定検査機関とともに確認することが定められている。立入検査の実績は把握していないが、該当する事例があれば準則に記載の通り運用するものと思われる。

オ) 事務要領を整備していない場合、いつ整備する予定か・整備を検討しているか。整備を検討していない場合は、その要因や理由は何か。

- 整備していないと回答のあった 53 市町村のうち 7 市町村が整備を検討している。そのうち 4 市町村は整備予定時期の回答があり、そのうち最も整備時期の早い市町村は令和 6(2024)年度中に、最も整備時期の遅い市町村は令和 9(2027)年度中までに整備すると回答があった。
- 整備を未検討の市町村は 46 市町村あり、その理由は「人手不足である」「整備しなくても現状特段問題が生じていない」「整備すべきであるという認識がない」「単独処理浄化槽の状況の把握ができていない」「まずは単独処理浄化槽の所在を把握した上で、単独転換を進めることを優先したい」等の回答があった。
- (特定既存単独の判定が単独転換の契機となることに市町村の認識が至っておらず、)現在行っている単独転換の促進自体が合併処理浄化槽の普及に向けた対策であると認識しているものと思われる。

b. 特定既存単独に関するその他事項

- 特定既存単独について、市町村から特段の要望は上がっていない。
- 特定既存単独の判定には法定検査の結果が重要であるため、単独処理浄化槽の法定検査受検率が低いことが課題。
- 浄化槽の悪臭等により、修繕が必要となる苦情には市町村が対応し、市町村から管理者に苦情内容を伝えるもの。浄化槽管理者に対応してもらえない事例があったのかどうかは認識していない。
- 法定検査の受検時に、浄化槽が特定既存単独に該当するおそれがあるかどうかをその場で判断し、該当する可能性があれば所見を記載する運用方法は有効と思われるが、指定検査機関はそのような運用を受検時に行っていない(判断は市町村が行うため)。

2) 特定既存単独の判定と諸制度の活用状況について

ア) 県・法定協議会等における現状の議論

- 特定既存単独の判定に関して、事務要領を整備運用している 6 市町村から議論の有無に係る情報は収集していないが、残り 53 市町村からは議論もなかったものと推測される。指定検査機関とも議論していない。

イ) 特定既存単独の促進に向けた議論について

- 特定既存単独や法定検査受検率向上に関して検査機関と協力体制を築くことを考えると、指定検査機関が事務局を担当し、県内ほとんどの市町村が会員となっている福島県合併処理浄化槽普及促進協議会にて意見交換をすることが一案と考える。福島県は協議会の会員ではないが、浄化槽行政や補助金についての説明を例年依頼されている。

b. その他

ア) 浄化槽台帳について

- 保守点検の記録票は福島県浄化槽協会が作成したものである。
- 指定検査機関を中心に受検率の向上策を検討はしている。浄化槽台帳も、事務処理権限を移譲しているが、保守点検や清掃の実施状況を完全には記載できていない。指定検査機関は台帳を単独処理浄化槽の受検率向上策に向けて活用していないと思われる。

(9) 宮城県・丸森町

1) 特定既存単独の判断フローについて

a. 特定既存単独の判定について

ア) フローの策定の有無

- 特定既存単独の判定フローは、県での統一的な決まりはない。各市町村・指定検査機関に個別に対応いただいていると認識している。(宮城県)

b. その他

ア) 令和4(2022)年度に特定既存単独に対する措置を実施するに至った経緯や理由

- 平成30(2018)年度に単独転換された合併処理浄化槽に2件の家屋が接続していたことについて、法定検査の際に指定検査機関より指摘を受けた。町が管理者に聞き取り、改善措置をとるよう通知を出した。この浄化槽を1件の特定既存単独として回答したが、この事例は1件の家屋に1台を繋ぐべきという浄化槽法に基づく指導事例のため、特定既存単独の判定に該当しないことが分かった。(丸森町)
- 改善措置を講じる必要のある単独処理浄化槽は、管理者と保守点検業者に対して改善を求める文書を郵送する。保守点検業者に管理者を訪問してもらい、改善が終わったら町に報告してもらう。町が指定検査機関に報告し、法定検査結果の改善により対応が完了したものとみなす。(丸森町)

イ) 今後の指定検査機関の動向

- 浄化槽法の改正前は、合併処理浄化槽の導入を重視したが、改正を踏まえて、特定既存単独に対する検査結果書への記載による市町村判断を支援する内容を進めている。現在は指定検査機関が作成する法定検査判定マニュアル及び検査結果書の改訂に向けて作業しているところ。今後、県と指定検査機関の協議・県の確認を経て、法定検査判定マニュアルが確定したら市町村に展開する。改訂は令和6(2024)年度4月までには実施予定で、関連業者・市町村の周知期間から逆算して検討したい。(宮城県)

2) 特定既存単独の判定と諸制度の活用状況について

a. 浄化槽台帳の活用について

ア) 浄化槽台帳に記載の情報の活用の有無、活用方法等

- 県内市町村のシステム化された浄化槽台帳の普及に向けた直接的なフォローはしていないが、毎年、県内全市町村担当者会議において、浄化槽に関する情報提供を行っている。今後、浄化槽台帳のシステム化について周知することは可能。(宮城県)

b. 法定協議会の活用について

ア) 協議会の活用の有無、議題等

- 現在は、事業者からは協議会を組成したいという要望はない。(宮城県)

(10) 鳥取県

1) 協議会の組成について

a. 協議会の組成について

ア) 協議会を組成した背景、組成の経緯

- 当県では法定検査実施率が 50%程度であるため、実施率の向上に向けて、令和元(2019)年度の浄化槽法改正を契機に協議会を組成した。
- 浄化槽法の改正が協議会組成の契機であり、法改正が無ければ協議会の組成は難しかった。

イ) 協議会の組成の方法、スケジュール、関係者の収集に当たっての取組

- 会議 1 週間前を目途に、座長や浄化槽協会等と資料及び進行シナリオをすり合わせている。指摘点を修正した後、資料を事前に委員に配布している。
- 令和 2(2020)年度に、半年ほどかけて、協議会の組成前に向けた準備会を組成して、関係者で検討を行った。具体的には、現状の共有と課題を整理した。例えば、台帳のシステム化の内容(管理項目、システムの種類)、協議会の要綱案等を検討した。
- 指定検査機関や浄化槽協会からのテーマや資料の提供は頂けていないのは令和 4(2022)年度から引き続き課題。

ウ) 協議会の活用について

- 令和 5(2023)年度は、「浄化槽台帳に関する検討部会」は休会し、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」を引き続き開催し、「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」を新たに 7 月に立ち上げ、12 月中旬に判定部会(西部)を開催する予定。
- 協議会の全体会は年に 3 回実施している。令和 5(2023)年度は、11 月に 2 回目、3 月に 3 回目を予定している。3 回目は延期する可能性があり、その場合は令和 6(2024)年度の 5 月に実施する予定。各全体会の間に各部会を実施する。令和 5(2023)年度は、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」は年に 3 回実施する予定である。全体会 1 回目と 2 回目の間に 2 回、2 回と 3 回目の間に 1 回行う。「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」は、1 回目に全委員に参加いただき、その後鳥取県の東部・中部・西部で各 1 回ずつ判定を行う部会を予定している。これは、各所で登録する保守点検業者が異なるため。
- 「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」では、令和 5(2023)年度は試行的に、判定手順の確認をした。フローの協議、判定後の指導方法は今後の検討事項で、実際に立入検査を実施し判定する会を 12 月に予定している。法定検査で不適正となった浄化槽、もしくは法定検査未受検の浄化槽を台帳記録からスクリーニングしている。今年の立入検査は、東部・中部・西部の各地域で 10 基程度を選定し行う予定である。判定の事例を積み重ねていき、事例を基に行政

で判定できる流れを作りたい。

- 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」では、保守点検実施率は8割程度のため、保守点検業者からのアプローチにより、法定検査実施率を向上させようとしている。保守点検時に法定検査を未受検であれば、受検勧奨を行おうとしている。浄化槽協会、鳥取県、保健所設置市である鳥取市の3者で受検勧奨に関する協定を結び、令和6(2024)年度から取組を行う予定である。また、令和6(2024)年2月に協議し、令和6(2024)年4月に「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正して、保守点検事業者の取組として、受検勧奨の取組を努力義務の最上級として設定しようとしているところ。
- 「浄化槽台帳に関する検討部会」は令和4(2022)年度内に、個人情報の目的内利用として浄化槽コードを提供可能とみなすことを結論付け、令和5(2023)年度は休止している。令和6(2024)年度以降は再開し、全国浄化槽団体連合会(以下、「全浄連」という。)のアプリケーションの導入(後述)を議論する。
- 県内の浄化槽の半分は単独処理浄化槽である。単独処理浄化槽の保存状況は台帳上把握できていない。
- 漏水や破損が主要な判定項目である。現在鳥取県では、法定検査で不適性となった浄化槽は、保守点検・清掃が未実施のみによるものが多いため、令和5(2023)年度には、法定検査で不適正とされた浄化槽のうち、保守点検・清掃が未実施のみによるもの以外の浄化槽及び法定検査未受検の浄化槽をスクリーニングし検査してみることを「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する部会」にて合意した。

エ) 協議会実施の課題

- 指定検査機関や浄化槽協会からテーマを提供してもらう機会の少なさは課題に感じている。
- 会議中の市町の担当者からの発言は少ない。協議会の会長や部会長から話を振っていただき、意見を出してもらうようにしている。

オ) 協議会を組成したことによるメリット

- 協議会を組成した後の法定検査受検率の伸びは1%程度。令和4(2022)年度に台帳システムを更新し、令和5(2023)年度中に指定検査機関の紐づけ作業が完了するため、法定検査受検率の向上の効果は令和6(2024)年度以降に発現すると思われる。
- 協議会を作るまでは、個別協議で議論をしていたが、そこで議論が終わってしまい、実際にはほとんど取り組まれていなかった。協議会の組成が、関係者での議論、維持管理向上に向けた取組の実施につながっている。

2) 浄化槽台帳の「保守点検」「清掃」項目の情報収集方法

a. 浄化槽台帳の整備について

ア) 保守点検・清掃情報の収集方法(他者との連携等も含む)

- 年度始めに、事業者に昨年度の実績報告の提出を依頼し、翌年度その年の5月末を提出期限として収集している。台帳システムを導入してから、情報収集の方法は変更していない。

イ) クラウドシステムの導入効果(即時性、接続可能な範囲、情報収集への影響)

- 権限移譲市町と県の出先機関が台帳情報の入力を行っており、本庁で台帳の確認が可能である。ただし、県は、出先機関がいつ台帳に入力しているかは把握しておらず、直接確認する必要がある。入力のタイミングは統一が必要と考えている。
- 浄化槽の設置位置を画像で確認できるが、実際の位置と画像上のピンが一致しないことが多い。現地確認をせずにシステム化した(設置基数の多い市町では一部しか現地確認できていないため)影響かと思う。

ウ) 紙で記録された情報がある場合、情報の電子化方法、記録媒体の電子化の推進状況

- 一部の業者からは、独自の管理システムを導入しており、県の報告様式に合わせるのが難しいという意見があった。他にも、個人情報の漏洩を懸念している事業者もいた。対応できない事業者の数は少なかったため、個別に対応する(保健所設置市である鳥取市の管轄内での事象で、鳥取市が事業者の代わりに必要な情報をシステムに記入している)。集計結果は協議会で周知している。
- 今年度、浄化槽コードを含めた Excel を作成し様式を統一した。令和 5(2023)年度の実績報告は、Excel での対応が難しい場合に紙での報告も認めているが、令和 6(2024)年度の実績報告からは全事業者に Excel で提出してもらう予定である。現状、紙で提出をする事業者は県内で複数社あるが、令和 7(2025)年度までに予定している電子化に対応できない事業者は数社である。うち、1社は鳥取市管内のパソコンを使うことができない事業者のため今後も紙対応と聞いている。
- 事業者はどのデバイスを記録に用いているのか。環境省では、事業者の電子化情報の記録に関するガイドラインの策定も検討しており、引き続き鳥取県での進捗を確認したい。(MOE)

エ) 調査に回答のあった頻度で保守点検・清掃情報を収集するのに当たっての工夫点、困難点

- 鳥取県の西部は浄化槽設置基数が多く報告件数が多いため、提出期限の5月末には間に合わない事業者が多いと聞いている。

オ) 保守点検・清掃情報の収集について協議会の活用の有無(例:保守点検・清掃業者等との情報交換等)

- 保守点検と清掃をどちらも行っている事業者がほとんどであるため、浄化槽協会を介して周知すればほとんどの関係事業者に情報共有はできる。ただ、近頃は西部地区で浄化槽協会から退会する事業者が増えているため、協議会とは別に東・中・西で情報共有の場を設ける必要があるのではないかと検討している。

b. 浄化槽台帳の精査について

- ア) 「保守点検」「清掃」の項目において、下水道部局と連携している場合、連携の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(管轄が異なることによる難しさ等)
- 下水道接続には浄化槽の廃止届の提出を義務付けている。そのため下水道部局との情報連携はできていると考えるが、出先機関の対応事項のため、本庁では詳細を把握していない。
- イ) 「保守点検」「清掃」の項目において、地図情報・航空写真を活用している場合、活用の有効性(何件精査対象を減らせたか・精査できたか。効率は良いか)、工夫点、困難点(住所表記ゆれ等)
- 地図情報のマッピングの不一致は、権限移譲市町から意見が協議会で出てくれば検討の必要があるかと思う。

c. 浄化槽台帳の活用について

ア) 活用の有無、活用目的・内容

- 電子化することで、台帳への取り込みが容易になる。そして指導普及調査では、毎年県から市町に照会を行う作業が不要になると考えている(台帳システムが異なる鳥取市は除く。)。助言や指導を行う際も、浄化槽のコードが統一されることで関係者が容易に確認できる。

イ) 活用することで、行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット

- 全浄連のシステムを導入している。そのシステムに保守点検・清掃業者がその場で報告できるアプリケーションの追加を検討している。令和 6(2024)年度に、年度協議会で導入可否について議論する予定である。
- コードの統一・項目の整理等が現在の主要な対応事項であり、事業者と台帳の活用にまで話は及んでいない。

3) その他

ア) 「指針」に関する意見

- 事業者の判定員から、重要項目の内部設備に関して、内部の清掃後でなければ確認できない部分はどこまで調査するべきか、意見が出ていた。
- 井戸の設置状況も、どこまでチェックする必要があるか。何をもちて影響があると言えるかが判断しにくい。浄化槽周辺の定義を仮に半径 10m 以内と設定されている場合でも、確認はできると思うが、影響の判断ができるかは分からないし、今後立入件数を増やしていくことを考えると、基準とすることは難しいと思う。

5.2 浄化槽法施行状況点検検討会の議事録・議論の概要

(1) 第1回議事録

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中お集まりいただき、御礼申し上げます。以後座りながら話をさせていただく。今回は浄化槽法施行状況点検検討会を新たに立ち上げたが、背景としては2月9日に総務省から環境省へ浄化槽法の施行に係る勧告が出されている。内容は後ほど資料でも説明するが、今回の勧告のポイントは令和元年に改正した浄化槽法の施行状況のうち、特に特定既存単独処理浄化槽への指導状況に大きくフォーカスを当てている。特定既存単独処理浄化槽は、現状、鹿児島県に非常に頑張ってもらっているが、なかなか他の県には広がりを欠いているのが事実である。我々も様々な場を通じて都道府県や指定検査機関に適用の拡大に向けたお願いをしてきたところだが、今回の勧告の中で、現場のヒアリングも踏まえて具体的な論点も掲示してもらっている。今回のこの検討を通じて、我々も掛け声にとどまらず、指針の内容の見直しなどの具体的なアクションに向けて議論を深めていきたいと思っている。議論の勧告のポイントでもう一つ、特定既存単独処理浄化槽のあぶり出しの前提となる維持管理情報の行政への集約について指摘されている。特定既存単独処理浄化槽の把握や維持管理状況の把握も当然重要であり、年初以来、私は能登半島地震の対応に当たっているが、今回の震災では浄化槽も相当大きな被害に遭っており、これから復旧作業の本格化が進んでいくフェーズである。その中で、そもそも特に個人設置浄化槽の設置状況、維持管理状況を行政が把握できていないという課題が、今回の震災で改めて浮き彫りになっていると感じる。維持管理の徹底というのはこうした非常時の対応という点からも非常に重要となってくる。浄化槽台帳に情報を集約してそれに基づいてしっかり指導を行っていく、これは浄化槽法の都道府県の役割としてははっきりしている。改めてこれをしっかり機能させていくためにどういった取組が必要か、これは今後自治体や関係団体からもヒアリングをして議論を深めていきたいと思っている。スケジュールとしては後ほど説明するが、半年と少しの期間でできるだけ濃密な議論をして、先ほど申し上げた指針の改正をはじめしっかりアクションにつながるような議論をしていければと思う。委員の皆様にも忌憚のない意見をお願いしたい。
- ・ 各委員より、ご挨拶があった。

<議事>

- (1) 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について【資料1、2】
 - ・ 事務局が資料1、2について説明を行った。
 - ・ ただいまこの検討会の設置について、それから進め方ということで説明してもらった。今回この検討会の委員は、官、学、民というかなり幅広い分野から参画してもらっているのだから、それぞれの立場等を含めて議論してもらおう。実質年度ごとには切るとのことだが、9月までの5回にわたって最終的に取りまとめよう。決して長い期間を取っているわけではないが、それぞれの検討会ごとに貴重な意見を踏まえて議論を深めていきたい。今説明してもらった資料1、2について、何か質問や意見はあ

るか。質問のある方は挙手をしてもらい、オンラインで参加している先生方についてはマイクを通じて発言してほしい。(小川座長)

- ・ 依頼してもらって、事務手続きをするときにこの検討会の設置主体がどこのか、任命主体はどこのかということが気になった。あくまで検討会自体は環境省ということで、これを委託していて、その委託先から我々が委嘱されているという整理でいいか。(嶋田委員)
 - 事務局としてはその認識である。環境省が開催する検討会で、この検討会の業務委託を受けて我々のほうで行っている。嶋田委員が言ったとおりである。(MRA)
- ・ それでは、次の議事に移る。3.本検討会で対象とする取組の実施状況と、4.総務省からの勧告内容について説明してもらう。(小川座長)

(2) 浄化槽法施行状況について【資料 3、4】

- ・ 事務局が資料 3、4 について説明を行った。
- ・ 今回この検討会で議論する上での参考資料ということで説明してもらった。質問や意見があれば承りたいと思うが、さらにこれについてどんなことを議論するのかという論点や詳細な議論は、次の議事 5 の説明が終わってから時間を設けている。その旨を配慮した上で質問や意見があれば承りたい。(小川座長)
- ・ 浄化槽台帳整備の進み具合の確認や特定既存単独処理浄化槽の措置のために法定検査の結果を使う話を示されているが、この中でないものとして、11 条検査で単独処理浄化槽の法定検査受検率や受検基数に係る情報が資料中がない。これを基に議論するのが一番分かりやすい話なので、あったほうがいいと思った。(酒谷委員)
- ・ 単独検査実施率というか 11 条検査は、確か行政調査ではあったような気がする。何かそれに対する答えはあるか。今すぐ出せなくても、次回の検討会以降あるいはメール等で送ってもらってもよい。(小川座長)
 - 数値としてはあるが、本日の資料の中にはない。(MRA)
 - あるということなので、後ほど提示してもらう。(小川座長)
- ・ 鹿児島県に伺いたい。初年度で約 200 基の特定既存単独処理浄化槽があったということで、このときは旧構造と新構造の両方を含めた状態で見ているのか。鹿児島県で対象となる単独処理浄化槽のうちの 200 基というのは、何パーセントぐらいに相当するのか。全国に 11 条検査で不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は 6,000 基あるという話だが、鹿児島県の実績を踏まえてもう一度類推すると 6,000 基でいいのか、もっと増えるのか、減るのかということ伺いたい。特定既存単独処理浄化槽のうち実際に撤去されたものがあるのか。(河村委員)
 - 200 基については手元に資料がないので、ここでは答えられない。(出口委員)
 - 単独処理浄化槽は何基くらいなのか。(河村委員)
 - 単独処理浄化槽の基数は、鹿児島県では大体 10 万基を超える数がある。ただ、鹿児島県の場合は毎年法定検査ができていない状況で、令和 2 年度から効率化検査というものを設置して、そこから毎年行うように枠組みを変えたところである。令和 2 年度も全基を法定検査したわけで

はないと思う。撤去の数については、資料 3-1 の 3 ページにある令和 3 年度の 266 基のうち除却したものが 54 基、補修で対応したものが 70 基ぐらいである。合併処理浄化槽へ転換した数字は出ないが、それほど多くなかったと思う。鹿児島県の場合は漏水で特定既存単独処理浄化槽に指定しているところがあるので、漏水が止まれば次の検査で特定既存単独処理浄化槽にはならないというような感じで運営をしている。その結果補修で対応というものと、除却してもらったものと、使用していなくて休止というような形で行う数値も出ている。合併処理の浄化槽に転換したものはそれほど多くなかったと思う。(出口委員)

- 今のルールだと全て除却、転換ではなく補修も認めている。特定化されたとしても全てが除却や転換に移るわけではなく、補修で可能であればよしとしている。そういう意図だと思う。(小川座長)

今の点に関連するが、指導、勧告、助言を行った後に、言うことを聞いてくれない場合には勧告や命令の手続きとなっていくわけだが、そこまで行っているものがあるのか。もともとこの仕組みは空き家法を参考しているものと思われるが、あちらの場合は、特定空き家に認定されてしまうと固定資産税が数倍になってしまうなど、かなり経済的なインセンティブが働くことになるので、実効性が期待できる。しかし、浄化槽法の場合、そういうインセンティブが十分に組み込まれていないのではないかと思う。下水道への接続義務がなかなか守られないということが現場の悩みとして語られてきたが、浄化槽法に基づく特定既存単独処理浄化槽についても、「高齢者であと何年生きるかわからない」、「どうせ先が短いから何十万円もかけられない」ということで、同じようなことが生じてしまうのではないか。浄化槽法の場合、経済的インセンティブがない中で、浄化槽管理者に指導まではできても、それに従ってくれない場合、それ以上の対応を行うことは難しいように感じた。実際のところどうなのか。現場実態を伺いたい。(嶋田委員)

- 特定既存単独処理浄化槽に指定された場合は、まず文書による指導をしている。嶋田委員が言ったように勧告や命令などをどうすればいいのかは悩ましいところである。やはり高齢者の方が多く、単独処理浄化槽を設置してから長いところでは 30 年や 40 年経っており、そういった方々が今十分に収入はあるのか、変えられるだけの財政力があるのかということもある。一応文書で本人の意識を変えてもらうという観点で指導している。(出口委員)

今勧告の話まで行ったが、その手前ぐらいで一つ伺いたい。特定既存単独処理浄化槽に判定することにハードルがあるのか、ないのか。例えば「重大な支障が生じるおそれがある」という法令文があるのでこれに沿うとして、保守点検をしていない、清掃していないものが単独処理浄化槽で 40%、50% ある。これは当然おそれがあり、漏水なんて当たり前で重大な支障を生じるおそれがある。それを判定して、指導勧告することは当たり前の話だと思う。例えば行政として判定するときのハードルがそこにあるのか、ないのかを感触として伺いたい。例えば田川市や宮城県等の行政として、何かそこにハードルが生じるのか。例えば勧告命令まで行くと告訴やいわゆる裁判沙汰なども考えなくてはいけなかもしれないが、判定は別にどうってことない、そこで指導や助言をするまではと思う。そのところはどうか。(酒谷委員)

- 鹿児島県の場合は、漏水イコール特定既存単独処理浄化槽ということとしている。我々はハードルを少し下げているというか当然であるということで、そういう形にしている。(出口委員)

- 宮城県の場合は、特定既存単独処理浄化槽の判定は県内の市町村に権限移譲している。市町村の話を知るところによると、特定既存単独処理浄化槽を判定する上での指針等は出ているものの実績がないというところで、なかなか対応が難しい。一方で指定検査機関のほうは、課題認識もあり、そこは指定検査機関や県内市町村と連携していきたいところである。現在はなかなか実績がないというところで二の足を踏んでいる状況である。(伊藤委員)
- ・ 各市町村と検査機関との間で判定が行われれば、当然県としてもそれに対応するというふうに理解していいか。(小川座長)
 - そういった理解で大丈夫である。(伊藤委員)
- ・ 判定をして指導等をした場合に、結論が出る、解決するまでにどれぐらいの期間がかかっているのか。なぜかという、行政が言った後に最後まで確認しないと、あとは誰が言っても対応されなくなってしまう。最後まで言ってほしいという思いを持って尋ねている。(上田委員)
- ・ 例えば検査で確認されたらその都度最終的に判定してしまうのか、ある期間をまとめてなのかということだと思うが、どうか。(小川座長)
 - 鹿児島県の場合は、漏水があれば指定検査機関が特定既存単独処理浄化槽の措置をするという形を取っている。県のほうに出されるが、それを県のほうも特定既存単独処理浄化槽ということで認めている。上田委員が言ったどのぐらいかかるのかというところは、指定検査機関と清掃・保守点検業者と協力をしながら、一番身近なのが保守点検業者であり、そういったところと連携しながら話をする。また、行政側は文書で出している。令和3年度はそういった形で幾らか対応できたが、これからは上田委員が言ったようにそのまま放っておくといったら変だが、そういったものが増えつつあるというような話も指定検査機関から聞いている。そこは行政として悩んでいるところである。(出口委員)
- ・ 田川市としては、今の件で何かあるか。(小川座長)
 - 田川市のほうでは、具体的に検査の業務は行っていない。(廣末委員)
- ・ 要するに福岡県の場合は、県の浄化槽協会と県の間で実施していると理解してよいか。(小川座長)
 - その通りである。(廣末委員)
- ・ 今の点は大変興味深い点で、他の行政分野だと「重大な支障が生じるおそれがある場合」というのは非常に判定が難しく、なかなか執行が難しい。附則11条1項は、助言または指導をすることができるという条文であり、ハードルが低いので、問題は生じないと思う。ただ、ここから先に進めるかどうか心配なところである。附則第11条第2項では「相当の期限を定めて改善がなされないと認めるとき」には勧告できるとなっているが、その「相当の期限」とはどのぐらいというのがはっきりしないと勧告まで行きにくい。なおかつ、第3項で「特に必要があると認めるとき」には相当の期限を定めて、その措置に係る措置を命ずることができるとなっている。この場合も、具体的にどういう状況であれば、「特に必要があると認めるとき」に該当するのかがはっきりしないと、絶対に動かないだろうという感じがする。そうなってくると、恐らく行政指導を繰り返すということになりがちになってくる。行政指導が有効に働くかどうかは、一つには、執行体制次第である。先ほど話があったように、全国で、検査関係の部分を事務処理特例制度、地方自治法に基づいて市町村に移譲しているところも少なくないのではないかと。今はどうなっているかわからないが、私が調べた昔の状況だと、大体片手間で仕事をしていて、

浄化槽について特に熱心に行っているという自治体は皆無であった。今状況は変わってきているかもしれないが、それでも人員が非常に厳しい中で丁寧な行政指導は恐らくできない。結局は放置状態になってしまうのではないかと危惧する次第である。(嶋田委員)

- ・ 少し細かい部分になってきて次の議論のほうにむしろ関連すると思うので、そちらに移った時点で話したいと思う。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽のルールづくりに関して協議会や浄化槽台帳を除いて、徳島県として指定検査機関としてどういったルールづくりをしているのかが3点ほどある。皆さんが言っているとおり、浄化槽法の法定検査の結果、漏水に関してもそうだが、徳島県としてのルールづくりとして2年連続の水質負荷、BODなども考えている。浄化槽台帳の情報は設置情報や維持管理情報、先ほどから問題になっている新構造基準や旧構造基準、平面酸化、全ぱっ気などを割り出すような形を取っている。もちろん今後は特定既存単独処理浄化槽になり得るものとして定期的に県への報告をして、現在は全体で約900基はこれから出てくだろうと考えている。徳島県は約20万基の浄化槽があるうちの約12万基が単独処理浄化槽であり、残りが合併処理浄化槽である。その中でこれを行うことによって、年間に全体で約900基出てくだろうと想定している。2点目として、県による対象の選定、立入検査の実施に関しては、選定基準として指定検査機関からの報告、11条検査はもちろん報告を含む。先ほどから話があるように、近隣住民からの苦情、クレーム、漏水も含めて、あとは保守点検業者、清掃業者からの維持管理の情報も浄化槽台帳システムの中から出てくる。放流先や放流水の水質規則の有無も条例等によって基準として考えている。立入検査としては、指定検査機関とともに立入検査を実施するというルールづくりをしている。特定既存単独処理浄化槽とすかどうかの確定診断をどうするかという、そのまま放置すれば生活環境保全及び公衆衛生上重大な支障が認められるかどうかを考えている。3点目は県による特定既存単独処理浄化槽への対応で、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を取るような指導、勧告、命令に対して、除去、補修、付帯設備の交換などを考えている。先ほどからの罰則の話について、徳島県としての考え方は特定既存単独処理浄化槽への措置については強い力を行う行為となることから、浄化槽法の罰則規定と同様に慎重な判断が必要というふうに認識している。その理由においては、過去に罰則規定の適用について議論をかなりしてきた。適用された場合に何が一番重要なのかという、不公平感が多く指摘されてきた経緯が過去にあった。こうしたことから、まずは県内全ての浄化槽の設置状況を把握することが必要だということで、今後議論されていく浄化槽台帳整備を完了させることがまず必要であると考えている。あとで話すが、徳島において浄化槽の維持管理状況を早く把握するために、我々としてはDXの導入をいち早く行った。徳島県とともに、2月13日にキックオフイベントとしてDXの導入を行ってきた。このことにより全ての情報を得ることによって、徳島県は24市町村あるが、DXを導入したからといって全てが集まるわけではない。しかし、浄化槽台帳システムを行うためにいち早くこと提携をしたかという、20万基ある浄化槽のうち半分は我々指定検査機関で把握することができて、情報を得ることができる。残りはどうするかという話になってくるが、残り一番密着しているところは清掃業界であるというふうに我々は指定検査機関として考えた。キックオフイベントに関しては、県内全ての清掃業者の代表者の方に来てもらい理解してもらった。さらに、業界の人たちだけでは少し難しいので、徳島県にある24市町村の行政の皆様にも来てもらった。これは後ほど話をしたが、協議会を通じて行っている。業界を通じて行政も含めて、さらに広報活動を行うことによって面整備ができる。

そのことによって、初めて罰則規定などが可能になってくると考えている。全てのことを網羅できる面整備ができて初めて、徳島に限ってだが県民の皆様の不公平感がなくなってくると考えている。既存単独処理浄化槽の設置の考え、この転換はなぜかという、徳島県は汚水処理人口普及率が21年連続で最下位になっている。これを打破するためにどうするのだということで、汚水処理対策会議で私は徳島県で委員に出してもらっているが、必ず汚水処理人口普及率を上げてみせると約束をした。そのためには業界の皆様、行政の皆様、県の皆様、国の皆様全員の協力が必要であるということに訴え続けている。その中で、特定既存単独処理浄化槽の転換をどうするのだという形でルールづくりも今のようにつくった。当然今後面整備が全て終わったら初めて罰則規定が生きてくるのではないかなと思うが、やはり単独から合併処理浄化槽に転換するためにどうするのだと、特定既存単独処理浄化槽はまさにそのとおりだと思っている。キックオフイベントが2月13日、我々は3月からDX、先ほど話があったQRコードを貼ることによって全ての情報の面整備ができるように考えている。そうなってくると初めてこの問題に行き着いてくると思う。今の徳島県の特定既存単独処理浄化槽に関するルールについては以上である。(田村委員)

- ・ 大分各論に入ってきた意見だと思う。総括的にはほかにあるか。(小川座長)
- ・ 浄化槽台帳に関して行政に聞きたい。資料3-2の表2-2に10数の都府県があり、県が加盟している協議会があるのは福岡県だけだが、他の都府県について県は協議会に加入していないのか。少し異常な感じがした。(河村委員)
 - ここに書いてある都府県については、県が加盟している協議会はない。例えばここに書いていない埼玉県などは県が加盟している協議会がある。(MRA)
 - 県全体でカバーできない、あるいは情報を集約できないということか。(河村委員)
 - その役割を協議会に求めているかどうかということもある。(MRA)
 - 行政は行政として協議会と連携しながら、情報を交換しながら行っていくことはできるということか。(河村委員)
 - そういうこともある。特に資料3-2の表2-2で鹿児島県に丸はついていないが、法定の協議会を令和2年に法定化した、それを行う以前からそういうものを扱う仕組みはあるから、我々は要らないというふうに見える自治体や都道府県も多い。ここで書いてある協議会は協議を行う協議会がある場合に丸をしているという認識である。(MRA)
 - もしそうであれば、今後の議論の中で、この協議会とは別に都道府県が浄化槽の全体の管理や情報集約をどこで行っているか、合わせて示してもらえればリンクができると思う。(河村委員)
- ・ 法定協議会との絡みでも、次の議論に関わってくるのではないかなと思う。(小川座長)
- ・ 資料で違うと思うところがある。資料3-2の3ページで、富山県の地図情報が使えるかどうかは、住宅地図を使って行っているのだから使えるはずである。刊広社という地元の地図業者と契約をして、住宅地図を使って見られるようになっている。(上田委員)
 - 承知した。そこは修正したほうが良いということか。(小川座長)
 - そうだ。(上田委員)
 - 徳島県も加盟はしているので、また改めて情報を出すようにしておく。(田村委員)

- ・ これからの議事がメインになる部分である。課題の整理や対応策の方向性検討について、資料 5 で説明をお願いしたい。(小川座長)

(3) 課題の整理や対応策の方向性検討[資料5]

- ・ 事務局が資料 5 について説明を行った。
- ・ 議論に移る前に、ただいま説明があった特に資料 5 について質問を承りたい。ここが分かりにくい、ここを入れたらどうかなどの意見で結構である。ないようなので、順次全体的な議論のほうに移りたい。私のほうから 1 点だけ、総務省から勧告が出たということは、最終的に検討した結果を総務省側に返さなければいけないのか。(小川座長)
 - 今回の浄化槽法の施行状況点検に限らないが、総務省の行政評価局から勧告を出した場合は、そのフォローアップの手続きがある。具体的な時期などは今後総務省と調整するが、いずれかの段階で勧告に対して環境省として何をしたら、総務省に対して返す作業が発生する。(環境省)
- ・ 承知した。総務省側に返すということを前提として、議論を深めていってほしい。その点を踏まえて次の具体的な議論のほうに入りたいと思う。議論してほしい点は資料 5 のほうに大筋はまとめられていると思うが、やはり中心となっている課題は特定既存単独処理浄化槽に対する扱いである。それにも関わってくると思うが、浄化槽台帳整備についてである。先ほどのいろいろな資料の説明を聞くと、単なる設置情報だけの台帳になっていることが多くて、例えば先ほど田村委員のほうから DX 化等を含めたような将来的な課題も定義してもらったが、デジタル化も含めていろいろな情報を入れることが本来求めている台帳である。しかし、実態は設置情報にとらわれ過ぎているような気がする。そういったことも含めてそれぞれ議論してほしい。まずは特定既存単独処理浄化槽の措置に関する指針について、資料 5 にある課題と対応策を中心に議論を進めていきたい。(小川座長)
- ・ 資料 5 の「3.現状を踏まえて想定される個別論点について」の、一つ目と二つ目の丸について意見を述べる。まず一つ目の「特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくことに関しては、判定プロセスや基準に関して環境省指針の見直しをすべきか」という議論については、指針の見直しが必要と考えている。理由としては、教育センターのほうで特定既存単独処理浄化槽の手引きというものを、法律ではないが、令和 2 年 3 月に作成した経緯がある。ただ、大臣決定がなされた後での手引きだったので、その内容に基づいた手引きでなかなか浸透されず、当センターの啓蒙活動が低かったということもあると思うが、非常に手引きとしても作りにくい形になったという事実がある。そういった意味で、もっと分かりやすく指針の見直しを行うべきだと考えている。これは二つ目の「漏水がある場合にはそれをもって」というようなことも当然あると思うので、一つ目と二つ目を踏まえた形で見直す必要があるのではないかと考えている。(古市委員)
- ・ より具体的ないわゆる定量化、基準的なものをつくっていく必要があるだろうという意見だと思う。私も一部関わっているが、今これに関連しているような形でいろいろな検討会が既に各団体で行われている。その中でより基準の定量化をしようという動きもある。ここではそういう一つ一つの細かいことというよりは、考え方としての議論をしていきたいと思う。その旨で発言をお願いしたい。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の仕組みを機能させていくためには、指定検査機関や業界団体の協力がとても大事だと思っている。ただ、先程も申し上げたが、それと同時に、市町村及び都

道府県の体制がしっかりとできない限りは、結局いろいろな検査報告を受けても具体的な行政的対応は十分できないのではないかと。そこもぜひ論点として加えてほしい。また、今回の検討会で想定されている議題の範囲を超えてしまうかもしれないが、先ほども申し上げたように、特定既存単独処理浄化槽の認定の仕組みは、空家等対策特別措置法から学んだと思うが、インセンティブの面やいろいろな部分で不十分ではないかということがある。そこを議論に加えることも考えてもらえると、この仕組みの実効性が高まっていくのではないかと気がしている。漏水をもって認定するということが自体はよいと思うが、逆に補修で終わってしまうとなると、私の認識ではそもそも問題としては単独処理浄化槽ではなくて合併処理浄化槽に転換していくことが本来のあるべき姿なのに、そこでとどまってしまうような感じがある。そうならないように考えていかなければいけない。地域に管理を任せて個人ではなく地域で管理する、あるいは、田川市で行われているように、行政が公的に管理するなど、抜本的なあり方も考えていかないとこの問題は解決しにくいのだろうという感じがしている。できれば幅広く議論してもらえるとありがたい。(嶋田委員)

- ・ やはり行政との関わりが非常に重要だという意見だったと思う。(小川座長)
- ・ 参考資料にある指針を十分見ずに発言をして、間違っていたら申し訳ない。特定既存単独処理浄化槽と、次に議論がある浄化槽台帳等を何かリンクさせるような方策を提案するべきである。どちらにも相乗的に効果があるような形で、浄化槽台帳を使えなければ積極的な意味が弱まる。具体的な提案はできないが考えてほしい。(河村委員)
- ・ どうしても浄化槽台帳とのリンクは避けて通れない、どちらが先なのかといってもいいくらい非常に重要な部分だと思う。(小川座長)
 - まさに保守点検、清掃情報、特に法定検査未受検の浄化槽や法定検査を受検している浄化槽の台帳整理は行いなさいという話だと思う。今の手がついていなくてなおかつ課題として取り上げられている浄化槽台帳に関して、その部分を特定既存単独処理浄化槽の判定というか近いところまで持っていくためにどういうことをしていったらいいかというのは、まさにこれからいろいろところで仕組みをつくっていくべきものだと思う。どういったものであればいいのか、事務局のほうでも当然今後いろいろと提案させてほしいが、ぜひこういったものをつくり上げていくべきだという議論をしてもらえるといいと思う。今もってなお、そこまでできるような仕組みが国内で逆に言うと見られていないということである。特定既存単独処理浄化槽という判定を出したとしても、特に法定検査が未受検で、具体的にはどういうものだったかということ、明らかに苦情があるとか措置をせざるを得なくてそういうふうになっているなど、若干特例的に判定しているようなケースしかない。そういったものは当然行うべきなのだと思うが、それを例にして仕組みなどを考えていくのはまた少し違うのかもしれない。(MRA)
- ・ 蛇足で申し訳ないが、基本的に特定既存単独処理浄化槽の話は、最終的には全体の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとか、あるいは無くそうかということの一つのステップだと思う。浄化槽台帳とのリンクなども念頭に置きながら、最終目標を想定しながらお願いしたい。(河村委員)
- ・ 目標は単独処理浄化槽をいかに減らしていくかということなので、単に特定化するだけが目的ではない。そういった面でも議論を深めていきたい。確かに未受検者が多いと結局この情報も上がってこない。本来、特定既存単独処理浄化槽として対象となるような浄化槽が、検査を受けていなかったため

に上がってこないというものも恐らく相当数あると思う。当然下水道エリアにもまだ現実的に単独処理浄化槽が残存している。そういったことも含めると、より精度の高い台帳整備が求められると思う。(小川座長)

- ・ 本日は参加してもらっている人数が多く、発言の順番が回らない可能性があるということだけ最初に了承してほしい。ほかの方が発言されているときに、次に発言したいところがあれば名札を立ててもらえれば事務局のほうで見るようにする。オンラインでは手を挙げていることが分かる。ぜひそのような形をお願いできればと思う。(MRA)
- ・ 私もつい見過ごしてしまう可能性もあるので、そのときは強く言ってほしい。(小川座長)
- ・ 皆さんと情報共有をしたい。特定既存単独処理浄化槽の判定をする上で、法令上の仕組みとして法制度上は11条検査を、指定検査機関の結果を使うことになっているのか。11条検査はいわゆる環境上、公衆衛生上大きな影響のあるような浄化槽は、別途、特定既存単独処理浄化槽とは関係なく罰則につながっているような規定になっている。それと特定既存単独処理浄化槽はどう関わっているのか。先ほどから11条検査の結果を使えばいいという話をしているが、本当にそうなのか確認しておきたい。もう一つは、先ほども少し言ったが、法令は公衆衛生上や環境上重大な支障が生じるおそれがあるという非常にアバウトな基準になっていて、こんなものはお題目でどれだけ唱えてもしょうがないので、それを具体例にしようという話になっているはずである。指針は、結構具体的な中身になっていると思うが取り組まれないのはどうしてなのだろうということ、最初に判定にハードルがあるのかと聞いた。ハードルになっていないが動かないのであれば、どれだけ議論をしてもしょうがない。どういうハードルがあるのだろうか。勧告はきつとあるが、助言、指導にそんなにハードルがあるのかということを確認したかった。そうでないと、どこまで具体化しても動かないということになる。(酒谷委員)
- ・ まず11条検査とのリンクの件だが、事務局のほうで回答をお願いしたい。(小川座長)
 - 参考資料2として、環境省から出されている「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」という資料をつけている。この指針の中で、あくまで位置づけということだが、第2章の特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方がある。6ページ目の「2.特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報」として、「特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。」と書いてある。その中でも7ページ目の頭に、「都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。」と書いてあるが、あくまで参考となる考え方として示されているものなので、必ずしもそれをしなければならないという示し方にはなっていない。(MRA)
- ・ 今の点で、浄化槽法49条第1項、第2項などで、第7条第1項及び第11条第1項本部の水質に関する検査の実施状況は、浄化槽台帳に記載するものとして上がっているの、これは本来必須だと私は理解している。(嶋田委員)
 - 浄化槽台帳に搭載する、ないしは都道府県としてその実施状況を把握するというのは義務として、嶋田先生が言ったとおり書かれている。他方で、特定既存単独処理浄化槽の措置という判定を必ず11条検査の結果を使って全て行わなければならないかということ、逆に言うとそういう指針にもなっていない。ただ、当然のことながら法定検査結果、11条検査の結果が一番重要だと

というような書き方になっている。(MRA)

- 指針の中でも明確に 11 条検査との位置づけはされているが、それ以外でも判定はできるという趣旨になっている。(小川座長)
- ・ 法律について、指針を作成したときには法律できちんとひもづけできていないということ。もう一つは、行う主体があくまで行政なので、実際の現地の検査を任せるのは例えば医者や獣医師であるということで、指定検査機関という位置づけが大臣決定の中ではなされていないことも多々ある。これは各都道府県がどういうふうに判断するのかということの中で、既に連携が必要だということは書いてあるが、検査員という枠を見てしまうと指定検査機関の人がそのままできるというイメージに取れないような印象があった。もし私の認識が間違っていれば意見がほしい。(古市委員)
- ・ 徳島県では、11 条検査は令和 4 年度だが 62.2%というふうになっている。特定既存単独処理浄化槽においては確かにこれを指針にして行おうとしている。残りはどうするのだということで、先ほど話した DX 化することによって 2 次元バーコードリーダーを技術センターが作成して、それを徳島県に全て譲渡した。そのことによって徳島県の記章をつけてもらい、徳島県の DX の 2 次元バーコードリーダーとすることができた。11 条検査の 62.2%、残り約半分を誰がどう貼るのだという話をしたので、そこで業界の皆様をお願いをした。ただ、業界の皆様だけでは不足になるので、24 市町村の行政の皆様にも広報活動をお願いしている最中である。そのことによって全ての面整備ができるので、それによって判断していく。これからその判断をどうするのか、ここにあるような“おそれあり”などを少し考えていけばいいと思う。指定検査機関だけでは少し難しいと我々も考えているので、県の記章をつけることによって県のマークになった。業界の皆様にも県のマークをそのまま貼らせるのかということも課題になっている。そのためにキックオフイベントを 2 月 13 日に行ったので、代表者の皆様にも協力してもらい、市町村の方に協力してもらって全ての面整備を行っているところである。(田村委員)
- ・ やはり行政とのリンクが重要だと思う。(小川座長)
- ・ 話を聞いてきて、鹿児島県、徳島県、福岡県は、特定既存単独処理浄化槽では先進的に行っている県である。この協議会で話をするのは他の県、例えば茨城県は申し訳ないが 1 基も指定していない。なぜかという、どうやってその情報を集めてくるか、何を基準にして指定したらいいのだというふうに他の県も含めて迷っている。そのぐらいのレベルから考えていかないと、いきなり高いところまで行ってしまったのでは皆ついてこないと思う。本当に全体視した意見の立場になってこの検討会を進めていかないと、結論が出たときにあまり高いレベルでは現実的に動かないのではないかと。例えば鹿児島県で漏水しているから指定するというが、全国に行ったときに恐らく漏水だけでは難しいのではないかと。BOD を少し追加して基準にしていると思うが、ただ漏水だけで指定するというのはなかなか全国的に難しいのが現実的な話ではないかと思う。少しレベルを下げていかないといけないのではないかと個人的には思った。(成田委員)
- もちろん全国的に実効性のあるものとして議論していかなければいけないということで、貴重な意見だと思う。その点も踏まえながら進めていきたい。ただ、実際 1 月に鹿児島に行く機会があったので、指定検査機関の方から特定既存単独処理浄化槽についていろいろと議論をさせてもらった時間があった。やはり指定検査機関と県が非常に密接にリンクされていて、指定検査機関が検査した結果をうまく行政が生かすという密の関係がある。その結果として、鹿児島県で

は特定既存単独処理浄化槽が211基が進んだ、他県では進まなかった最大の要因ではないかと思う。先ほど茨城県の例も挙げたと思うが、茨城県もそういう意味で指定検査機関と県との間の関連性を強化することによって、特定化もより進みやすくなるのかもしれない。私の個人的な意見だが、そういった点も議論の対象になると思う。(小川座長)

- ・ 先ほどの成田委員の発言に確認だけさせてほしい。漏水だけだと多くの都道府県では判定が難しいのではないかと考えた理由があれば教えてほしい。漏水していたら十分に法令上のいわゆる“おそれがある”に該当するのではないかと考えた。(蛭江委員)
 - きれいな水が流れている可能性もある。(成田委員)
 - 処理水槽から出ているということか。それも消毒されていない。消毒槽から漏水しているというか本当のアウトレットのところか緩んでいて、そこから漏れている以外は何かしら最終処理水ではないものが出てしまっているというふうに捉えるのが自然だと思った。(蛭江委員)
 - 結局は、この「生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態」というのが明確にならないということだと思う。(成田委員)
- ・ 私の見方は、逆に“おそれがない”もの以外は全部“おそれがある”という意味だと思う。先ほど酒谷委員が言っていたが、どこにハードルが本当はあるのか。今の話だとすると、何かいろいろな基準を明確化したり定量化したりしても、こうやってこうなったら必ずこうしろというふうに法律に書いていない限りはできないと、なかなか心理的なハードルがあるように見受けられた。空き家の話などと並べてみたときにおかしいのかどうかは分からないが、酒谷委員が言っていたように、そもそも法定検査を受けていないものは“おそれがある”と言われれば、そうなのだろうと。そうすると、判定すること自身はもっとハードルを下げていろいろなものを判定して、そこから助言はするし指導はするが勧告するところまで行くかどうかは浄化槽管理者とのやり取りであるというほうが、進めやすいかもしれないと思った。逆に言うと、もしかしたら判定しているのに動いていないということが、すぐ自治体にとっては厳しい状態になってしまうのだとすると、判定したのに動いていないのはどういうことだとなってしまうことが問題かもしれない。その辺りは捉え方が整理されていると、どう動いたらいいかということが分かりやすくなってくると考えた。(蛭江委員)
- ・ 現場サイドに言わせると、特定既存単独処理浄化槽を指定することによっていろいろなリスクが管理者に生まれるので、判定することが一検査機関としてはなかなか難しいところがあるのかもしれない。(成田委員)
- ・ ただ一方で、単独を減らさなければいけないということがまず主目的にある。いいのだということではなくて、全体としてはまずは単独処理浄化槽をいかに減らすかということに対してのいろいろな措置の一環として、この特定化がある。そのところは共通の認識を持ってほしいというのは私の願いでもある。(小川座長)
- ・ 現場では「重大な支障が生じる『おそれ』」ではなくて、「重大な」というところに着目して解釈されてしまう可能性が高い。もしこれが、単に「公衆衛生上支障が生ずるおそれのある状態」であれば、恐らく執行しやすくなる。ただ、「重大な恐れ」となったときに、「重大」と言えるかどうかを考えてしまい、厳格な対応をしにくくなるのだと思う。(嶋田委員)
- ・ 重大なという言葉も、より定量化をしておく必要があるということか。(小川座長)

- 現場では、「重大な」という言葉が入ってしまうと重く受け取る。(嶋田委員)
- ・ 恐らく「重大な」という言葉は、公衆衛生上の問題だと思う。(小川座長)
- ・ 少し話題がずれるかもしれない。特に 11 条検査の話がいろいろと出ているし、総務省の勧告の中でも法定検査を重視しろということが出ているが、よく分からないことがある。この 11 条検査なり 7 条検査の結果を見られる人は誰なのか。具体的にそれを見て活用することができる権限のある人は誰なのか。全浄協に登録する浄化槽について実地調査などをするとき、実地調査だけでは情報が得にくい。全国にある法定検査の結果が利用できれば全体が分かる。ものすごくお金をかけて人手をかけて得ているビッグデータを、誰が使えて誰が見られないのかがよく分からない。あるレベルの公共性のあるところがそれを使えるようにしてもらえれば、世の中は非常に進みやすくなると思う。そういうことで、ずれるが伺いたかった。非常に重要な問題だと思う。(河村委員)
- 基本的に都道府県は必ず法定検査の結果自体は確認できるという状況にある。権限移譲ないしは保健所設置をしているところも見られるであろう。加えて浄化槽台帳整備や権限的に各基礎自治体である市町村等にその権限が付与されているようであれば、その市町村も見られるであろう。ただ、その権限移譲の状況は都道府県によって異なっている。そこまでの詳しい調査はしていないが、協議会等を組織してその中でどこまでの情報を共有するかといったことを協議会の中で決めていけば、その協議会の中の構成員に関しては法定検査結果に対してアプローチすることは可能になるだろうと思う。(MRA)
- ・ 例えば先ほどの各自治体とリンクしている指定検査機関というのは分かるが、全浄協という組織が全国の情報を指定検査機関から、あるいは幾つかの指定検査機関からルール上情報を得ることができるのか。指定検査機関の全国団体は確かなかったと思うが、例えばその代わりとして何らかの機関あるいは組織がデータを集約して、そこが全国レベルの情報を提供できるのか。各都道府県とその市町村とそれにリンクする指定検査機関の関係は何となく分かるが、そうではない全国的な情報へのアクセスについてはどうすればいいのかという疑問である。(河村委員)
- 現時点では全国組織がないから難しい。(小川座長)
 - 現状ではこうなっているとかが、こうするということはすぐにはお答えできない。河村先生が仰っているのは、全国各地の法定検査結果をビッグデータなどで分析すれば、こういうものが特定既存に指定するべきものだという傾向や判断基準が見えてくるのではないかという趣旨か。(環境省)
 - 全国に小型の登録浄化槽があるが、登録浄化槽に対しては実地調査としてフォローアップがある。それに対してお金がかかるし人手もかかるが、同じようなことを全国で指定検査機関が行っている。その全国のデータを集約すれば、いろいろな浄化槽の機種に対してどういう性能があるかということが一目瞭然で分かる。日本全国にある法定検査結果を集約できるような形で使えないかというのが主眼である。(河村委員)
 - 特定既存単独処理浄化槽とは必ずしも限らないのか。(環境省)
 - 全般である。(河村委員)
 - 恐らく次の議論にも結びついてくると思う。(小川座長)

- 浄化槽のビッグデータの議論は、前回の法改正で浄化槽台帳を義務づけたときにもあった。浄化槽台帳の整備が行き着く先にはそういうデータ活用があり得るのではないかと思いついてきた。正直まだそこまで実態が追いついていないということで、浄化槽台帳のデータを精緻化すれば将来そういう活用というか制度上の整理をつければあり得ると思うが、今はそれに見合うだけの中身が各地域の浄化槽台帳にはない。(環境省)
 - 細かい議論は難しいと思うのでこの検討会では行わないが、一つの視点としてそういうものも使わないともったいない。総務省の話だと法定検査結果を使うように言っているのだから、使えるような形にする必要があると思う。(河村委員)
 - 総務省の特定既存単独処理浄化槽の判定については、ある程度マイクロな論点で議論している。大きい方向性として台帳の整備の行き着く先に、ビッグデータ的な活用は議論としては十分あり得ると思う。(環境省)
- ・ 特に県行政の方にも聞きたい。先ほど酒谷委員も言っていたが、単独処理浄化槽の 11 条の受検率が例えば 10% のようなところの中で、そこだけ特定既存単独処理浄化槽だと指導することに対する公平感から指導しにくいところが、実体的なハードルになっているのではないか。それが気になっていることの一つである。二つ目は鹿児島県の話で先ほどあったが、指導するといったところで補修するだけとか合併処理浄化槽に変えるなどいろいろな方法があって、その指導に対して措置の誘導のようなものはあるのか。先ほど小川座長が合併処理浄化槽に変えることが目的だという話をしたが、措置の誘導の中で合併処理浄化槽に変えるようにという話を誘導しているのか、指摘しているだけでこれは特定既存単独処理浄化槽勧告であり何かの措置を取ってほしいというレベルで収まっているのか。そこを事例として紹介してもらえるとありがたい。(山崎委員)
- ・ 実際に鹿児島県では措置の事例がある。出口委員、未受検者との公平性や合併転換への誘導が実際にされているのかどうか。その点を踏まえて回答をお願いしたい。(小川座長)
 - 鹿児島県でも全部の単独処理浄化槽が受検しているのかは把握していないが、ほぼしていると思っている。判定の不公平感というところは、鹿児島県の場合は合併浄化槽への転換、そういった単独浄化槽の除却を考えている。指導に当たっては、まずは合併処理浄化槽への転換を進めているところである。ただ、やはり個人の負担などもあるので、今の状況の補修や先ほども言ったように使っていない浄化槽については停止してもらって、休止するなどの話をしている。住民の方から相談があってどうすればいいのかということに対しては、まずは合併処理浄化槽への転換である。しかし、それぞれの事情があるということであれば、今の環境に著しい影響を与えることに対する措置というような形で補修の話をしている。(出口委員)
 - 一つ目の話で、単独処理浄化槽の法定検査率が低くてもその情報に対しては行っていく、そこは事実上のハードルにはなっていないということか。(山崎委員)
 - 鹿児島県だからだと思う。他の自治体では厳しいかもしれない。(小川座長)
 - 私の知っている県でも 10% なので、10% を対象に指導していいのかということは事実上のハードルになっているような気がした。その辺が問題なのかもしれないと思った。(山崎委員)
 - 山崎委員が質問された、誘導的なところで一つ紹介する。今回ヒアリングしてきた中で、特定既存単独処理浄化槽の適用実績の話聞いていて、ある県が特定既存単独処理浄化槽の適用

を考えていて、その管理者にあなたのところの浄化槽の管理状況が適切でないという話をした。その結果、自発的に除却か転換を行ってもらえたので、法律上の指導件数としては上がってこなかったが対応してもらえた案件があるという話もあった。やはり各都道府県にしっかりと適用する前提で考えてもらい、アクションを起こしてもらうことが、統計のデータ以上に重要なものかもしれないというふうに感じている。(環境省)

台帳整備とは何だという話になるが、先ほどの答えとして行政との両輪で指定検査機関として徳島県では行っている。まずどう行すべきなのかということで、我々は人事間交流を行った。徳島県の退職された方ではなく担当されている水環境課の課長、現役の課長と人事間交流をして、一方的に来てもらっていたものを今年度から徳島県環境技術センターからも県に出すようにした。先ほど環境省に向かせていた人間を今期も出すと言ったが、人の関係で出せずに本当に申し訳なく思っている。人数がそろい次第環境省に出したいと思っている。その中で台帳整備に関して、協議会も通じて浄化槽台帳整備をつくる前にまずは徳島県とシステムの共同運営の利用に関する協定を締結しなければいけないということで、元年からスタート、法改正をした。実際に令和 2 年から始めて、今 3 年経った。その中で我々としては順番的に協議会をつくって、台帳を締結して、台帳をつくるために DX をして、その次にやっと特定既存単独処理浄化槽というふうにつながっていく。その中の台帳を整備として現地調査を、台帳整備は何をするのだということで、台帳をつくることだけに皆 47 都道府県はなってしまう。台帳を運用することができていないことが非常に大きな問題になっている。台帳をつくただけでは実際に運用ができないので、その中で何をするのかというと、現地調査や例えば法務局での調査、下水道台帳、水道の台帳の突合もしていこうと考えている。それは何かというと、浄化槽の廃止届をした下水道の接続や入居者変更も台帳整備の中に入れていく。あとは無届浄化槽、下水道地域の中、いわゆる生汲み取りというものもあって、そこも浄化槽台帳の中に入れていく。生汲み取りは浄化槽ではないので浄化槽台帳に入れるべきでないという人たちがいたが、汚水処理人口普及率を上げるためにはその転換をしていく必要があるから、全て浄化槽台帳に入れることで現在動いている。それが二日前に行った DX、徳島県の記章を使ったもので行っている。それを一昨年 2 月 1 日に協定をまくことによってできた。その中で出てきた DX に関して、DX とは何かというと、高度な浄化槽台帳システムになってくる。これに向けた取組をこの 3 月から実際にステッカーを貼っていこうと考えている。それが QR バーコードステッカーを使った浄化槽の管理システムの導入という形になっている。3 月から各家庭の浄化槽へステッカーの貼り付けを開始する。先ほど話した 20 万基のうちの 10 万基を 1 年かけて貼っていこうと考えている。それを貼っている最中に不具合や不都合などいろいろあると思うので、そこを精査した中で令和 6 年度の秋頃に先ほど話した清掃業者に貼ってってもらおうと考えている。技術センター、指定検査機関、清掃業者に貼ってもらって不都合や不適合がいろいろあると思うが、約 1 年後に次は保守点検業者へ順次拡大をして貼っていこうと考えている。この QR コードシステムをすることによって何ができるのかというと、浄化槽本体やそこを管理している管理士、ここを入れた浄化槽の設備士、清掃した清掃員、この検査員全てを ID 化してその中に入れていこうという計画を立てていて、実際に行っている。浄化槽台帳システムの活用によってできることは法令に定められた清掃、保守点検、特定既存単独処理浄化槽もできるし、単独浄化槽の所有も変えてくれという普及活動もできる。適正な施工も全てできる。浄化槽台帳整備に係る課題としては浄化槽に係る手続き、関係書類が提出されないケース、書類がとにかく多い。この書類をどう

にかしてくれ、管理者変更や廃止届をどうにかしてくれというふうに言われているので、今現状でそれも電子化するようにしている。最新の情報を変更するために、ずっとこれは更新をし続けていかなければならない。それは技術センターではできない部分もあるので、民間の皆様をお願いをしていかなければならないというふうになっている。以上が簡単な浄化槽台帳システムの形に関する取組である。これに関しても行政の皆様、市町村の皆様、業者の皆様、全ての方たちと一緒に行わなければいけない。これを行うところが協議会である。令和元年に法改正したときに、一つ目に協議会をつくるというふうに出てきたが、そこができていない。成田委員が言ったように、我々はできたができないところもたくさんある。指定検査機関と業界が一緒になっているところもあるが、別のところもある。47 都道府県で全く違うところがあるが実例をつくらなければいけないので、徳島県としてはまず実例をつくる。これも指定検査機関ではなくて、徳島県として動く。今現状で徳島県として動いているので、どうすればいいのかという話にもあったようにやはり行政とより近くに、国、県、市町村、法定指定検査機関、業界が一つになる必要がある。我々のほうでできることは試みるので、その中で 3 月までにステッカーを貼っていく。これから続いていくと思うので、できるだけ経過報告をしていく。台帳整備とは一体何か、どのようにすれば動いていくのかということぜひ皆様に話していきたい。(田村委員)

田村委員に伺いたい。活用にはデジタル化が必要だということで台帳整備を進めようとしているが、この報告にもあったように今でも紙ベースのところ結構ある。例えば協会が業者にその紙を売っていて、それをなりわいにして業界を維持しているというケースが幾らでもある。デジタル化することはいいが、その経済条件は例えば徳島県であればどういうふうに行っているのか。県の予算で行っているのか。いずれにしてもお金のプラスマイナスは重要だと思う。(酒谷委員)

➤ 残念ながら、徳島県に関しては、指定検査機関のほうで行っている。紙ベースに関しては、今まで紙をたくさん刷っていた。私が会長をしている中で年間 1,500 万円の紙をコピーしていたところ、200 万円で iPad Pro を全員に配った。その中でペーパーが 200 万円で残り 1 千幾らというお金が余ったので、そのお金を別に使っている。酒谷先生が言ったように、我々の管理票も今でも紙を使っている。今後も取引はあるが、それを全部 iPad 化もしくはタブレット化、アンドロイドにするのかどうか。メモリーに依存しない、壊れにくい、不具合が出にくいということで iPad 化しようかと考えている。今後近い将来どちらかに依存をしていく形である。(田村委員)

➤ 徳島県環境技術センターの予算で行っているということか。(酒谷委員)

➤ その通りである。予算で行っているので、ほかのところからはなぜ県や国からもらわないのだ、それに対する助成金はないのかといういろいろなお叱りがあった。それを調べて運営をするためには非常に時間がかかって、前に向いて短時間で進んでいかないといけないので、全て自前で行っている。(田村委員)

➤ 会費は、業者が払うということか。(酒谷委員)

➤ その通りである。会費は会費で運営しているが、公益社団法人なので法人会計と別になっており、これは全て公益に関わるお金なので、会員のお金は使わずに公益社団法人のほうのお金で行っている。(田村委員)

二つある。一つは酒谷委員が聞いていたものである。もう一つは、協議会を通じて情報を収集することはあると思うが、約 2 年前の行政調査を見してみると全国で 17 団体の協議会があって、その中で県

と市町村の割合は結構少なかった。特定既存単独処理浄化槽という題名で行っているところが 1 団体しかなかった。浄化槽台帳についても3分の1くらいしかなかったので、協議会だけの情報収集は現場が参加できないということもあるし団体に所属していないところもあるので、結構難しいのではないかというのが現実だと思う。情報収集する中で、今は都道府県知事が情報を入手することができるというような考え方になってはいるが、そのところを違った形で、許可や登録などのいろいろな更新での要件として、例えば全浄連が窓口行っている浄化槽管理士の研修会受講が保守点検業更新の要件という仕掛けもある。そのような仕掛けも利用することによって、情報収集するためのツールができないものかと思った。一つの事例として情報共有させてほしい。(古市委員)

- ・ いつまでも紙ベースを認めているわけにはいかないの、ある程度は電子化という部分、デジタル化を促進していく必要があると思う。それが結局台帳整備にもつながってくる。昔はほとんど紙だったが、なかなか紙から電子化という取組に変えられない業者の方々もいるので非常に厳しい部分もある。それを少しでも進めていかなければいけないと思う。(小川座長)
- ・ 私の認識としては、ほとんどの全国の県が電子化したデータを持っているのではないかと思う。その辺は現実的にどうか。紙しか持っていない都道府県はあるのか。(成田委員)
 - 間違いなく指定検査結果に関しては電子化されているケースは多いであろう。基本的に電子化率で見たときに 100%が電子化されているわけではないという現状もある。加えて、特に保守点検の記録、清掃の履歴に関しては紙の利用率が非常に高い状況である。(MRA)
- ・ 法定検査を行っているところであれば、それだけ全部データを持っていると思う。過去 40 年くらいの設置届が出ている浄化槽が全部ある。ただ、そこに清掃と保守点検の記録をインプットできないという点が問題である。維持管理だけならできる。茨城の場合だと清掃から上がってくるものが少ないという問題がある。(成田委員)
- ・ やはり維持管理情報まで入れるとなると、まだまだ議論をしていかなければいけない。より具体的な部分は次回以降に議論したいと思う。ひとまず今日は第 1 回目ということでこの辺にさせてもらう。まだ至らないところや追加したい意見など、各自持っている方もいると思う。その場合は事務局にメールで伝えてもらえれば、事務局のほうで取りまとめて環境省あるいは私を含めて打合せをして、次回の検討会に謀りたいと思う。第 1 回目の検討会は以上をもって終了とする。(小川座長)

(4) その他

- ・ 様々な議論に感謝している。本日の主題としては、課題を洗い出して次回以降の議論の道筋をつけることと考えている。事務局のほうで本日の議事要旨を作ることと併せて、今後の議論の方向性を明確に伝えられるように進めていければと思う。第 2 回については 3 月 13 日で、既に予定を送らせてもらっている。年度末で忙しいところではあるが時間をもらえると幸いである。最後に環境省より挨拶をお願いしたい。(MRA)

< 閉会 >

- ・ 環境省 沼田室長より閉会の挨拶を行った。
 - 非常に濃密な議論をしていただき、改めて感謝している。指針の見直し一つを取ってもやはり

多くの議論があり、なかなかまとめていくことは簡単ではないと改めて思った。現状の取組が不十分であってもそれを進めていく必要がある。現場の皆様にしっかりと動いてもらえるようなものをつくり上げていく必要がある。その認識は同じ方向を向いていると思っているので、引き続き議論を深めてしっかりとアウトプットを出すべく議論をしたいと思う。今回議論していく中で、実際の体制の話など、かなり骨太な指摘をいただいた。この検討会の目的としては、総務省からもらった勧告に対してどういったアウトプットを返していくか。これは言ってみればミニマムの議論の範囲ではあるが、それに限らず様々な観点から議論してもらおうと思っている。最初に検討会として取りまとめていく中でどこまでを射程にするかは、我々事務局の方でも最後は相談させていただこうと思っているが、議論については特にキャップをはめずに、引き続き骨太な議論をしてもらいたい。これから半年強の期間になるが、今後ともよろしく願いたい。

(2) 第2回議論の主な内容

第2回は、本業務において議事録の確定には至らなかったため、主な議論の内容を整理した。なお、今後の議事録の確認により内容は修正される可能性がある。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

(判定プロセスや基準)

- ・ 見直しは行うべき。
- ・ 修繕する際の扱いまで含めると、曖昧になる。除却や修繕という厳しい内容を求めるのであれば、それに従って修繕したらよいという扱いにした方がよい。
- ・ メーカーとしては、補修はしたくない。FRP 浄化槽を補修するのは難しくないためできなくはない。その瞬間の補修は可能。
- ・ 過去の補修回数も考慮すべき。
- ・ あまりに厳しい判定内容にすると、法定検査受けなくてもよいのではないかという考えも出てきてしまう。不公平感をどう取り除くかは考えていくべき。

(漏水をもって特定既存単独処理浄化槽と指針で明確化すべきか)

- ・ 明確化することは必要。
- ・ システム協会でも詳細な定量化を進めているため、見直しをする方向に進んではいる。
- ・ 漏水症状の情報とリンクすべきではないか。

(11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽の判定の明示を全国一律にすること)

- ・ 重要な事項は、全国一律にしつつ、各自治体が判断できるプラスアルファも残すとよいのではないか。
- ・ 11条検査の判定の明確化については、自治体の体制として業務対応できるかが懸念。議会で関心が上がると、対応の優先順位は高くなる。

(体制構築)

- ・ 指導や改善命令を出す以上は、その後の措置まで適切に対応する体制が構築できていないと、指

導や改善命令は出しづらい。措置ができる体制構築も重要。

(経済的インセンティブ)

- ・ 漏水していれば特定既存単独処理浄化槽と判定するという基準は当然の措置である一方、浄化槽管理者の費用負担の側面からも厳しい措置となる。長野県のように、経済的インセンティブを設けることは重要。
- ・ 経済的インセンティブを設けることは重要である一方で、空き家法では、軽度の放置であれば補助金が出ないところ、特定化されるまで放置すると補助金が出ることに對して不公平感があるという意見があった。より放置されてしまうリスクも考慮すべき。
- ・ 建築基準法の既存不適格の考え方に似ている。経済的インセンティブについては、補修は対象にせず、除却や単独轉換に對する経済的インセンティブなど、限定した方が良いのではないかと。また、一定の期間を定めて、一定額の負担をする等の措置も考える必要があるのではないかと。
- ・ 予算制度上、特定既存単独処理浄化槽の判定を受けたものに対する経済的インセンティブを設けることは可能。他方で、管理状態が悪い浄化槽に對して補助を出すことはいかかなものか。という点に對して、政策的ロジックをよく考えるべき。
- ・ 自主的に単独轉換をしている浄化槽管理者もいる中で、そうした方が不公平になりかねない。

(その他)

- ・ 特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された後、解除されるのか。扱いを明確にしておいた方が良い。
 - 除却や単独轉換されれば特定既存単独処理浄化槽ではない。修繕をした場合は、経過觀察になる。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について

(清掃業者・保守点検業者からの情報収集の障壁)

- ・ 清掃や保守点検の実施率の高い岐阜県にも検討会に参加いただいて、ご意見いただいてもよいかもしれない。
- ・ 各都道府県における障壁としては、行政や業界団体が多種多様である点が挙げられる。協議会に入っていない組合や業者があったりすることが一番の障壁だろう。各業界団体が連携するために法改正で協議会を作る方針になったものの、協議会ができない理由はそこにあると考える。複数の団体を協議会でうまくまとめた自治体から話を聞くのが良い。
- ・ 個人情報の問題については、各都道府県の対応を踏まえて、個人情報保護法の改正があつて対応できるようであったため、ある程度クリアできるのではないかと。
- ・ ある県では保守点検業者と自治体が登録条例施行規則を結んでいる。保守点検の1年間の実績を報告しなければならないと規定している。他都道府県で展開できるとよい。
- ・ 指定検査との連携で整備している。検査の実施率向上が重要。効率化検査の導入をしている。検査が頑張っている。そういった取組から台帳整備につながるだろう。

(区域割)

- ・ 市町村の業務として、区域割したからといって清掃率が上がるイメージはない。例えば一括契約と併せてやらないと清掃や法定検査の実施率は上がらないのではないか。

(協議会の活用)

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、関係者が集まらないという課題から、協議会への参加の声がかげられたら必ず参加しなければならないという決まりになった。協議会がネットワーク化の手段になるとよい。

5.3 自治体の取組促進に向けた周知資料

令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する 調査検討業務

改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集

2024年3月

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ

本資料の構成（改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集）

■はじめに

令和2（2020）年4月から施行された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正浄化槽法」という。）により、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の向上を目的として、浄化槽整備促進に向けた施策ツールが法的に位置付けられた。具体的には、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽台帳整備や協議会の設立等が法的に位置付けられ、その活用の促進が求められている。上記施策の中でも特定既存単独処理浄化槽に対する措置に当たって参考となる考え方として、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（以下「指針」という。）が発出され、措置の促進が期待される。

一部の都道府県では、上記施策を浄化槽整備促進に向けて有効に活用している。一方で、上記施策の活用が不十分な都道府県の浄化槽政策担当者から意見を聴取し、経験不足・ノウハウ不足が施策活用の制約要因となっていることが判明した。

そこで、本事例集では、制約要因の除外を目的とし、上記施策を浄化槽整備促進に向けて有効に活用できるよう、先行事例を整理した。

■本資料の構成

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理
2. 浄化槽台帳整備事例の整理
3. 協議会整備事例の整理

はじめに

事例の一覧（改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集）

● 制度別に、整理した事例を下表に記載した。

制度	都道府県名	事例の特徴	該当ページ
特定既存単独処理浄化槽に対する措置	(1) 山梨県	令和3（2021）年度・令和4（2022）年度では3基ずつ判定。事務処理フローを策定の上、指定検査機関が調査票の余白に特定既存単独処理浄化槽の可能性を判定している。	P.5
	(2) 長野県	令和3（2021）年度に1基を判定し、令和4（2022）年度まで継続指導。法定検査で不適正と判定された浄化槽に対して指導する中で、指針により特定既存単独処理浄化槽と判定される場合に規定を活用して指導等を行っている。	P.8
	(3) 鳥取県	令和4（2022）年度末時点では実績はないが、有効に他制度を活用しつつ、実施に向けてフローを策定し、判定を試行している。	P.9
	(4) 鹿児島県	令和3（2021）年度・令和4（2022）年度では200基以上を判定している。本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。また、指定検査機関からの報告には現況写真が貼付されている。	P.12
浄化槽台帳整備	(1) 群馬県	浄化槽台帳に記録する情報は、台帳に適合したフォーマットを用いて、指定検査機関経由で保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。	P.16
	(2) 岐阜県	クライアントサービシステムを導入している。台帳は、悪臭・排水等の苦情を受けた浄化槽への指導や、法定検査未受検や無届の浄化槽への指導に活用している。	P.18
	(3) 鳥取県	保守点検・清掃事業者から直接情報を収集している。収集情報は、浄化槽コードを含めたExcelを作成し様式を統一した。令和6（2024）年度以降、保守点検・清掃の実施時に、事業者がその場で結果を報告できるアプリケーションの追加を検討する予定。	P.19
	(4) 徳島県	指定検査機関が二次元バーコードを貼り付け、保守点検事業者や清掃事業者が二次元コードをスマートフォンで読み取り、台帳に情報を連携できるような仕組みを構築している。	P.20
	(5) 福岡県	浄化槽台帳システムを開発し、県庁・出先の6保健所で閲覧・入力が可能にすることで、苦情対応の際に過去の法定検査結果・保守点検事業者等を即座に把握することを可能としている。	P.22
	(6) 鹿児島県	浄化槽情報共有システムを運用している。同一の浄化槽について、行政側の台帳のIDと事業者が管理しているIDとの一致率は90%程度になっている。	P.24
協議会	(1) 山梨県	令和2（2020）年度に協議会を組成し、浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催している。	P.27
	(2) 鳥取県	浄化槽法改正を契機に、法定検査受検率向上を目的として協議会を組成し、受検率向上・浄化槽台帳整備・特定既存単独処理浄化槽の判定について議論し、フロー等を策定している。	P.28
	(3) 徳島県	各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に令和2（2020）年度に組成し、年2回実施。市町村には、自身が抱える課題等について積極的に提示するように求めている。	P.31
	(4) 福岡県	浄化槽台帳整備を主目的として、令和2（2020）年度に組成し、令和5（2023）年度からは設置目的を改正し、浄化槽台帳の活用等について協議することとしている。	P.32

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

● 項目別に、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事例を整理した。（取組事例はP.5-14に記載）

- 各年度の指導普及調査では、浄化槽法第11条検査で不適正とされた浄化槽のうち、不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は6,000基程度報告されており、同数程度の特定既存単独が存在するものと推測される。一方で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置件数は全国で3都道府県、200件程度の報告にとどまり、判定の対象となっていない特定既存単独処理浄化槽があることが懸念される。
- 判定を実施している自治体は少ないため、判定を実施している・判定に向けて取り組んでいる都道府県を対象に、判定に関する工夫点を事例として整理する。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1) 山梨県	(2) 長野県	(3) 鳥取県	(4) 鹿児島県
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	判定フロー・事務処理フローの策定	○	○	○	○
	判定項目の工夫	○	○	○	○
	法定検査未受検の浄化槽への対応	○	○	○	
	判定を維持するための工夫				○
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	判定後の浄化槽の状況把握方法	○			○
	判定による効果	○	○		○
他制度の活用状況	他制度の活用状況	○		○	○

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(1) 山梨県の事例 1/3

● 山梨県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 県で事務処理方針を策定しており、浄化槽協会・浄化槽管理者・行政の各主体の行動プロセスを整理した事務処理フローを記載している。【図：P.7】 ● 指定検査機関が11条検査等により特定既存単独処理浄化槽の可能性のあることを出先機関に報告する。その結果を基に、出先機関の職員が、該当する浄化槽管理者に電話等により確認している。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法定検査判定ガイドラインの合併処理浄化槽・維持管理を除いた重要度の高い項目で判断している。 ● 基本的に、漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独処理浄化槽の可能性ありと判断している。 ● 指定検査機関が調査票の余白に特定既存単独処理浄化槽の可能性のあることを記入している。新たに列を設けて確認・記入しているわけではない。 ● 現場での判断を重視しており、県で再度検証しているわけではない。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭に関する苦情は当県や出先機関で受けており、その都度確認している。 ● 法定協議会においても、保守点検業者から、特定既存単独処理浄化槽に該当する浄化槽がないか確認している。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

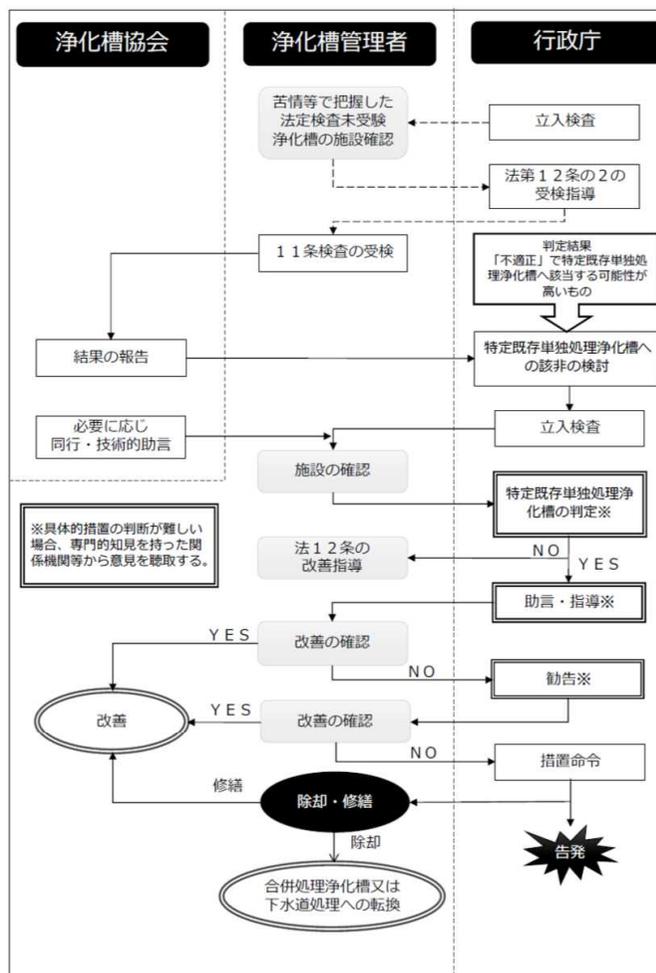
(1) 山梨県の事例 2/3

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定後の浄化槽の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽管理者が下水道への接続・廃止・単独転換のいずれかを行ったかを確認している。なお、いくつかの浄化槽は、現在も依頼を続けている。
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4（2022）年度では、文書通知や訪問をして、2件は状態を改善させて復旧し、残り1件は使用を休止させた。 ● 令和5（2023）年度では、既に電話による改善のお願いと文書の通知、電話による確認が1件ずつだった。
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査結果で特定既存単独の可能性ありに該当する浄化槽についての報告を受けた場合、浄化槽台帳で設置情報等の情報を確認している。 ● 法定協議会を組成しており、会員に、特定既存単独処理浄化槽の基数を報告している。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(1) 山梨県の事例 3/3

～策定した特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー～



ポイント!
 県が各関係者(浄化槽協会、浄化槽管理者、行政庁)の事務処理の流れを図でわかりやすく整理

出所) 調査先自治体の提供資料

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(2) 長野県の事例 1/1

● 長野県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定フローを策定していない。 ● 特定既存単独処理浄化槽のみを特に抽出して指導してはならず、法定検査で不適正と判定された浄化槽に対して指導する中で、指針により特定既存単独処理浄化槽と判定される場合に規定を活用して指導等を行っている。 ● 令和5（2023）年度から、指定検査機関から行政へ送付される法定検査結果（Excelによるリスト）において、破損等により特定既存単独処理浄化槽に該当する可能性があるものに「単独難あり」として「○」をつけるとともに、該当支障部分の写真添付を始めた。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針に記載の項目のうち、外形的状況や性能状況の判定の「重要項目（浄化槽本体）」及び周辺環境への影響の判定の「悪臭等の発生状況」を重視している。 ● 指針に記載の全項目を判定に利用している。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 措置を講じた浄化槽に関しては、保守点検業者から保守点検記録の提供を受け、指導に活用した。 ● 措置を講じた浄化槽に関しては、法定検査の受検経過がなかったため、指定検査機関に情報提供を行ったほか、法定検査受検の際に立入を行い、改善指導を行った。
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定既存単独処理浄化槽だと判定した1基は、令和4（2022）年度中に合併転換が行われた。補助金を活用して施工されたことを確認した。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県の事例 1/3

● 鳥取県の取組は以下の通り。

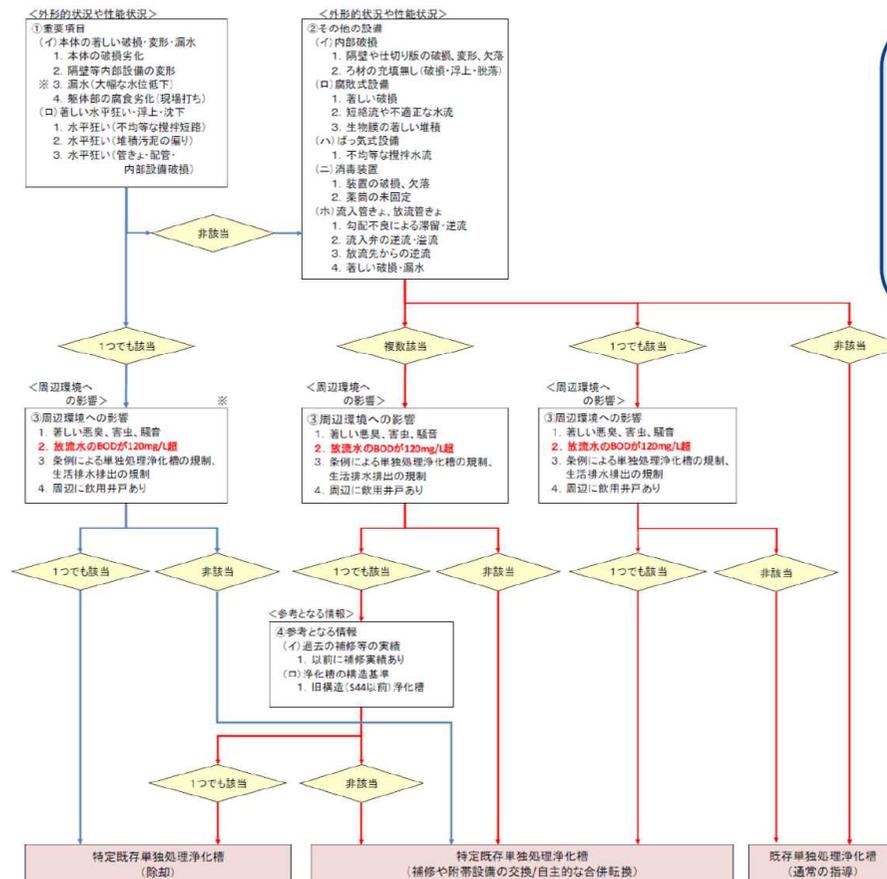
活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5（2023）年度では試行的に、判定手順の確認をしている。 ● 令和5（2023）年度に判定フロー・事務処理フローの協議、判定後の指導方法を検討している。現在、判定フロー案と判定に係る事務処理のフローを策定し、フローに従って実際に立入検査（東部・中部・西部の各地域で10基程度）を実施し試行的に判定しているところ。【図：P.10,11】 ● 今後、判定の事例を積み重ねていき、事例を基に行政で判定できる流れを作りたいことを意図している。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏水や破損が主要な判定項目である。 ● 法定検査で不適正とされた浄化槽のうち、保守点検・清掃が未実施のみによるもの以外の浄化槽及び法定検査未受検の浄化槽をスクリーニングし検査するように試行している。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査未受検の浄化槽であっても、浄化槽台帳に記録されていれば、スクリーニングの対象となる。
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定協議会を組成しており、令和5（2023）年度に、特定既存単独処理浄化槽の判定に関する部会を設置している。フローの協議、判定後の指導方法等、実施に向けて協議を進めている。 ● 法定検査で不適正となった浄化槽、もしくは法定検査未受検の浄化槽を台帳記録からスクリーニングしている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県の事例 2/3

～策定した特定既存単独処理浄化槽の判定フロー～

特定既存単独処理浄化槽の判定フロー



ポイント!

判定フローと事務処理フローを策定し、各地域で単独処理浄化槽10基程度に対して実際にフローに沿って実運用できるかを試行的に実施

※放流水の採水(BOD検査)が実施できないほど漏水している場合は、周辺環境への影響ありとして、特定既存単独処理浄化槽(除却)と判定する。

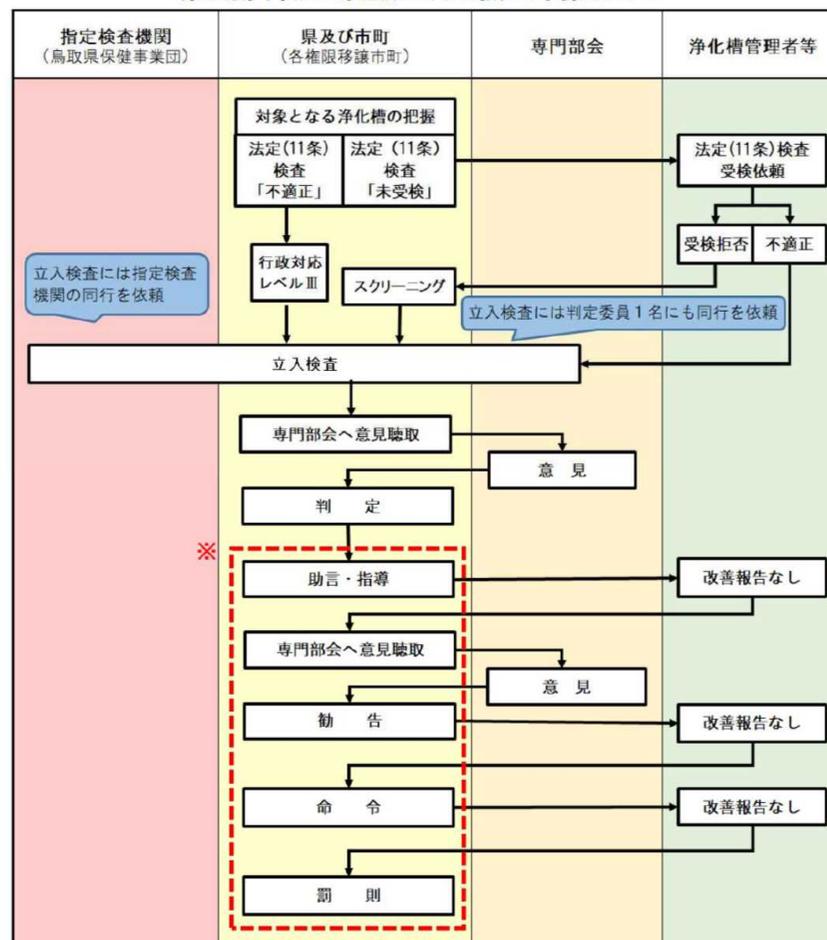
出所) 調査先自治体の提供資料

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県の事例 3/3

～策定した特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー～

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー



ポイント!

判定フローと事務処理フローを策定し、各地域で単独処理浄化槽10基程度に対して実際にフローに沿って実運用できるかを試行的に実施

出所) 調査先自治体の提供資料

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 1/3

● 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定フローを策定している。 ● 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」と異なり、複数の判定項目ではなく、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。 ● 指定検査機関の報告には、現況写真を貼付してもらっている。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査の項目で判定を実施しており、指針に記載のうち省略している項目はない。 ● 判定に際し、曖昧な基準を作らないようにしている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水質検査に関しては定期検査時にBODで判断するという項目を追加している。どの検査員でも画一的に判定できるように、水質基準に透視度ではなくBODを採用している。 ➢ 全ばっ気式にDOが著しく高くなっていること等の項目も追加している。 ➢ 「漏水」については、通常の使用状態であり、槽内の水位低下が確認され、汚水が地下へ浸透していることが明らかと判断した場合「漏水」と判定している。
判定を維持するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査員が特定既存単独処理浄化槽に該当するか判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に1回実施されている検査結果検討会にて、まとめて判断していると聞いている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 2/3

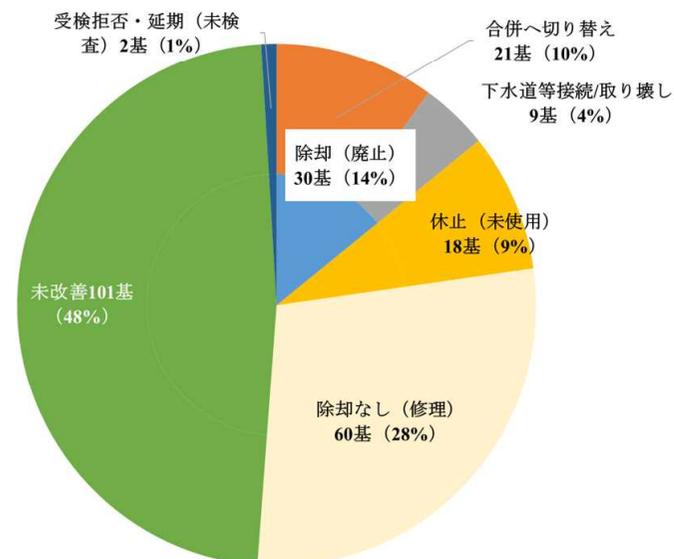
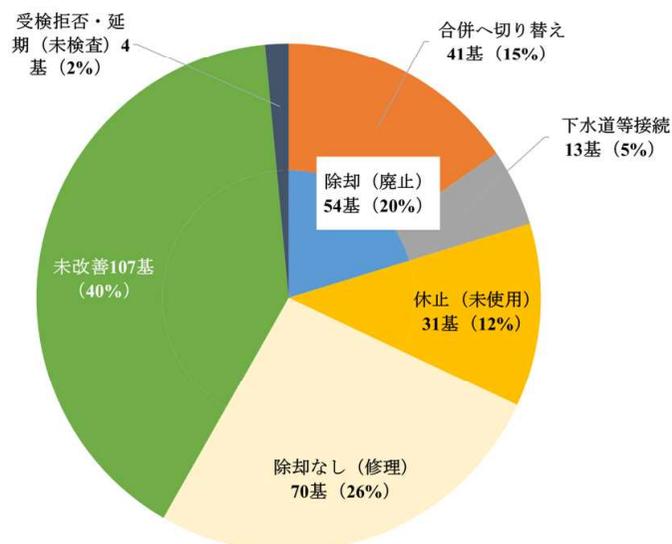
● 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定後の浄化槽の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県は、未改善の解消のために、特定既存単独判定の後に、浄化槽管理者に対して指導文書の発出と改善報告書の提出を求めている。未改善のまま特定既存単独の判定が続くものについては、判定がなされる度に指導文書を発出している。
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県では、特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽のうち、除却・修繕・休止のいずれかの形で改善される浄化槽は52-60%程度であった。また、改善がなされた浄化槽のうち、除却されたものは14-20%であった。【図：P.14】
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期検査時に判定しているため、保守点検記録票・清掃記録票などもあくまで定期検査時の確認対象として見ている状況と推測される。 ● 特定既存単独の判定には、保守点検・清掃情報は使用していない。 ● 検査機関は協会と同法人でもあり、意見等は協会に集約されて都道府県に提示されているため、協議会を組成していないが情報連携をしている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 3/3

～鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽判定後の改善状況～



令和2（2020）年度判定後の改善状況

令和3（2021）年度判定後の改善状況

出所）調査先自治体の提供資料を基にエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

ポイント！

特定既存単独処理浄化槽に判定することで、

いずれかの形（除却・修繕・休止）で改善される浄化槽は50～60%程度。そのうち、除却は20%程度。

判定後も改善が見られないのは、40～50%程度

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

浄化槽台帳整備事例の整理

● 項目別に、浄化槽台帳整備の事例を整理した。（取組事例はP.16-25に記載）

- 現状、浄化槽法に浄化槽台帳で管理することが定められた「設置届」、「使用開始届」、「廃止届」、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」、「休止届」の各項目のうち、過半数の都道府県が整備できていなかったのは「保守点検」、「清掃」の各項目のみであった。また、「保守点検」、「清掃」の各項目を整備できている都道府県のうちほとんどは、上記の7つの項目を整備できていた。以上のことから、浄化槽台帳整備に当たり、「保守点検」、「清掃」の各項目の整備がネックとなっている。今回は、浄化槽台帳の項目を網羅的に管理している都道府県を対象に、「保守点検」「清掃」の情報収集方法が確立された自治体の取組を整理する。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1)群馬県	(2)岐阜県	(3)鳥取県	(4)徳島県	(5)福岡県	(6)鹿児島県
浄化槽台帳 の整備	保守点検・清掃情報の収集	○	○	○	○	○	○
	台帳システム面の工夫	○	○	○	○	○	○
	紙媒体で収集した情報の処理方法	○	○	○			○
	情報収集の電子化推進の取組			○	○	○	
	情報収集フォーマットの整理	○					○
	その他		○	○			
浄化槽台帳 の精査	他部署等と連携した精査	○				○	
	地図情報等を利用した精査				○	○	
浄化槽台帳 の活用	活用目的・活用用途	○	○	○		○	○
	行政・法定検査機関等の事業者が 受けるメリット	○				○	○
	個人情報保護法への対応		○	○		○	

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(1) 群馬県的事例 1/2

● 群馬県の実施は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関経由で、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。 ● 設置届の届出がある浄化槽の情報が浄化槽台帳に記録されている。さらに、法定検査を実施している場合はその検査結果が記録されている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内のPCに限定して閲覧できる、スタンドアロンの浄化槽台帳システムを構築している。 ● 指定検査機関から月1回電子メールによりデータの提供を受け、浄化槽台帳を毎月更新している。 ● 指定検査機関に浄化槽台帳の管理を委託している。県の委託した台帳とは別に、検査機関は別のデータを持っている。 ● 県内に出先機関が5か所あり、事務所の管轄範囲内の最新データをそれぞれの事務所で把握している。県と出先機関のシステムは同期できず、指定検査機関から対応する個別のデータを提供されることで最新の情報を県も把握している。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関で専用のシステムを使用し、紙媒体の情報を取り込んでいる。
情報収集フォーマットの整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳に適合したフォーマットで指定検査機関が情報を収集している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(1) 群馬県の事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の精査	
他部署と連携した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃の項目では連携していないが、下水道部局には、市町村ごとの浄化槽設置状況・下水接続の有無を調査してもらっており、浄化槽台帳と突合して差異がないかを確認している。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 普及状況調査の市町村回答作成のために、市町村から希望があれば台帳データを提供している。 ● 単独処理浄化槽・無届浄化槽の把握に利用する。地域の事務所に提供された情報から、実際に登録されているかを照合する。 ● 毎年5～6月に、指定検査機関が各保守点検業者の法定検査受検率データを作成する。法定検査受検率が低い業者に対し、個別に受検率向上の要請を行う。法定検査受検の有無にかかわらず、保守点検業者ごとの法定検査受検率のデータは受領している。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が把握している空き家情報を指定検査機関に提供することで、指定検査機関は台帳の精査が可能となる。 ● 事業者から顧客情報（法定検査結果）を提供してほしいというニーズがあることは把握している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(2) 岐阜県の実例 1/1

● 岐阜県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関から月に1回、法定検査結果と合わせて保守点検・清掃情報を、台帳システムに取込可能な形式で提供を受けている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● クライアントサーバシステムを導入している。システムには県担当者（県庁、現地機関）がアクセスできる。 ● 現地機関の事務所に勤めている担当職員と同じ情報が閲覧できる。 ● 令和5（2023）年度に、環境省版浄化槽台帳の項目に合わせて、QGISシステム上に保守点検事業者の登録状況を管理できるように機能を追加した。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の届出情報をフォームに入力し、電子化している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の浄化槽17万基を全て現地調査することはできないが、立入で情報が得られたものについては浄化槽台帳を更新している。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭・排水等の苦情に対して、情報を迅速に確認し、現地指導に対応するために利用している。 ● 指定検査機関からの無届浄化槽の問合せを受けて、情報を確認し、指導に対応するために利用している。 ● 法定検査未受検者への指導に活用している。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜県と指定検査機関の間で、「浄化槽法定検査実施要領」を定めて、個人情報の取り扱いを規定し、設置届・法定検査結果等の情報を共有することを明記している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(3) 鳥取県的事例 1/1

● 鳥取県の取組は以下の通り。

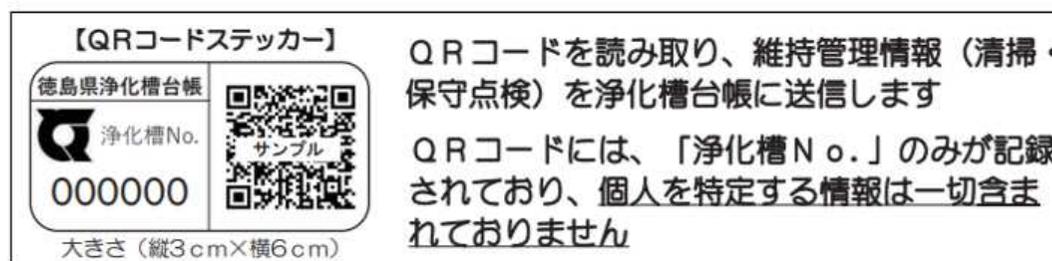
活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度始めに、保守点検・清掃事業者に昨年度の実績報告の提出を依頼し、翌年度その年の5月末を提出期限として収集している。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 権限移譲市町と県の出先機関が台帳情報の入力を行っており、本庁で台帳が確認できる。 ● 県は、出先機関がいつ台帳に入力しているかは把握しておらず、直接確認する必要がある。入力のタイミングは統一が必要と考えている。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽コードを含めたExcelを作成し様式を統一した。コードの統一に対応できない事業者の数は少なかったため、個別に対応した（保健所設置市である鳥取市の管轄内での事象で、鳥取市が事業者の代わりに必要な情報をシステムに記入している）。
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5（2023）年度の実績報告は、Excelでの対応が難しい場合に紙での報告も認めているが、令和6（2024）年度の実績報告からは全事業者にExcelで提出を求める予定である。 ● 令和6（2024）年度以降、システムに保守点検・清掃業者が保守点検及び清掃を実施時にその場で結果を報告できるアプリケーションの追加を検討している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃業を兼業している保守点検事業者が多いため、浄化槽協会を介して周知すればほとんどの関係事業者に情報共有はできる。 ● 近年、一部の地区で浄化槽協会から退会する事業者が増えているため、協議会とは別に地区別に情報共有の場を設ける必要性を感じている。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃結果の入力アプリケーションを追加後、助言や指導を行う際に、関係者が容易に確認できるようになる予定。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の目的内利用として浄化槽コードを提供可能とみなしている。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(4) 徳島県の実例 1/2

● 徳島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (1/2)	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査未受検の管理者や、連絡が取れない管理者を都度戸別訪問する等の取組を継続することで、浄化槽台帳の精度向上に取り組んでいる。 ● 指定検査機関が、二次元コードを貼り付け、貼り付けられた二次元コードを保守点検事業者、清掃事業者がスマートフォンで読み取ることで、保守点検・清掃の実施事業者及び実施日の情報が台帳と連携できるような仕組みを検討している。【図：下図】 ● 清掃業者・保守点検業者には、法定検査未受検者に対する二次元コード貼り付けの趣旨説明を依頼する予定。 ● 二次元コードには、識別番号のみが記録されており、個人を識別する情報は含まれていない。



【図】二次元コードによる浄化槽管理に関する周知情報

ポイント!

保守点検業者・清掃事業者がスマートフォンから二次元コードを読み取れるように浄化槽に貼り付け可能なステッカーを作成

出所) 調査先自治体HP「<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/908488.pdf>」
(2024年3月1日閲覧)

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(4) 徳島県的事例 2/2

● 徳島県の実施は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (2/2)	
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽に貼り付けられた二次元コードは、専用のアプリケーションで読み取る必要がある。 ● 二次元コードから個人情報にアクセスできないように保護策を講じている。
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次元コードを貼り付けられた浄化槽からは、専用のアプリケーションで読み取ることで、浄化槽台帳に保守点検・清掃の実施事業者及び実施日の情報が提供される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関は情報収集手法として二次元コードを用いるか否かを県と共同で検討する立場であり、その実施については、協議会に諮っている。
浄化槽台帳の精査	
地図情報等を利用した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と指定検査機関で「共同利用に関する協定」を締結し、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度に悉皆調査を実施した。 ● 悉皆調査は住宅地図を基に、浄化槽の設置・維持管理情報が全くない住宅・建物を把握した。悉皆調査は業者に委託発注した。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(5) 福岡県の実例 1/2

● 福岡県の実組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (1/2)	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査から情報を抽出して回答している。 ● 現在、保守点検・清掃業者からの情報の収集方法を以下のように検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和5（2023）年度、保守点検事業者を対象に、各事業者が管理する情報を浄化槽ごとに報告してもらうことで、県側で保有している浄化槽ID・浄化槽の情報と事業者の管理する情報の紐づけを行う予定。保守点検業・清掃事業を兼業している事業者が多く、保守点検情報及び清掃情報を集約できる。 ➢ 浄化槽台帳の各事業者が管理する浄化槽の切り分けや事業者向けの調査・問合せ対応等を調査会社へ委託する予定。 ➢ 法定検査受検済みの浄化槽の保守点検・清掃情報を収集する予定。 ➢ 令和6（2024）年度以降、年1回の頻度で、浄化槽ID単位で保守点検の情報提供を受ける予定。 ➢ 法定検査未受検の浄化槽管理者に対しては、受検催促や保健所職員による戸別訪問を予定。 ➢ 事業者は、浄化槽台帳整備により事業拡大（法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨）が可能となり、経済的なメリットがあると認識している。事業者から、整備によりメリットが実現する動きに繋がってきたいという意向を聞いている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 県で管理する浄化槽台帳システムを新規に開発し、令和5（2023）年4月に導入した。 ● 浄化槽台帳システムは、県庁・出先の6保健所で閲覧・入力が可能であり、即時情報が連携される。 ● 浄化槽台帳システムは、県庁ネットワークのIPアドレスに限り確認できる。現状では閲覧不可能だが、今後市町村も閲覧できるよう開発している。 ● 浄化槽台帳システムは、紙やExcelで管理していた従来の台帳に比べて、情報の閲覧性が高い。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(5) 福岡県的事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (2/2)	
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでに保健所での入力・電子化していた情報、指定検査機関保有のシステムで管理していた情報を統合し、新たに情報収集はしていない。 ● 県の浄化槽法施行細則の中で、年1回の保守点検・清掃の情報提供を定めていたが、今後（令和6（2024）年度以降の情報収集）は電子で提供を依頼することを周知し理解いただいている。令和2（2020）年度から議論を重ね、細則に基づく報告との二重対応等にはならないように整理することや事業者から提供された情報を活用して行政が管理者に対する指導を行うことなど、民間側とも議論を重ねて理解を得ながら円滑に情報収集が進む仕組みにしてきた。
浄化槽台帳の精査	
他部署と連携した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道接続済みの浄化槽の廃止・消し込みをしている。 ● 法定検査受検促進事業において使用状況等が不明であった2,500件について、市町村下水道部局及び清掃業者へ状況確認をしており、今年度は1,100件を対象に現地確認等を行っている。
地図情報を利用した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 台帳システムの中で緯度・経度を利用しているため、設置情報の精緻化には役立つと考えている。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政届出情報と法定検査の情報を連携させてデータベース化している。 ● 苦情・相談を受けた際に、情報を確認する。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳の活用によるメリットとして、保健所業務の中での悪臭苦情対応をする際に過去の法定検査結果等を直ちに閲覧できる。 ● 苦情が上がってきた浄化槽とその浄化槽に関係する保守点検事業者が直ちに分かる。 ● 紙やExcelで管理していた従来の台帳に比べて、情報の閲覧性が高くなったため、苦情相談等を受けた浄化槽の情報を円滑に確認できるようになった。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃業者から情報提供を依頼されても、リスト形式で提供していない。ただし、個別の浄化槽に関して照会があった場合には、対象の浄化槽についてのみ情報を提供する。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(6) 鹿児島県の事例 1/2

● 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関と共同利用している鹿児島県の台帳システムに、保守点検・清掃業者が独自に保持している台帳システムから情報をアップロードすることで収集している。 ● 浄化槽法に規定されている項目について、改良が必要な箇所は2023年度に対応予定。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽情報共有システムを運用しているが、今後、保守点検業者など、鹿児島県のシステムにアクセスできる人間が増えてくると、セキュリティや個人情報の漏洩の問題が発生する懸念があるため、アクセスできる人数を制限するために紙の申請手続きを残している。建築の確認についてオンライン化の要望があるため、今後改良する要素はある。 ● 保守点検事業者が管理している浄化槽の顧客情報については、保守点検業者が管理契約を行っている顧客分のみ閲覧可能である。法定検査結果についても閲覧可となる。 ● 同一の浄化槽について、行政側の台帳のIDと事業者が管理しているIDとの一致率は90%程度になっている。法定検査・未受検訪問の際に、両者のIDが一致していることで協会が得られるメリットが大きいため、IDの紐づけは協会主導で行っている。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の80社の保守点検事業者のうち5社は紙媒体で提出を受け、指定検査機関がシステムに手入力している。 ● 2週間に1回程度、保守点検・清掃情報を収集している。紙媒体の情報を入力する際に手間がかかっている。
情報収集フォーマットの整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子データは、保守点検業者の独自のフォーマットからCSVで出力し、指定検査機関が各社に対応のデータ変換プログラムを構築することで、県の台帳と連携している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(6) 鹿児島県の事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽の設置基数・稼働状況・維持管理・検査受検の状況等の把握に活用。 ● 使用開始報告書、管理者報告書等を電子申請で導入している。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検業務と指定検査機関の業務について料金が二重取りされているのではないかという苦情に対して、迅速な対応が可能になる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保守点検のデータが管理されていることにより、実態をデータで確認することができるため、迅速に対応できる。 ➢ 指定検査機関と鹿児島県が統一した回答を行うことができ、業者からの信用が得られている。 ● 事務手続きの簡略化・浄化槽台帳の精緻化に効果があった。台帳により維持管理状況の閲覧も円滑に行え、検査の信頼性も向上した。

3. 協議会整備事例の整理

協議会整備事例の整理

● 項目別に、協議会整備の事例を整理した。（取組事例はP.27-32に記載）

- 改正浄化槽法で協議会が法定化されたことを受け、協議会が組成され、浄化槽の整備促進策の検討、適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討等を進める事例が増えた。浄化槽法の改正が協議会組成の契機となった都道府県も存在した一方で、組成の方法に対する知見不足、活用方法に対する検討不足等を制約要因として、協議会を組成していない都道府県も多く存在する。
- そこで、改正浄化槽法が施行された令和2（2020）年度以降に協議会を組成し、浄化槽整備促進に向けて活用している都道府県を対象に、組成の方法や工夫、活用内容を整理した。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1)山梨県	(2)鳥取県	(3)徳島県	(4)福岡県
協議会の組成	組成した背景	○	○	○	○
	組成の方法、関係者の収集	○	○	○	○
	事務局の運営体制	○	○	○	○
協議会の活用	議題・開催頻度・会の構成	○	○	○	○
	行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット		○	○	

3. 協議会整備事例の整理

(1) 山梨県の事例 1/1

● 山梨県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年度に協議会を設置した。 ● 浄化槽の維持管理は改善していない状況が続いていた。行政機関だけでは改善を進めることが難しいため、協議会を組成した。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年12月に設置要綱を作成した。作成に当たっては、浄化槽法改正を受けたから動き始めて、2～3か月かけて関係団体に了解を取って設置要綱を作成した。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関・保守点検業者の代表・浄化槽清掃業者・浄化槽工事業者の代表、市町村の代表、保健所設置市、都道府県が参加している。事務局は、都道府県の浄化槽を担当する課が運営している。 ● 事務局が関係者に依頼文を送付して、招集している。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催してきた。 ● 令和2（2020）年度に2回、令和4（2022）年度に1回実施している。令和2（2020）年度は、事務処理方針及び浄化槽台帳システム、令和4（2022）年度は、法定検査受検率の向上について議論した。 ● 環境省の公表している取組事例集を用いて、効果の高い取組について会員間で議論した。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県的事例 1/3

● 鳥取県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法改正を契機に、法定検査受検率向上を目的として協議会を組成した。 ● 令和2（2020）年度に、半年ほどかけて、協議会の組成前に向けた準備会を組成して、関係者で検討を行った。具体的には、現状の共有と課題を整理した。例えば、台帳のシステム化の内容（管理項目、システムの種類）、協議会の要綱案等を検討した。 ● 協議会は、何かを決定するための場ではなく、意見聴取や協議をする場として位置付けており、協議会で議論した内容を自治体として最大限尊重する。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議1週間前を目途に、座長や浄化槽協会等と資料及び進行シナリオをすり合わせている。指摘点を修正した後、資料を事前に委員に配布している。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関や浄化槽協会からのテーマや資料の提供はいただけていない。 ● 会議中の市町の担当者からの発言は少ないため、協議会の会長や部会長から話を振ることで、意見の発信を促すようにしている。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県の事例 2/3

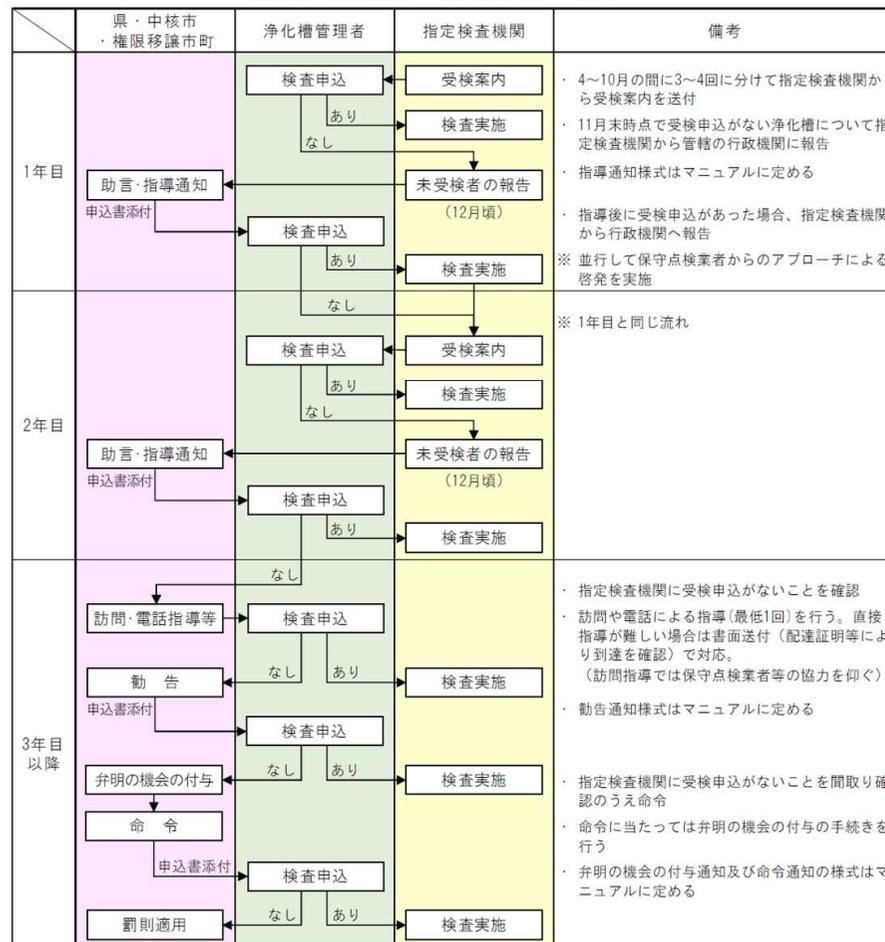
活用方法	取組事例
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 【開催頻度】 協議会の全体会は年に3回実施している。4～6月、9～10月、年度末に1回ずつ開催する。部会は、原則全体会の各会の間に1回ずつ開催。 ● 【令和4（2022）年度の会の構成・議題】 全体会のほかに、「浄化槽台帳に関する検討部会」、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」を設置した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「浄化槽台帳に関する検討部会」では、台帳管理項目、台帳システムの種類、台帳システムの閲覧範囲を議論した。 ➢ 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」では、保守点検業者（実施率8割程度）からのアプローチにより、法定検査実施率を向上させるため、以下の4つの取組を議論した。 ①台帳整備及び精度向上、②浄化槽管理者への普及啓発、③行政指導の強化（勤告・命令をどこまで強化するか）、④浄化槽管理者への支援（一括契約に向けた協議、公共浄化槽導入の方針等） ● 【令和5（2023）年度の会の構成・議題】 「浄化槽台帳に関する検討部会」は休会し、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」と「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」では、フローの協議、判定後の指導方法、実際に立入検査を実施し判定する会を実施。 ➢ 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」では、保守点検時に法定検査未受検の浄化槽管理者に対する受検勧奨の対応フローを検討。浄化槽協会、鳥取県、鳥取市（保健所設置市）の3者で受検勧奨に関する協定を結び、令和6（2024）年度から取組を行う予定。また、令和6（2024）年2月に協議し、同年4月に「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正して、保守点検事業者の受検勧奨の取組を努力義務の最上級に位置付ける予定。【図：P30】 ● 【令和6（2024）年度の会の構成・議題】 「浄化槽台帳に関する検討部会」を再開し、全国浄化槽団体連合会のアプリケーションの導入を議論する。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県の事例 3/3

～鳥取県の策定した、法定検査未受検者への対応フロー案～

法定検査未受検者への対応フロー（案）

**ポイント!**

協議会において、関係者全員でフローを検討
浄化槽協会、鳥取県、鳥取市の3者で受検勧奨に関する協定を締結し取組を推進

出所) 調査先自治体の提供資料

3. 協議会整備事例の整理

(3) 徳島県的事例 1/1

● 徳島県の実組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に組成した。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年8月に設立した。 ● 県、市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、メーカーで構成している。 ● 各団体に対して法的強制力がなくても、現状協力が得られているため、協議会を法定化していない。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局は県（3名）が担っており、県としては無理のない体制にできている。 ● 指定検査機関に資料作成の一部などを依頼し、協力を受けている。 ● 市町村それぞれが抱える課題等について積極的に提示するようにし、相互の意見交換を促している。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 組成当初は、各テーマ（維持管理の向上、浄化槽台帳の整備、浄化槽の普及・単独転換、公共浄化槽等整備推進事業、災害時の連携）に関する部会を設置し、部会ごとに検討状況を取りまとめ、年2回の会合で共有した。第3回協議会までは部会単位で議論を行ってから協議会を実施した。第4回協議会以降は関係者との事前のすり合わせを実施した後、協議会で議論している。 ● 財政事情や議会事情により、単独転換等の普及促進策に対応してもらえない市町村に対しては、全体会のほかに個別に打合せを行い、国庫補助事業の説明や取組状況の確認等を行っている。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会を組成する以前は、県と事業者がコミュニケーションを取る機会はほとんどなかった。開始当初は協議会の意義について懐疑的な意見もあったが、組成により事業者と意思疎通が図れ、現状では互いの意見・要望をすり合わせられるようになった。 ● 協議会で関係者が一堂に会して議論することによって、情報や事例が横展開され、単独転換の促進に繋がる。例えば、単独転換の普及啓発策として有効な策（指定検査機関に委託し、法定検査をする際に該当する単独処理浄化槽の管理者に直接チラシを配布）を全市町村に取り組んでもらえるよう、今後協議会で議論する予定。

3. 協議会整備事例の整理

(4) 福岡県の事例 1/1

● 福岡県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳整備を主目的として、令和2（2020）年度に設立した。 ● 名称は当初台帳協議会としていたが、今年度から台帳の名称を抜き、福岡県浄化槽協議会としている。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員は5機関で、県、指定検査機関（2機関）、浄化槽市町村推進協議会、福岡県環境整備事業協同組合連合会である。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 5機関から代表者を出し、委員長・事務局を県が担う。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 会合を年2回開催している。 ● 保守点検・清掃情報の収集の際に、保守点検事業者の負担が小さくなる方法を議論している。令和5（2023）年9月に収集方法の方向性を整理したため、今後具体化するための議論を行う。

令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務に係る報告書

2024年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています